

衆議院

經濟産業委員會會議錄 第二十二号

平成十四年六月十二日(水曜日)

午前九時二分開議

出席委員

委員長 谷畑 孝君

理事 伊藤 達也君

理事 竹本 直一君

理事 鈴木 康友君

理事 河上 暉雄君

理事 伊藤信太郎君

理事 梶山 弘志君

理事 根本 匠君

理事 林田 彪君

理事 増原 義剛君

理事 茂木 敏充君

理事 山本 明彦君

理事 川端 達夫君

理事 後藤 茂之君

理事 松原 仁君

理事 山村 健君

理事 福島 豊君

理事 大森 猛君

理事 大島 令子君

理事 宇田川芳雄君

理事 伊藤 達也君

理事 竹本 直一君

理事 鈴木 康友君

理事 河上 暉雄君

理事 伊藤信太郎君

理事 梶山 弘志君

理事 根本 匠君

理事 林田 彪君

理事 増原 義剛君

理事 茂木 敏充君

理事 山本 明彦君

理事 川端 達夫君

理事 後藤 茂之君

理事 松原 仁君

理事 山村 健君

理事 福島 豊君

理事 大森 猛君

理事 大島 令子君

理事 宇田川芳雄君

理事 伊藤 達也君

栗原 博久君

中山 成彬君

田中 慶秋君

達増 拓也君

小此木八郎君

阪上 善秀君

下地 幹郎君

林 義郎君

平井 卓也君

松島みどり君

保岡 興治君

生方 幸夫君

北橋 健治君

中山 義浩君

山田 敏雅君

漆原 良夫君

土田 龍司君

塩川 鉄也君

西川太一郎君

平沼 赳夫君

古屋 圭司君

大島 慶久君

下地 幹郎君

松 あきら君

円谷 智彦君

西村 正紀君

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議官) 広田 博士君

政府参考人
(資源エネルギー庁長官) 河野 博文君

政府参考人
(資源エネルギー庁長官) 中谷 俊明君

委員の異動
六月十二日

大村 秀章君

塩川 鉄也君

林田 彪君

小沢 和秋君

補欠選任

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

○谷畑委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律案並びに独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法案の両案を一括して議題といたします。

この際、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、政府参考人として経済産業省大臣官房審議官広田博士君、資源エネルギー庁長官河野博文君及び内閣官房行政改革推進事務局長西村正紀君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○谷畑委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○谷畑委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。中山義浩君。

○中山(義)委員 おはようございます。

ちょうど昨年、まだ森政権のころに我々は、この石油公団を廃止した方がいい、そういう論点で随分議論をいたしました。そのときに、私も附帯決議までつくりました。いろいろ議論をして、その当時、経済産業省の並々ならぬ意欲で、どうしてもこの公団を廃止しないで、新しい探鉱開発をすると同時に、今ある既存の油田でいいものがあれば日本が買っていくとか、新しい業務まで加えまして大変意欲のあるお話があったのですが、あるときに急にそれがボシャってしまっただけです。

これは一つは、堀内私案というものができ上がってきた、それが行革と結びついて、また小泉行革と結びついて一気に変わってきた、こういうふうな、一般的に見れば書かれているわけですね。しかしながら、何かどうも議論の過程で感情的なものが残っていて、何でもこの堀内私案が出てきたのか。本来であれば、自民党の中でよく当たり前に議論がされて、ちゃんとしたものが出てくるのが普通ですね。それが突如として、省庁の批判をわっとぶち上げてきた。ここにすごく問題があると思うんですね。

やはり、政党としてしっかりとその中でまず議論をして、いいものを我々に提示してもらいたいし、または、そういういいものを、省庁でお互いに切磋琢磨してもいいものをを出してくる、そういう過程ならいいんです。ですから私は、今回の法案を審議するに当たっては、どっちかといえば、今やっている有立法制と同じように、どこか欠陥があつて、しっかりと議論をしている間にその方向性を見出そう、我々はそのように考えているのであつて、今の時点で、この新しい法案に賛成も反対もちょっとできないような状況だ、このように思っております。

また、法律の中に特殊会社というのがありまして、特殊会社という言葉がよく出てくるんですが、法律を読んでみると、いや、それはできる限り早くつくっていくというふうな形もありますし、我々がこの法律をぱっと見て、しっかりと枠組みができていくというところまではまだ行っていないような気がいたしております。そういう面でも私もこれから、経済産業省の中と自民党の中に違いがあるんじゃないか、この辺も伺いながらまず議論を進めていきたいというふうに思っています。

前回では私も、その自主開発のあり方、それから日の丸原油といいますが、そういうものの定義づけとかいろいろやってきたつもりなんです。でも、もう一度ちょっとやらないと、今後の経済産業省の考え方というのがよくわからないわけですから、今までの四、五年やってきたことについて、まず、反省といえますか総括といえます

第一類第九号 経済産業委員会議録第二十二号 平成十四年六月十二日

か、そういうものをちよつとお示しいただきたい、このように思います。

○平沼國務大臣 お答えをさせていただきます。

中山先生から、森内閣のときに、石油公団廃止、こういった形で民主党の方からそういう御提言も出た、そういう中で、何か急に変わったのではないかと、また、自由民主党の中で十分なすり合わせも行われていなかったのじゃないか、こういう御指摘でございます。

御承知のように、今般の特殊法人等改革におきましては、すべての特殊法人等について、事業、組織形態の抜本的な見直しを行うことが求められています。昨年末に閣議決定されました特殊法人等整理合理化計画の中で具体的な方針が示され、その中で石油公団については廃止することに相なったわけですね。一昨年十二月の行政改革大綱で、すべての特殊法人の事業、組織を見直し、一年以内に結論となっております。昨年四月の、この前の公団法改正時においても、私はこの趣旨で御答弁をさせていただきました。

他方、エネルギー供給の大宗を海外に依存する我が国にとって、その安定供給確保というのは重要な政策課題であると思っています。

かかる観点から、昨年の石油公団法の改正において御承認をいただきました資産買収案件に対する出資機能を含めまして、国の責任において果たすべきエネルギー安定供給の確保上の重要な機能でございます。石油開発のためのリスクマネー供給機能、研究開発機能、さらには国家備蓄統合管理機能等については、この法律の中では、独立行政法人に担わせまして、業務の一層の効率化に配慮しつつ着実に推進してまいり、このようになっております。

そういう中で、堀内総務会長からの提言、党の中でも政調会等でしっかりと議論をしながら、そういう議論の過程の中で、私どもとしては、御指摘の資源エネルギーの乏しい日本にとって、やはりエネルギーの大宗を占める石油の確保というものを自主的にやっていかなければいけない、その

ためには、リスクマネーあるいは備蓄、あるいは研究開発、こういったものをしっかりと担保しながらやっていく、こういう形で今回御提案をさせていただいている、こういうことでございます。

○中山(義)委員 私たちはそのときも、前回に、探鉱をやつて千に三つしかなかなか見つからないし、非常に事業が非効率じゃないかと。どうもそれは資金の供給のやり方に問題がありまして、石特会計というところからじゃぶじゃぶお金が流れるために、これはちよつと掘つても無理かなというところまでどんどんやつてしまった。だから、それがそれで千に三つになつてきちゃつて、もつと確率性のあるものをやればよかったんじゃないか、そういうような議論もしました。

そういう結果で、今度は、新規案件の出資、債務保証、こういうところはかなり厳しくやるということだと思つていますが、今までの人間関係や何かを全部断ち切らねえと、どうもあいつから頼まれたんじやしないか何だとかとあるの、我々が本質的に考えなきゃいけないのは、もう一度しっかり、今までの機構の悪かつたところ、それから、よかつたところがあるならばそれは何なのかというところだと思つてですね。

現在、実績だけ見てみますと、特殊会社という話が出てくるんだけど、堀内さんの場合は、この特殊会社についての全部売つてしまえ、一回国家の金として入れろというふうなことを言っているんですけど、今回のスキームでは、いいものは残して、それを特殊会社に入れて、いわゆる持ち株会社みたいなにして和製メジャーをつくつていくというふうなお考えなのかなと思つております。

この法律の部分にありますね、特殊会社についてはこれからの問題として、法律には入っていないけれども、特殊会社をつくることは間違いない。それは、ある意味では和製メジャーというものを目標して日本の将来の石油というものを考えているのかどうか、その辺がひとつ、今後の取り

組みについて、いろいろ、何をやるかとしているのか我々ちよつとわからないわけでございます。中東の石油に対して日本が九〇〇近く依存していることも、これは大きな問題点であります。そういうものも全部勘案して、どういう方向に向かつていくのか。

要するに、今までやつてきたものを残すのか、それとも全部売却しちゃうのか、それで、新たに民間同士で自然に合併するのを待つのか、または、いや、そうじゃない、売却させないで、悪いものを全部売却させちゃつて、いいものだけ残していくんだと。

というのは、要するに、端的に言うと、平沼私案と堀内私案の違いがそこにあるわけですね。私にはどっちが正しいというのはいくらもわからないんですけど、これは、やはりもうちよつと党内で、もしくはお互いに話し合つて、わかりやすい我々に見せてもらわないと、何をやっていくのかかわからない法律、また、どうなるかわからない法律を今審議しているような気がしてしょうがないんです。

その辺、いかがなんでしょうか。

○平沼國務大臣 経済産業省といたしましては、平成十二年八月の石油開発事業中間報告におきまして、自律的に石油開発事業の維持拡大を行うことができる中核的企業グループの形成の必要性が示されているところでございます。したがいまし

て、引き続き、石油の安定供給確保の観点から、重要な政策課題、このように認識しております。なお、石油公団廃止法附則で別に法的措置で設立することを明らかにしております特殊会社につきましましては、整理処分後の石油公団の開発関連資産を引き継いで設立をされまして、将来できるだけ早期に民営化することになっております。

いづれにいたしましても、特殊会社の目的、業務等については別に法的措置をとることになっておりますので、今後の議論の中で具体的な姿が明らかになってくる、こう思っております。

石油公団の保有する開発関連資産の取り扱いにつきましては、整理売却するもの、それから特殊

会社に承継されるもの、選別の基準については検討委員会における議論にゆだねることに相なりませうけれども、基準の策定に当たつて留意されるべき視点としては、例えば以下のようなものが私どもは想定されると思っております。

一つは、事業内容の悪いものは、原則早期に整理売却することが適当だ。

二つ目として、事業内容の悪くないものであつても、将来民営化をし、国際的な石油天然ガスビジネスを自律的に展開することを予定する特殊会社にとつて中核的な事業とならないものは、やはり売却する方向で検討することが適当ではないかと思つております。

また、三つ目は、探鉱中あるいは開発移行中の仕掛かりの案件を有するものを含めて、将来性がありまして、産油国との間でも国の関与を引き続き示す必要のあるものは特殊会社へ承継することが適当ではないか。

四つ目としては、現在事業内容の悪いものでございまして、他のプロジェクト、他の事業と連携することによりまして、将来資産価値の増大が見込まれるものは特殊会社に承継することが適当ではないか、こう思っております。

そして、堀内私案、平沼私案、こういうことで御指摘になりましたけれども、これをまとめていく過程におきましては、私どもは総務会長とすり合わせもいたしまして、最終的に、それではこれでいい、こういう形で御提示をいただいている、こういうことで御理解をいただきたいと思います。

○中山(義)委員 お互いにいいものを集めてやつていく、または、そのいいものは、全部悪いものを売却しちゃつてから自然に民間の人たちが集まつて持ち株会社をつくるのを待つ、どちらも民営化していく一つの過程だとは思つていますが、堀内私案なるものが出てきて、何でもこんなふうにお互いぶつかり合つたのか、その過程がちよつと私どもよくわからないんです。

どうも堀内さんに初め、パス屋さんと言つたり

なんかしたとかしないとか、いろいろな感情論まで週刊誌を見ると出ていまして、堀内さんはこんな経理上のごとはわからないんじゃないかと甘く見て出したら、やはり経営者ですから、見ていうちに、いや、こんなずさんな経営は許さない、こういうことで始まったというふうに私はいろいろなところから聞いています。

ですから、この問題について我々が審議するときには、本当は、ある程度完璧な形で法律になってきてそれを審議する方がいいんですが、どうもまだそこにくすぶっているような問題があつて、この論議というのは、審議している過程でまだまだいろいろなものが出てくるので、私たちはこの段階では賛成でも反対でもなくて、もつと審議を深めていこう、我々こういうような結論になつて、田中筆頭からそういう命令を受けて、よくいろいろなことを聞き出せ、聞き出してから我々は態度を決めよう。もつと端的に言わなければ、ここに堀内さんと呼んで、平沼大臣ともやり合つてもらつて、それからこの法律案の本当の真意をもうちよつとしっかり酌み取ろうなんて意見まで出ているんです。

そういう面では、私も、今度の法律案の中に、この特殊会社というのは最終的に結論だと思ふんですが、これが法律の中に入っていないわけですよ。特殊会社をいまだに、さっき言ったように、全部売り飛ばしちゃうか、または、いいものだけ残すかとか、こういう論議も、外ではやつていても、中ではまだちゃんとした形で出てきていない、こういうことだと思ふんです。

もう一つは、今のそういう話と同時に、これから日本が本当に自主開発、いわゆる日の丸原油というものが必要なのかどうか、この辺についても再度お示しをいただきたいと思ふんですね。大臣が、アザデガン、これも大分努力されてきた。こ

うイランとの関係がうまくいなくなるとか、そういうことがあるんじゃないか。または、絶対に日の丸原油をやらなきゃいけないのかどうか。

それから、日の丸原油とは何だろうなと最近思ふんですけれども、アラ石は、あれはかつて自分の会社で、「プロジェクトX」なんかを見ると、山下太郎さんが自分で開発したわけですよ。ところが、それから後の日の丸原油というのは、石油公団が国のお金をある程度じゃぶじゃぶ使つてやつたので、どうもああいう山下太郎さんみたいな開発じゃないような気がするんですが、一様に日の丸原油というのはこういうものだ、これはどうしても基本的に自主開発が必要であるなら必要である、なぜ必要なのかもちよつとお話をしたい。

○平沼国務大臣 これはもう委員もよく御承知のことだと思ひますが、我が国においては、石油等の安定供給の確保を図るため、昭和四十二年以降、石油公団、設立当時は石油開発公団と言つておりましたけれども、そこを通じた出融資等によりまして自主開発原油の確保に努めてまいりました。公団設立時、これは一九六七年でございましたけれども、日量約二十七万バレルでございました石油公団の出融資対象会社の自主開発原油輸入量は日量五十八万バレル、原油総輸入量の一三%で増加をしてきております。このように、自主開発原油というのは、緊急時における安定的な供給源として一定の役割を果たしてきているものと私も認識をしております。

ただし、これまでの石油公団の運営や財務面については、石油危機などを背景に、自主開発原油の量的確保に重点を置く余り、御指摘のように、資金の効率的運用に関して十分でない面もあったことは、私も、私は率直に認めなければならぬと思つております。

しかし、天然エネルギー資源のない国にとりまして、石油の価格が三倍に上昇したり、非常にフラクチュエートが多い、そしてまた石油危機、そういうものもある中で、やはり自主的な開発によ

る安定的な供給、日の丸原油というふうにおつしやいましたけれども、それを確保していくことが日本のエネルギー安定のために、エネルギー安全保障政策上非常に必要である、こういう認識の中で私も一生懸命にやってきましたわけでありま

す。私どもとしては、引き続き、やはり二十一世紀も当分の間は、今の予想では二〇五〇年ぐらいまでは石油がある部分主要な部分を占める、こういうことを考えると、これだけの経済大国の日本にとつて必要な石油というのは自主的に開発をし、そして後顧の憂いのないようにしておく、これが基本的にございまして、今回の法律の中でも、特殊会社、それが最終的に民営化されて、これからのことですけれども、でき得べくんば皆様方の御協力の中で和製メジャー、そういうものができればいい、その第一歩として位置づけさせて

いただいているところでございます。

○中山(義)委員 そうすると、特殊会社というのは、法律案の中にはできる限り早くとなつておりますが、いずれは必ずつづつてやつていくというふうには読み取つた方がいいたつていいですね。この特殊会社というのは、これはたつた一行ぐらいで、「別に法律で定めるところにより前条第一項の規定により公団からその権利及び義務を承継する株式会社として政府がその資本の全額を出資するものを設立」ということ、これ、できるだけ早く民営化するというふうにして書いてありますね。この一項というのは、全体的にはすく大

事なことなんです。初め、これは完全に法律に盛り込む話になつていて、堀内私案でも、ここに全部一回売却しちゃつて、どういう企業が買つかわかりませんが、それが集結して特殊会社をつくつていくような形を想定したのかとも思ふし、平沼私案では、いいものだけをそこに集めて、そこを和製メジャー的なものにしてしようという、そんな意図も読み取れるわけです。

きょうは、質問は、ジャブぐらい出しておいで、そちらの考え方をよく我々も知ろう、こうい

う段階でございしますので、そういう面では、特殊会社というこの会社は、法律には盛り込んでいないけれども、かなり重要なことは確かですよ。○平沼国務大臣 石油公団廃止法附則で別法措置で設立することを明らかにしております。特殊会社につきましては、整理処分後の石油公団の開発関連資産を引き継いで設立され、将来できるだけ早期に民営化する、こういうことになっております。

いずれにいたしましても、特殊会社の目的、業務等については別に法的措置をとることとなつております。今後の議論の中で具体的な姿を明らかにしてまいりたいと考えておりますけれども、私どもとしては、先ほどの御答弁で申し上げたような、そういったことを将来描いている、こういうこととでございます。

○中山(義)委員 ちよつとしつこいようですが、もう一回だけ自主開発のことについて一応確かめておきたいんです。

アラビア石油は、自分たちの会社の株式会社としてやつた。その後の後発組の方は、ある意味では日本の全体の状況、石油ショックで、やはり日本に石油がなくなつたら大変だ大変だという気持ちで、世論にも押されて、そういう石油公団みたいなものが一生懸命探鉱事業を始めた。そこには、はつきり言いますと、石油特別会計というものがついていて、これは税金ですからね、そこからじゃぶじゃぶお金が流れて、国民的に、もうとにかく油を掘り当てないと日本の国の将来がない、危ない、こういうふうなことがあつたわけですね。それで、一たんその熱が冷めたときに、日本人によくあることなんです、急に今度は石油公団に冷たくなつてたがたがたがたやっていると、いうところだと思ふんですよ。

ただ、私たちは、今現実に、堀内さんの言うように会計がずさんである、これは間違いないと思ふんです。ですから、行革の視点からいけば、相当これからの一つ一つのものにチェックを入れなければいけない、このように思ふんです。

しかし同時に、石油というものがこれからも、先ほどのお話のように、自主開発も必要だし、日本に安定的に供給されるということが、それもすごく重要なことだというふうに考えているのならば、これは、単なる行革という視点だけじゃなくて、石油を日本に安定的に供給するか、しかもそれは、自主開発がこのくらい必要で、市場を利用して買うのはこのくらい必要でというものをこの時点で示した方がいいんじゃないかと思うんです。

だから、例えばアザデガンという、大臣がお世話をしていられるところは、これはどういう形の開発なのか、いわゆる日の丸原油なのか、それとも、アザデガンでほんぽん出てくるものは、いや、あれは市場にちゃんと持っていくって市場から買ってくるんだとか、よくその辺がわからないんです。

だから私たち、全体的にもう一度、日の丸原油というのはこういうもので、自主開発はこういうもので、市場で買うものはこういうもので、アザデガンのものはこういうふうに考えている。それで、今のこの法案が通らないとアザデガンはだめになっちゃうのかどうか、その辺も含めてちょっとお話をいただきたいと思うんです。

○平沼国務大臣 アザデガン油田の開発につきましては、二〇〇〇年八月の第一回日本・イランエネルギー協議を契機といたしまして、その後交渉を重ねた結果、同年十一月のハタミ・イラン大統領の訪日のときに同行されたザンギヤネ石油大臣と私との間で、両国のエネルギー分野における協力に関する共同声明を調印した際に、この油田の開発に我が国企業が実質上優先的に交渉する権限を得ることについて合意をするに至りました。

以降、昨年六月、我が国企業から開発計画が提出されて、現在、我が国企業とイラン側との間で具体的な契約条件等に関する交渉が前向きに進んでいるところでございます。

同油田につきましては非常に大規模な埋蔵量が期待されておりまして、日量五十万バレルとかあ

るいは六十万バレル、こういうような数字が出てきているわけですが、我が国の原油調達先が多様化の観点から、我が国エネルギーセキュリティ上重要なプロジェクトである、このように認識しております。

当省といたしましては、できる限りいろいろな面で応援をして、可能な限り早急に契約が締結されることを期待しております。また、我が国企業の参入が実現した際は、当省としても当然必要な支援を行っていくかなければいけないと思っております。

我が国のエネルギーセキュリティの観点から、自主開発を含めまして、中東産油国との協力関係を一層強化していくことが重要でございます。今後とも、自主開発の推進に加えまして、イランを含めた中東産油国との間で、石油開発・精製分野における技術協力でございますとか、幅広い分野における研修生の受け入れ、専門家派遣等の人的交流、投資ミッションの派遣、あるいは事業可能性調査への支援などの投資促進策の実施により協力関係を築いていきたい、こういうふうに思っております。

アザデガン油田としても、今、民間の中でコンソーシアムをつくりながら、そして、これは国の自主的ないわゆる日の丸原油として位置づけ、将来的に特殊会社あるいは完全な民営会社、そういったものの等の推移を見ながら総合的に考え、私どもは、しっかりと自主原油として位置づけていかなければならない、このように思っております。

○中山(義)委員 そうしますと、これはいわゆる独立行政法人、新規案件の出資や債務保証とかいうところで、ちょっとここではつきりわかつてきたんですが、国のやる仕事というのは、例えば外国との交渉。それで、外国の交渉が済んだ。今度、残った独立行政法人から出資するけれども、それは相当厳しい、掘ってみたら必ず出てくるという、かなりの高い確率でそういうものがあるところには出せないわけですね。しかも、

スケールも、今話を聞いていると、かなり大きいスケールのものをねらっている、こういう考え方でいいのですか。

国がまず、イランならイランと交渉する。かなり確率が高い油田である。それには今までのようにお金を出していくけれども、レベルもかなり高いものでなければ今後はいきなり出さなくて、今みたいなアザデガンよりもっといいかげんなものには出さない。今度のアザデガンは絶対自信を持っているから出す。その基準ですね、最後の。出さないから出す。アザデガンとかは、もう先ほど言ったように出すと決めているわけですね。

では、出さないという基準はどんな基準なんだろう。例えばアザデガンと、もう先ほど言ったように出すと決めているわけですね。

○平沼国務大臣 これは、例えばアザデガン油田に關しまして、石油公団が開発をしました三次元のいわゆる地震探査等も含めて、その可能性というものをより高めるための技術的なこともやっております。そういう観点の中で、アザデガンというものは非常に有望でございます、そういう意味では厳しくチェックをしなければいけません。ですから、その時点で本当に有望である、そして、それが周囲に納得がいく、そういう形であればそれは踏ん切る、こういうことに相なります。

その他、天然ガスも含めて、これからいろいろな案件が出てくると思います。そのときは、やはり私も厳しい基準を設け、その審査の中で結論を出していくべきだと思っております。従来は、先ほど千三つというふうなことをおっしゃいましたけれども、そういう意味では割合安易な形で進んでおりました。しかし今回は、従来は石油公団は七〇％までやっておりましたけれども、それも今度は五〇％、こういう形に限りまして、有望な案件に限定をして精査をしてやっていく、それが基本になければならない、このように思っております。

○中山(義)委員 細かい石油会社をうんとつくって、そこに今までやらせていましたよね。こういう経理のずさんな部分については、何か同僚議員が後からうんと資料をもって厳しくやるというのですが、私は全体的な面から言いますと、今のお話は、じゃ、もう細かいやつはやめよう。大きくて、絶対そこに油田があるとかかり自信の持てるもの、それから、今までみたいには減免つき融資、出せ払いみたいなのがありましたね。もし出たら返してくれよ、出なきゃしょうがないというような感じのもの、そういうものも全部なくなるわけですね、今回の新しい試みというのは、要するに、今までのことはまた今までの、いろいろな意見で質問があると思いますが、これからのこととしては、小さなものはやめる、全部やめて体力勝負のできるでかいものをつくっていく、そういう形がいいんですね。

○平沼国務大臣 ある意味では、過去の反省の上に立ちまして、そういう可能性の低い、そしてまた小規模のもの、そういうものに関しては、原則的には私どもはやらぬ。ただ、やはり石油依存度を余り高めず、石油依存度を落とすという観点から、例えば天然ガス、そういうものに関しては、ちゃんと探査をした上、有望なものであれば、それはエネルギーの多様化という面では必要だと思っております。原則としては、おっしゃる通りに、私どもとしては、厳選して余り細かいものはやらない、こういう形で進んでいきたいと思っております。

○中山(義)委員 今の意見ですと、中東依存を避けるためには、よその地域も考えているということですね。それは石油というよりもむしろ天然ガスだ、こういうような考え方でよろしいわけですね。そういう志向をしている、それでいいわけですね。

だんだん少しずつ見えてきましたけれども、どちらにしても、本当の意味でのエネルギー政策といえますか、戦略的なものをもうちょっとお示しになった方がいいと思うのです。

今回は、石油公団というその公団を、今まで経理がずさんだったからそれをやめたんだ、大分いろいろ堀内私案で経済産業省がちくちくやられ

て、それで今度は変えたんだというのではなく、もし今回新しい法律をやるのだったら、やはりこれは不退転の決意で、中東依存というものはこうなつたけれども、こういうセキユリティーを考えているとか、または、石油依存度を下げるためにはサハリンの天然ガスはこういうふうにか考へているとか、それから小さな油田はもう全部整理する、大きな油田だけで勝負する。

それからもう一つは、市場で買うためには何が必要なのか、市場から安定供給を受けるにはどうしたらいいのか、その国との友好はどういうふうにかやつていくのかとか、その辺はもうちょっと詰めていた方がいいと思うのです。

それから最後に、石特の問題もあるわけですね。これも税金でうんとかけるわけですよ。今アメリカだつたら、原油が入つてきてガソリンになつたとき、ガソリンは全然安いですね。ところが日本の場合、税金がいろいろかかつています。今回、リサイクル法のときもありましたよね。石油に關する、また道路に關する、車に關する税金が高過ぎるわけですよ。だから今ガソリンが日本でも高い。でも、このガソリンが余り安くなつちゃうと、またじゃぶじゃぶ使つてCO₂があふえるということもあり得るかもしれません。

基本的には、この辺の税金の使い方をできる限りうまくやつて、できればこの税金を使わないで、私の会社がどんどん伸びていつて、その特殊会社という会社が、もし持ち株会社となつて、政府とはもう別個に利益というものを追求して、株主からも本心に敬意を持たれるような会社でやつてもらえば心配ないわけです。

最後にちょっと申し上げますが、アラビア石油が放棄されたときに、最後は、民間会社だつたというところで放棄された。しかし、その前に二千億円の鉄道の問題がありましたね。このときにも、いろいろな週刊誌なんかを読んでいると、どうも経済産業省は、あの鉄道をけつてもサウジアラビアは頭を下げて権益は続行できる、こんなふうにか読んでいた節もあるわけですよ。だからやはり、

諸外国との関係といひますか、本心に日本と中東との関係、そういうものもはっきりしていくことがすくく大事だと思つたのです。

ですから、共同開発などいろいろな投資をしなから、今回のイランの問題なんかは、恐らく中国も石油が欲しいでしょうし、韓国も欲しいでしょうし、東アジアの景気が上がつているところは全部中東に集中してくる。そのときに、やはり日本だけが安定供給を受けるということはできませんけれども、すべての国が安定供給をできるように外交的な努力がすくく必要なんです。ですから、外務省が今の力で本心にそういうことができるのかも、我々すくく不安なわけですよ。

それからもう一つ、備蓄だつてどうですよ。我が国だけが備蓄したつてどうしようもないわけですよ。諸外国も一緒に備蓄をしてくれないと非常に不安な状況になる。そういう面でも経済産業省からそういうアピールをしておいてもらつて、我々はこういうことで、中東から石油が、大變、九〇%近い依存はしているけれども、こういうセキユリティーでやつていられるんだという、そういうものが全部伝わつてこなくて、今回も何か堀内私案に振り回されて、何かいいように経済産業省がいたぶられたような気がする。もっと、冗談じゃないと、我々が今回変えるのは、日本の石油政策をもつと表に出して、安定供給とそれから市場原理と、そしてなるべくCO₂を出さない天然ガスに変えていくという大方針を発表してください。

そうじゃないと、我々質問していても、何だ、また前回と一緒にじゃないか、悪いところだけちくちくやつていられる委員会になつちゃうと思うのです。そうじゃなくて、もつと夢のある、日本の石油の将来がこんな明るのかという形の委員会にしたいと思つていられるのですけれども、大臣、どうでしょう。

○平沼国務大臣 大變重要な御指摘だつたと思ひます。

決して堀内私案に振り回されたということでは

ありませんで、たまたま行政改革、そして特殊法人改革、これとタイミングが重なつたという面があります。そういう中で、堀内私案というものも、私どもは一つの大きな参考にはさせていだきました。しかし、私どもとしては、長期的に見て、冒頭の御答弁でも申し上げましたように、やはり自主的に開発をし安定供給、この道を残すことと、それから、おっしゃつた備蓄というものは大切でありますから、その備蓄というものの最終的担保はやはり国がしなければいけない、それから研究開発、この辺は、我々は、今御指摘の総合的なエネルギー対策のつとめて、この三点というものはきちつとさせていただいたと思つています。

しかし、いずれにいたしましても、国の大切なエネルギーの政策でありますから、やはりおっしゃるような視点も踏まえて、我々としては、これから皆様方の納得のいくようなことをやらせていただかなければならない、このように思ひます。

○中山(義)委員 私は、行革という視点で今回のことを、恐らく後の方がちくちくちくちくやるでしょうから、どんなやつてもらつてください。だけれども、今回の問題、あの山下太郎という人があそこで石油を掘り当てた。この山下さんの心意気というのは、日本はなぜ戦争になつたか、要するに、油をとめられたから戦争になつたんだ、それから、世界のこれからの趨勢というものは、油を持つ国が大きくなつていくんだ、こういうすくく大きな理念に基づいて山下太郎さんがアラビア石油であそこで掘り当てたわけですよ。

そういう理念にもう一回しつかり石油公団の人が立ち返つて、本心に日本人の心意気で再度石油を掘り当てる、やはりそういう努力を、汗をかくようなことをもつとやつてもらいたいし、そうじゃないかと思ったら、トルシエ・ジャバンのように外国人を呼んできて、監督にもつと優秀な人間を呼んできて、どうも日本のやつていける探鉱技術はだめだ、こういうのなら外国から技術者を連れてくるし、鋭いブレイヤーを連れてきてやるべきだと思ひますよ。本心に石油を生み出す努力をしていられるのかどうかというところに、今までのすくく問題があつたと思ひますね。

やはり日本のこれからの将来のことを考えたら、石油も、天然ガスができるまでまだ十年ぐらいはかかると思ひますよ、中東依存も。だから、もうちょっとしつかり外国との人間関係やそういうものもやつていかないと問題があるわけですね。相手は、ほとんど石油大臣を相手にするわけでしょう。そうすると、石油大臣は、やはりお互いに石油の問題で協力し合わないとなかなかその国と仲よくなれない。インフラだ、下水だなんていろいろ日本が協力する部分はあるかもしれないけれども、相手の石油大臣と対等にやるためには、やはり石油の問題でその国とやるのが一番いいわけですから、これからの問題として、今回の行革の視点は大事な視点かもしれない。それは、今回もいろいろ出てくると思ひますけれども、大きな戦略というものを常に示しながら答弁をしていただかないと、このせつかつくの議論がおかしくなつちゃう。私、前回の議論の方がよかったのかなと、前はそういうのがなかったから。かなり一生懸命やつたつもりなんです、エネルギーの将来という問題についてね。ですからやはり、その辺も含めて、その辺をしつかり固めて答弁をしていただきた。

それから最後に、特殊会社については、法律になつていませが、もつと表に出してもらつて、特殊会社が何をやるのかはつきりしてもらわないと、これは最後、結論がありませんよ。その辺を指摘して、私、質問を終わります。堀内さんよりもつと厳しい山田敏雅にかかりますので、よろしくお願ひします。

○谷畑委員長 この際、お諮りいたします。両案審査のため、本日、会計検査院事務総局第五局長岡谷智彦君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○谷畑委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○谷畑委員長 山田敏雅君。

○山田(敏)委員 山田敏雅でございます。

大臣、あと何分ぐらいなんでしょうか。(平沼国務大臣「あと五、六分」と呼ぶ) それでは二問、十分だったら四問だったんですけれども、二問いたしますので、お答えください。

まず第一に、去年、先ほど中山議員も言われました、石油公団が新たに自主開発をするための法律の改正案をやりました。大臣は、再三答弁に立たれて、このことについての意義を説かれました。今日、同じ大臣が、今度、石油公団を廃止する、こういうことでございますので、その点について、去年のあの議論では、総理大臣に対して、あるいは閣議で、そういうことはやらないんだと突っ張るべきだったと思うんですが、そうではなかったということについて一言、御感想なり意見を聞かせていただきたい。

もう一点は、石油公団というのは自主開発油田をやるということで、どういう大義があったのか、日の丸原油三割ということであれば多少日本のセキユリティーもいだろうということでもやられたと思うんですが、そういう大義のもとに、しかし、実際よく見てみるとそんなものじゃなくて、まさに採算を度外視する、あるいは経営感覚が全くない、あるいは素人の天下りの方が全然仕事をしないで地位をたくさん占める、まさに、普通の国民の感覚からいうと、とんでもないことが、これは後で、大臣が出られた後、副大臣にいろいろ申し上げますが、起こったわけですね。

それでは、二兆円使って一兆四千億円を海の藻くずにしたことについて、これは単にリスクがあったからではなくて、明らかにこの手法、やり方、行政にこれは責任があると思うんですね。そこで、まず、行政責任はどうなるのか。一切

責任は問われませんという、今度の法律ではそれは出てきません。それから、経営の責任はだれがとるのか。公団の総裁は一体何をしたのか。開発会社を二百九十八社もつくって、そのうち何にもしない会社がいっぱい出てきました、後で述べますけれども。経営責任はあるのか、もちろんあります。では、とるのかとらないのか。退職金を払うのか払わないのか、公団総裁ですね。その責任を明確にされないでこれから先どういうことをやるのかということが全然出てこないと思うんですね。

以上、この二点についてお答えください。

○平沼国務大臣 お答えさせていただきます。

先般の石油公団法の改正におきまして、御協力をいただいているいろいろ審議をさせていただきました。そのときの答弁の中でも私は申し上げておりますけれども、特殊法人整理合理化計画の中で国の方針が出ました。そういう中で、私どもとしては、今回、石油公団を廃止をするけれども、御審議をいただきました、国の自主開発の機能、リスクマネーの機能あるいは備蓄の機能、そしてさらには研究開発の機能、これはしっかりと担保をする、そういう形でやらせていただきました。

閣議でそれに反対をしなかった、これはけしからぬというようなニュアンスのお話でしたけれども、私どもといたしましては、この前の委員会の中でも将来の方向は私は申し上げていただきました、やはり、国のそういう方針が出れば、我々は重要な機能というものを担保しながら、新しい一つの合理化計画の中で決断をさせていただきます。

それから、役所の行政責任及び経営責任をどうとって、具体的にはどうするんだ、こういうことでございます。

石油公団というのは、自主開発原油の確保に貢献してきた結果、一九六七年の設立時には日量約二十七万バレルであった出融資対象会社の自主開発原油輸入量は倍増の五十八万バレル、原油総輸入量の一三%まで増加をいたしました。したがって、私は、緊急時における安定的な供給源として一定の役割を果たしてきているものと認識しております。

他方で、御指摘のように、石油公団による探鉱投融資制度の事業運営について国民に対し十分に説明責任を果たすべきという認識が必ずしも十分でなかったこと、出資及び減免つき融資を合計して七割まで財政資金による支援が可能であったことなどから、主体であるべき民間事業者の経営責任の所在がいまいちとなるという弊害があった、そういうことも事実だと思っています。

このような状況の中で、近年、各方面から、石油公団の財務、事業運営についての問題提起がなされて、これを受けて、公団内の石油公団再建検討委員会及び部外第三者による石油公団開発事業委員会において、一つは、プロジェクト採択審査の定量的評価の導入でありますとか、企業会計原則に準じた会計処理の導入、それから出融資会社の整理、情報公開の徹底等の改善が示されまして、以後、それらの指摘事項のほとんどすべてについて着実な改善を進めてきているところであります。

さらに、今回の改革では、自主開発支援につきましては、プロジェクトを厳選するとともに、減免つき融資を廃止し、支援比率は五割を上限とするなど、より一層の効率化を求められておりまして、かかる改革を着実に実施することとして当省としては責任を果たしてまいりたいと思っております。

そして、行政の責任あるいは経営の責任をどうするかということですが、今言った、御指摘の、そういったことを着実に実行することによって役所としては責任を果たしていかなければならないと思っております。

また、石油公団の役員員のことについても、私ももとしましては、やはりそこは意識を喚起するということとは非常に必要だと思っております。また、退職金等のことにしましては、私どもは、将来石油公団が廃止されて、その役員が退任する

ときに、その時点での職務実績に照らして検討されるべきものと認識しております。

欠損金を抱えている石油開発会社を含めて、石油公団が保有する株式については、総合資源エネルギー調査会の意見を聞いた上で、内閣総理大臣に協議しつつ、公明正大に整理売却を進めていくこともやはり責任を果たすことに相なると思っています。

その際、このような企業の役員に対する退職慰労金の支払いについては、まず、石油公団が株主として十分に関与すべきものとは思っておりますけれども、必要があれば、石油公団を通じて私どもは厳密に、適切に対処をしていかなければならない、この辺は厳しくやらなければいかぬ、こういうふうに思っています。

○山田(敏)委員 一兆四千億、全く海の中にお金を捨てた、このことについて、普通の会社で、例えば百億円の会社で十億円損した、これは明らかに責任をとらなきゃいけないのですよね。今の御答弁では、だれも責任をとらないということをおっしゃったので、これはやはり国民の立場としては納得できないと思いますので、引き続きまたよろしくお願いいたします。

副大臣、実態は、今、改善したから責任をとらなくてもいいんだ、こういうことなんですか。けれども、二百九十八社つくられたんですね。この中で、天下りの方が入られました。実態はどうなったかといえますと、石油開発については全く素人です。その方が社長になって行った。これは産経新聞の二〇〇一年の十一月二十二日の記事でございまして、けれども、大蔵出身の理事、「石油開発のことはわからん。それは専門家に任せればいい」と。これ、経営の責任者です。わからねから専門家に任せると。この人の言葉にあるように、実体上の開発会社のトップは天下りして素人ですから、しかも二、三年でかわるわけですね。また別の天下り先に行く。腰かけなんですね。しかも素人なんですね。

まさに、この大蔵出身の理事の方のお言葉のよ

うに、仕事をしなくてもいい、実はできないと。では、それについて経営責任、行政責任はだれがとるのですかという質問なので、それはとりまぜんとという答弁じゃおかしいんじゃないですか、副大臣。

○古屋副大臣 お答えをさせていただきます。

今大臣が答弁をさせていただきましたのは、今度の石油公団の廃止に伴いまして、リスクマネーであるとかあるいは技術開発の機能、こういったものはしっかりと移転をして、国として関与すべきところは関与し、また、過去の反省に立つて、例えば減免つきの融資の廃止をするとかあるいは支援を五割以下にするとか、そういうことをきちつと行うことによってけじめをつけていくということが一つ。

それからもう一つは、では、石油公団の退職をされる方についてはどうなるのか。実は、石油公団の職員の退職金につきましては、退職手当支給規程というのがございまして、これは経済産業大臣の承認を受けることになっております。

したがって、現在の石油公団の退職につきましては、三年後には廃止をするということでありまして、そういういろいろな機能が順次独法等々に移管をされていきますと、その節々で退職ということになっていくと思えますけれども、その時点でその人の職務実績等々を見て公正に判断されるべきものでありまして、あくまでも支給規程というのは大臣の承認でございまして、その内容の検討も含めて対処していくべきものというふうには私は考えておるわけであります。

○山田(敏)委員 経営者としての責任を見ると、視点があるんだから今のはいいんですけれども、そのお言葉がないんだから、やはりもう一回、普通の会社が普通にやっている、多額のお金の損失を出した、そのことについてはきちっと責任をとるべきだと私は思います。

もう一つ、本会議で私は大臣に質問いたしました。副大臣もお聞きになつていただろうと思うのですが、私、天下りのことを申し上げました。ある公

団の中の、これは石油公団じゃないんですが、内部告発。本会議で申し上げましたように、十一時に出社します、一時間、新聞を読みます、昼休みは二、三時間とります、夕方に帰ってきて、一時間、夕刊を読んで帰宅すると。こういうことを中で働いていた方が言われたわけですね。それに対して、大臣が答弁に立たれてまして、今後の天下りについて、厳重にそれは調べる、勤務実態もちゃんと見る、こういうふうにおっしゃいました。

私は、今、石油開発公社のこともちよつと言いましたけれども、これは、よく役員をこらんなつたらわかるんですが、二百九十八つぐつて、一人の社長が五つも、十社ぐらいたつた方もいらっしゃるつちやうたと思うんですが、数社の社長を兼務しているんですね。そんなことで、五十億とか百億とかのお金を任された人が、五つも六つも、私は社長ですと。しかもその人は、私は石油開発の素人ですと。しかも、私は二、三年しかここにいません、それで国民の税金を任せましたと。これは勤務実態を調べるまでもなく、こんなひどい話はないと思えます。

大臣が勤務実態を見たとおっしゃっているんですが、その後やられましたでしょうか。どういふふうにするつもりなのか、ちよつとお答えください。

○古屋副大臣 委員が本会議において、一般的な特殊法人についての御指摘をされたということを私も聞かせていただきました。

念のため、石油公団の役員の実態について確認をさせていただきました。石油公団からの報告によりますと、石油公団の役員は、一般企業の取締役と同様、委任契約に基づいておりまして、勤務条件を定めた規則類というものは存在はしていませんけれども、勤務時間、昼食時間、休暇等にございまして、また各役員からの個別の聴取におきましても、批判を受けるような実態はないという報告を受けております。

ただ、御指摘のように、役員は勤務状況により

企業の経営状況というものがゆがめられているという事実があるならばこれはゆゆしき問題でございまして、また、公団の出資先企業に対しては、石油公団を通じて適切な対応を講じていかなければならないと思っておりますし、私どももいたしまして、そういう実態をしっかりと把握した上で適切な対処をしていきたいと思っております。

○山田(敏)委員 非常に抽象的な話でございまして、資料をもつて答えていただきたいと思っております。

また、石油公団の下につくられた開発公社、また膨大な数の備蓄会社、これについて、もう一度資料をもつてやっていただきたいと思えます。委員長よろしいでしょうか、資料を請求いたしますので。

ここに……(発言する者あり)
○谷畑委員長 はい。そうしたら、理事会で諮らせていただきます、この件につきましては。

○山田(敏)委員 ここに、備蓄会社がございまして。八つの備蓄会社がございまして。これの天下りの方のリストを調べました。職員の数、全部で七百八十名、そして管理部門の方が百六十三名、その上に役員がずつといらつしやいます。社長は、大体通産省からの天下りの方ということになっております。

国家備蓄は、御存じのように既に終わっております。しかも、この備蓄会社、ある会社は役員が十人いる。職員は全部で七百八十名ですね。管理部門の方はほとんど東京にいらつしやる。これは全部地方なんです。この備蓄会社の仕事というのは一体何なんですか。もう既に石油は備蓄基地に置いてあるわけですね。普通の会社のように一生懸命営業するとか、こういう仕事は一切ありません。それから、研究開発を一生懸命やろう、これも一切ありません。では一体何なんですか。しかもその会社に、一つの会社に十人も役員がいる。毎日何しているんだと。

しかも、備蓄の専門家というのはあるのかどう

か知りませんが、仕事は余りないのに専門家ははいと思うんですけれども、素人の方が社長で来られた、二、三年たつとどこかへ行つちやう。こういう感覚というのは、これは経営感覚というんですかね、世の中では考えられない。初めて見たらみんなびっくりしますけれども、知らなかつたら知らなかつたですけれども、まさに採算なんかもう度外視する。二千数百万円の役職手当を払って、勤務実態は明らかではない。

どうも私が聞いた話では、ジャーナリストの方が会社を訪ねて、どうですかという話を聞くと、ほとんど仕事がない。私はそう思います、仕事はないと思えますよ。あるとは考えられないですね。これについて、勤務実態を調査される考えはありますでしょうか。

○古屋副大臣 今私の方からも答弁させていただきましたけれども、委員の今回の本会議質問を聞かせていただきました。まずは実態の調査、確認をさせていただきます。その内容につきましては先ほど答弁をさせていただきましたとおりでございますが、しかし、やはり委員御指摘のように、実態というものを把握していく必要があると思っております。引き続き、必要があればそういった調査はしていきたいと思っております。

具体的な実態につきましては、今事務方の方で把握している限りのことは答弁をさせていただきますたいと思えます。

○山田(敏)委員 それでは、それはしっかりとお願いして、これは石油公団だけではなくて、七十七の特殊法人に通じる問題でございまして、よろしくお願いいたします。

次に、天下りのことでございます。

私は本会議で申し上げました。私自身も通産省におつたんですけれども、非常にお世話になった先輩、御飯をこちそうになったり、マージャンと一緒にしたり、マージャンも、私も大分負けましたけれども。その方が公団の理事あるいは開発公社の社長、これは普通の感覚で——法律にはこう書いてあるわけですね。通産省はこれを監督する

わけですね、石油公団並びにその子会社を。監督責任がありますと法律には書いてあります。

しかし後輩である、もし私がエネ庁の責任者であるとして、後輩である私が、世話になった先輩、あるいは特別の感情を持っている、人間ですから、その方に対して、あなたは働いていないから首です、あしたから来なくていい、これは普通の会社では行われますね。全然働かない役員がいて、月給百五十万円も取っていれば、当然首ですよ。これ、言えるはずがないですね。

実際、公団ができて三十年間、堀内さんの発端ですね、改革が行われる前、三十数年間一度も、これはおかしい、あなたがやっていることはだめだ、経営感覚何にもない、税金のむだ遣い、めっちゃくちゃやっている、そういうことを、監督をきちんとやっただという形跡はありません。そういう事実もありません。そして、それによって後輩が先輩を監督するということは、法律には書いてあるけれども、現実としては起こり得ないことなんです。これを私は本会議で申し上げました。これでは税金をどんどんむだ遣いしてくださいというのを奨励しているような話ですね、監督する人がいないんだから幾らやってもいいと。

では、一体これからどうしたらいいのか、こういう特殊法人、またこれから独立行政法人。もちろん、独立行政法人も法律としての制度はありますね、第三者機関を置く。しかし、過去一年間の独立行政法人を見ましたら、役員の数が倍になりました、しかし、それについて第三者機関は、おかしいじゃないか、チェックをして減らす、こういうことをやっていないんです。実効が上がついていないんです。

副大臣にお答えいただきたいんですけども、例えば外国企業の監査法人を入れる、非常に厳しい監査、数字、きちっとできるという制度を導入しないと、やはり今後も、今大臣がお答えになりましたように、自主開発の開発部門は残す、研究開発の部門は残す、備蓄も全部残す、石油公団がやっていたことは大体全部残しますとい

うことであれば、多少、八〇%が五〇%になったぐらいのことでは同じことになるんじゃないか。その天下りの制度に関して、これは他の特殊法人にも通じますけれども、抜本的な改革を、ぜひ政治家として御意見を言っていたいただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○古屋副大臣 この役員の天下り問題に限らず、今各方面から、石油公団の事業運営につきましていろいろな意見とか批判が出ております。したがって、まず我々としては、石油公団の再建検討委員会を組織をさせまして、部外の第三者による検討の場として、当時の石油審議会でごさいますけれども、そこに石油公団開発事業委員会というのを設置をしまして、いわゆるディスクリージャーの徹底であるとか会計監査の徹底等々見直しを行いまして、今その指摘事項についてはおむねその改革が実践をされて、確実な改善はなされているというふうに思っております。

ただ、委員御指摘のように、やはりこういった問題は不断に見直しを行っていくということは申し上げるまでもないことでありまして、こういった実情でございますので、私どもといたしましては、しっかりとその運営実態を把握をしながら、また退職の問題につきましても、あるいは役員の問題につきましても、その勤務実態というものをしっかりと照らし合わせながら、世間から批判を受けることのないようなそういった運営をしていくことが大切だと思っておりますし、また監督官庁としてもそういった責任はあるものというふうに考えております。

○山田(敏)委員 公務員制度改革も含めて、抜本的にやるべきときに来ていると思えます。もう国家の財政が七百兆円も借金を出すような、史上、地球上にあり得なかったような大借金国が出現したわけですから、このことをぜひ覚えておいていただきたいと思えます。

会計検査院に来ていただいておりますが、私は決算行政監視委員会でもたびたびやったのですけれども、会計検査院から天下りの方が石油公団に

入っていらっしゃる、あるいは他の公団もそうですけれども、それでは会計検査院が会計検査できるわけじゃないですね、公平で公正、国民の立場に立った。それはどういうふうにお思いになりますか。

○円谷会計検査院当局者 公団にはたまたま確かに本院のOBが一人再就職いたしております。これは役員としてではございませんで、常勤職員ということで、本院におきまして長年の経験を生かしまして、公団内部の効率的な、経済的な業務執行に寄与するように、指導業務あるいは内部審査業務あるいは相談業務にあずかっているということです。

本院は、今おっしゃいましたように、会計検査という非常に重要な使命を持っておりますので、公正、厳正な立場というものは決して貫かなければいけないということでありまして、本院OBが再就職しているからといって、それで検査に影響が出るということとはもう絶対にないようにしております。

いづれにいたしましても、本院の職員の再就職に関しましては、国民の信頼を損なうことのないように今後とも留意をまいりたいというふうに考えております。

○山田(敏)委員 そんなめっちゃやな話はないのですね。会計検査院の先輩がいて、後輩が検査に来て、一切影響ありません、そんな子供だましみたいな話はないでしょう。これはおかしいから改革しなきゃだめなんじゃないですか。今僕は言いまして、私は役人やっていましたから。人間には感情というのがあるんですよ、先輩、後輩というふうな。見直さなきゃだめじゃないですか。そんなめっちゃやな話ないですよ。

○円谷会計検査院当局者 検査院OBといいますが、検査の立場に、検査の当局に出てくるわけじゃないと、直接本院の職員とやり合うということはないですね。常日ごろから、内部で指導したり審査をしているということでありま

すので、検査に当たりましては、本院の職員は公団の職員とかなり厳しい検査を実施しておりますので、そういう影響はございません。また、検査のときにはこちらの方にも来ませんので、顔を合わせるということもございません。

○山田(敏)委員 石油公団三十数年の歴史の中で、会計について非常にずさんなことがたくさん行われた。一度も指摘していないじゃないですか。機能していないじゃないか。だからこういう問題が起こったんじゃないか。

ひとり石油公団だけじゃない、ほかのところにもみんな天下りしているじゃないか。それについて一切見直しもしない。これはいいことをやっているというのでは、国民は全然納得できない。それはおかしいですよ。

○円谷会計検査院当局者 一切指摘をしていないということではございませんで、例えば、先ほど先生も御質問されましたような海外探鉱事業につきましては、既に昭和五十一年度の検査報告におきまして、現在の問題点を国会報告いたしております。それから平成九年度におきましても、さらにこの海外探鉱につきましても、再度、特定検査項目ということで、問題点をみんな分析して報告いたしております。ですから、OBが行っているからといって指摘をしないということとはございません。

○山田(敏)委員 ちょっとこれは話にならないので、改めて私は別の場所でもこれを取り上げてやっていきたいと思えます。(発言する者あり) いや、これはもう何回聞いても同じことを言われるので、もう一回改めてやります。

自主開発のことについてお尋ねいたします。自主開発というのは本当に日本のためにちゃんとしたのか、あるいははなっているのかということとを本会議で質問いたしました。ジャパン石油開発のことを聞いたんですけれども、大臣は、オイルショックのときも自主開発の石油は入っています、こういうふうにご答弁されました。

個々に資料を調べまして、ジャパン石油開発の

オイルショック前後の持ち込み量、それから価格、そして全体の輸入量ですね。オイルショックのときは価格が高騰したんです。入ってくる油がなくなったわけじゃないんです。総輸入量はほとんど変わらないんです。七三年に四百九十四万バレルだったのが、七四年に四百八十三万バレル、油はちゃんと入ってきたんです。価格が上ったからオイルショックになったんです。

そして、その価格はどうかというところ、ジャバ石油の自主開発だから、安く入ったわけじゃないんです。量が確保されただけなんです。自主開発の原点は、そうしますと、この自主開発全体の輸入量は、七三年四十二万バレル、七四年四十七万バレルと、全体の輸入量の約一〇％は自主開発だったと。

要するに、大臣が本会議で言われたような、オイルショックになったからばあんと量が減って、その分、自主開発の油で日本はセキリティーを守られたのだということじゃないんです。しかも、自主開発油田と称して外国で全部やっているわけですから、イランのように、突然思想が変わりました、国策が変わりました、アブダビのように、オイルショックがあったらこれからは全部国営化します、突然二五％の権益が六〇％です。これで本場に二兆円のお金を、国民の血税を使う費用対効果があったのか、明らかになかったと思います。

大臣の、オイルショックのときに自主開発があったから大丈夫だ。こうじゃないということ、今指摘させていただきましても、エネ庁長官、副大臣、いかがお考えですか。

○河野政府参考人 先生、先ほど、例えばジャバ石油開発の数字をお挙げになりました。七三年から七四年にかけて、オイルショックの過程で全体の輸入が減ったわけでありまして、もちろん、実際に減った量よりも、そのときに生産制限あるいは輸出制限ということによって非常に不安定な社会情勢にもなったということの影響は多かったと思います。しかし、そういう過程にあっ

てもやはり持ち込み原油量をふやすことはできたということ、我々にとつては当時非常に大きな安心材料の一つであったということを上げられると思います。

それから、自主開発原油一般について若干申し述べさせていただきますと、やはり現地で直接生産あるいは操業に携わるということが産油国との間では非常に大きなきずな、太いきずなでございまして、そして、それを通じて、場合によっては弾力的に原油引き取り量を拡大することもできるということになります。また、人的関係も密になるということでもございまして、我が国のエネルギーの安定供給上やはり極めて重要というふうに思っております。

確かに、価格面は、最近とみに石油市場はグローバル化しておりますので、国際的な市場価格によって決まる要素が強いわけでありまして。ただ、長期取引の原油の場合は必ずしもスポット価格そのものではございません。もうちょっと標準化効果はあると思いますけれども、しかし、それが価格面で非常に大きなメリットというよりは、やはり安定的な引き取り、そして、場合によっては弾力的に増産も期待できるというふうなことであります。

加えて、やはり日本のような大きな石油消費国が世界的に、増産余力といいますが、石油生産ポテンシャルティーを高めることに寄与するということも非常に意味あることだというふうに思っております。

○古屋副大臣 今エネ庁長官が答弁をさせていただいたことに尽きると思いますが。

○山田(敏)委員 エネ庁長官、数字を変なことを言わないでください。自主開発は、七三年に四十二万バレルから四十七万バレル、七五年には四十万バレルと、自主開発があえたとか、ほとんど変わらないんですよ。それから、輸入量が減ったと、七三年に四百九十四万バレルが四百八十三万バレル。そんな大きな輸入が減ったということもほとんどないので、僕は、そういう説明じゃ

ちよつとないと思います。

今ちよつと言われましたけれども、実際、自主開発というのは価格じゃなくて量なんですよ。ですから、量が余り変わらなかったら、自主開発が本場に日本のセキリティーを救ったとかそういうことはないというふうに思います。

それから、今二百九十八社、そのうちに十三社の会社が何とか生産しているんです。このリストをいただきました。各会社は非常に規模が小さいんです。今まで過去十年間全部出していたいたんですが、総生産額で大体一千億円ぐらいの、一番大きなところで一千八百億ですね、旧インドネシア石油。少ないのになんか、本場に百億とか二百億、もうほんのわずかな、十三社の中でも非常に小さなものをやっているらしいんです。

しかも、もつと大事なことは、オペレーター、要するに、実際にオペレーションをほとんど外国の会社に頼んでやっているんですね。アメリカとか。これはメジャーの子会社ですね。そうすると、石油公団、今一生懸命、大臣がおっしゃっている、技術開発の能力を石油公団は持っているからもつとやろう、こういう一つの看板がございましてね。実際は、オペレーションは外国の会社に任せてやっているという実態がございまして。しかも、今までの油田の規模は非常に小さいです。それから、これから先、さつき大臣がおっしゃった、和製メジャーを目指していくなんというふうなことは到底なり得ないような、言葉ではいいんですけど、そういう状況になっております。

今後、この石油公団、自主開発は残す、技術開発は残す、こういうことなんですけれども、ちよつとこれでは今大臣がおっしゃったようなことにはならないと思うんですが、副大臣、いかがお考えですか。

○河野政府参考人 先生御指摘のように、個々のプロジェクトによりまして、日本の企業が直接オペレーターシップをとっているケースと、経営に参画するけれども、オペレーターは、メジャーと

組むことによつてメジャーに任せているというケースがございまして。

ただ、オペレーターをメジャーに任せているケースであっても、これは、経営管理委員会といいますが、ジョイントコミッティーというものを組みまして経営に参画しているわけがございまして、その持ち分については、日本への原油の引き取り権などのような形で安定供給のもとになっているということもございまして。

そして、その開発を進めるに当たりましては、オペレーターであるとならうと、その経営委員会なりの場で、どういう技術を使つて開発していくか、あるいは、そもそも原油のポテンシャルティーというものをどういうふうに評価するか、それにはやはり技術的な蓄積が不可欠であります。

また、オペレーターをとる、あるいは経営のやりとりをしていく過程でも、日本の企業、あるいは日本の企業が規模が小さくて直接持てない場合には、石油公団の持っている技術を背景として渡り合っていくというためにもやはり技術開発が必要だというふうに思っています。

○山田(敏)委員 ある専門家の方に聞きますと、こういう実態ですので、オペレーターのほとんど、日本がやっているというのは一社しかないんですよ。石油資源開発。あとは全部外国のオペレーターですね。こういう状況ですから、日本の石油公団というのは、技術的な蓄積とかレベルとか開発能力とか、およそそういう会社と比べてあるとは思えない。これは私、その意見の方が正しいと思うので、今後そういう部門を残すことにしては、費用対効果を考え、やはりもう一回慎重に検討した方がいいと思います。

また、自主開発をこれからやるのかどうか。今後の基本的な方針です。先ほど中山先生のお話もありましたけれども、三十五年前に石油公団をつくったときはメジャーが市場を支配していました。これに何とかしようということではなかったんです。その後、こ

れがなくなりました、第一次オイルショック、第二次オイルショックで。そしてOPPECが市場をコントロールする、こういう時代になりました。これについては、石油公団は中東の依存度を減らすと、現実にはその反対に中東依存度が八七%になっちゃったんですけれども、こういうことをやりました。

そして、もう二十年ぐらい前から、このOPPECの市場支配力というのはなくなっていましたね、御存じのように。非常に自由な市場になりました。ここ数年は、特に、九月十一日のテロにもかかわらず、石油市場というのは非常に緩くなってきました。

すなわち、どこでも、どんな国でも、石油を買えるか買えないか、そういう心配をする時代ではなくなりました。三十五年前の時代と今の時代は、全く変わってしまったんですね。この石油市場で、これが強いコントロールを持つてやるとい時代はもうなくなつたんです。この時代に、日本の石油政策はまだ自主開発に莫大なお金をかけてやっていたこと、こういうのはちよつと合わないと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○河野政府参考人 先ほど先生も、グローバル化したマーケットの中で、自主開発の役割というのは価格面よりもむしろ量ではないかというふうにおっしゃいました。

総合資源エネルギー調査会で昨年七月に取りまとめた報告書でも、二〇一〇年度の一次エネルギーの中で、石油が四五%程度、天然ガスが一三%ないし一四%程度やはり依存せざるを得ないという見通しを持っております。その中で、安定的に取引が可能であつて、かつ産油国との協力関係の太いきずになる、さまざまな意味を持つ自主開発はやはり依然として必要なことだというふう

に思っております。
○山田(敏)委員 産油国とのきずなとか、そういうことをおっしゃったんですが、先ほど言いましたように、今、日本が持っている自主開発油田というのは非常に規模の小さいもので、しかも参加

シェア五%なんというのがあります。言葉で言うのはそんなんですけれども、国としてこういうことをやる意味が余りないんじゃないかと思ひます。最後に、副大臣、今後の方針をちよつとお聞きしたいんですが、ちよつとあいまいな点がたたくさございいます。

まず、資産処分の方法、これはまだ全く見えておりません。それから、先ほどありましたけれども、資産を引き継ぐ特殊会社はどういう内容なのかというの一切ない。それから、私が今指摘しましたように、廃止後の開発部門、これも全く明らかになっておりません。

今後、法律の審議の中で、今の状況では全く明らかになっておりませんが、だんだんそれを明らかにしていく方針はあるのでしょうか。それとも、このまますべてをあいまいにしてこの法案を通そう、こういうお考えなのでしょうか。お答えください。

○古屋副大臣 お答えをさせていただきます。まず、今後、この法案の附則にも指定されております特殊会社の設立に関連いたしましては、どのような資産を継続させていくかといったことがございまして、これは、まず石油公団の資産の処分というものをしっかりと、公明正大、なおかつ公正に行っていくということが大前提でございいます。その処分を行った上で、最終的には、特殊会社がどういう形で組織されていったらいいの

か、これはまだ具体的に決まっております。で、まだここまではっきりしたことを申し上げるわけにはいきませんが、その特殊会社法を設立する過程の中で、どういう具体的なものが必要かというものを議論の上で、またその姿を明らかにしていきたいというふうに考えております。

引き継ぐべきものは引き継ぐ、そしてまた、独立行政法人に移管するいわゆるリスクマネーの供給、それから技術開発あるいは備蓄の計画につきましましてはしっかりと対応させていただく。当然、その前提となるものは、やはりプロジェクトの厳

選をしていくということ、これは先ほど大臣からも答弁があつたとおりでございます。こういう基本的な考え方に基づいて対応していきたいと思ひております。

○山田(敏)委員 今の答弁では、開発部門の御答弁もありませんでしたけれども、このままこれをあいまいにして、明らかにしないでやっていくということでございますので、私は、これはちよつとまずいと思ひます。ぜひ、今後の議論の中でしっかりとこの三つの点を明らかにしていただきたいと思ひます。

最後に、今後の石油政策、石油を一体どうするのか。どんな、安定供給、安定供給ということ、今までどおり。どうも、大きな石油政策の変換という転換、これを機にといところが全然見られないんですが、エネルギー長官、いかがですか。

○河野政府参考人 御指摘でございますので、開発部門に限らず、石油全般についてちよつと触れさせていただきます。

戦後日本は、海外の石油資産は一切持たずに、そしてリファイナリーについてもメジャーに依存するよう環境の中で、石油産業を何とか目前で持たないといことで始めてまいりました。その結果、石油業法に基づいて、精製分野については一定の地歩を築くことができたと思ひます。しかし、その際も、やはりアップストリームについてはまでは十分に手が回らなかったということもあるかと思ひます。

結果的に、産油国との歴史的なつながりが薄い、そして後発であつたというふうなことで、総合石油産業、いわゆるメジャーのような産業が出なかつたといことは非常に残念なことであつたというふうに思ひます。

しかし、そういう中で、可能な限り強靱な石油産業をつくりたいということ、先国会でも自由化の法律を通していただきました。これを通じて、精製分野を中心として、強靱な石油産業をこのマーケットの中で育てていきたいというふう

に思ひます。

アップストリームにつきましては、石油審議会でも中核的企業の育成の重要性というものが指摘をされております。先ほど大臣の御答弁にもありましたけれども、今後も自主開発政策を、厳選しながら続けていく、そしてこの公団改革を推進していく、そういう過程の中で、石油審議会でも提言のあつた中核的企業、こういったものも念頭に置きながら対応していきたいというふうに思ひて

いるところであります。
○山田(敏)委員 ちよつと実態とは違ふんじやないですか、今のアップストリームの話。今僕は十三社申し上げましたけれども、過去十年間の総生産額は二千億円ぐらいの会社で、今おっしゃった、これを強靱なアップストリームにするとか、そんなことは現実的にちよつとあり得ないと思ひんすね。

それから、今の御答弁、ちよつともうかなり時代におかれていくような気がします。メジャーは、石油というものをもうメジャーに置いていないんですよ、風力とか太陽光とか、風力なんかは莫大な投資をして、もう石油に頼る政策というのはやめようというのをはつきり打ち出しているんですよ。今のお考えなり石油政策どうするの

かというの、そんなの全然出てこない。
この間の新エネルギー法案で、風力を国家の買い取り制度にすれば大きくふえるのに、それをやめてごみ発電を持つてくる。こんなことをしたら、今の再生可能エネルギーは我が国の中には全然育たなくなつてしまふ。世界を見て、メジャーがやっていることは、石油をこのままやっていくなんて視点はもうなくなっているんですよ。その点、副大臣、いかがお考えですか。

○古屋副大臣 今度の一連の石油公団法改正の中で、やはり過去のいろいろな意味での政策的な、失敗と言つて語弊がございいますけれども、対応が好ましくなかつた点というのがございまして、その反省の上に立つて今度のこの法案をつくらせていただいているわけでございます。

そして、やはり我が国は依然、この石油依存度というものは、好むと好まざるにかかわらず多いという現実がございます。そういった視点に立てば、やはり安定的な供給をしていくために、引き続きその機能をしっかりと充実していくという必要があると思います。

そういった視点に立つて、今度は、資産の処理をして、特殊会社に移すものは移す、あるいは独立行政法人に移管をして、リスクマネーの供給であるとか技術開発は、プロジェクトを厳選した上でやっていく、こういうことを整理させていただいて対応させていただいているわけでございまして。したがって、石油に対する、そういった安定供給するためのいわば仕掛けというかスキームは、依然必要だというふうに認識をいたしております。

ただ、委員が御指摘のように、将来的には、例えば天然ガスの開発であるとか、こういったものに對してもしっかりと我々としてもそこに対応していく必要があるという認識でおります。

○山田(敏)委員 私は、脱石油ということで日本政府は今からしっかりとやっていかないと、もちろん世界におくれますけれども、四十年後の石油需給を見ると、このままこういう政策を続けていくと日本が一番被害を受ける、こういうことがありますので、なるべく石油を使わない社会、私、本会議で申し上げました、電気自動車を、一千億ぐらいかければ数十万台できる、石油を使わない社会が大きく前進していくわけですけれども、この点をぜひ御配慮いただきたいと思ひます。

ありがとうございます。質問を終わります。

○谷畑委員長 松原仁君。

○松原委員 きょうの民主党の一番バツターだった中山義浩さんからも同じような質問があったと思いますが、いわゆる石油に対する、公団を含むこの行政の今までの総括をどういうふうにとらえているのか、成功したのか、失敗したのか、いや、こんなものだったのかというふうないろんな感想があると思いますが、私は、この問題につ

いてはやはり非常に不十分だったのではないかと、いう認識を持っているんですが、この件をまず、行政の側のエネルギー庁長官にお伺いしたいと思います。

○河野政府参考人 石油公団は、発足以来、自主開発原油の増強という目標に取り組んでまいりました。設立当初二十七万バレルであつたものが、六十万バレル弱までいわゆる自主開発原油を増大することができました。そういう意味では一定の成果も上がったというふうには思っております。

ただし、この間、特にオイルショック以降、やはり量的な確保を優先したということで、効率性、採算性についての判断が十分でなかった、そういう反省がもちろんあります。

また、加えて、これは石油公団の改革検討委員会あるいは事業委員会等での報告書にもありますけれども、情報公開に欠けるところがあつたのではないかと、そして経理処理についても、欠損金をきちんと計上する、あるいは第三者機関による会計検査を受けるというようなことも指摘を受けて、そういった点に取り組んで今日までやってきたわけでありまして。

また、今回の公団改革におきましては、石油公団は、そういう過去のいろいろなこともあり、反省に立つて廃止という結論になりました。

ただ、国として、この自主開発関係の政策で必要な点は、大臣も申し上げましたけれども、リスクマネーの供給と技術の蓄積であります。また、石油政策全般にとつて、国家備蓄という大きな使命もありますので、これは独立行政法人に移していくということでございます。

同時に、これは廃止法の附則にありますように、今後、石油公団の開発関連資産を適正に処分してまいりますけれども、総合資源エネルギー調査会の意見も聞き、そして内閣総理大臣に協議をさせていただいて、処分計画を認可し、それを進める。そして、残された資産につきましては特殊会社に移行して、速やかに民営化をするという道筋をつけることによって、これまで不採算のもの

も多々ありましたけれども、一つの新しい方向に向けて進んでまいりたいと思つていらっしゃるでございます。

○松原委員 日本が石油を輸入して、日本の場合は特に資源がないわけですから、このエネルギー問題というのは、言つてみれば本当に一番の骨格というのか、エネルギーが入つてこなかったら、これはもう日本という国が成り立たない、大問題であります。

したがって、この問題は大変重要であります。が、当初、輸入全体に占めるパーセンテージを三割ぐらい頑張ろうじゃないか、こういう話もあったというふうに認識をしておりますが、結果としては、トータルそこに行つていなかった。

諸般、何が目的で、何をもつて成功とするか、何をもつて不成功とするかというのは、これは議論あります。それは、技術が上がったからとか、産油国と少し人間関係ができたとか、いろいろあります。しかし、何が一番の主目的だったか、その主目的に關して貫徹したのかどうか。石油公団は、つくつてこの長い期間があつて、金をつぎ込んで、今回まあ廃止ですわ、現実。しかも、その間において目標を達成したか達成しなかったか。

やはり何が大事かという、日本の行政できちつとやらなきゃいけないのは、目的、目標にしたものが達成されたかどうかというこの総括をしなきゃいかぬわけです。いやまあ、これはこうでいい部分もあつて、悪い部分もあつて、まあ、もやもやもやと、これではいかぬわけです。

率直に言つて、河野長官が初めからこの問題にずつとかかわつてきたかどうかは、その経歴は知りませんが、この石油公団に關しては、頑張つたけれども、総括としては、私は事務方としてずつとそれを二十年、三十年見てきた、まあ三十年は長過ぎるか、事務方として、失敗だったとまず認めるべきだと思ふんですが、まず答弁してください。

○河野政府参考人 先ほど申し上げましたよう

に、石油公団発足当時、いわゆる自主開発原油二十七万バレル、これのほぼ倍増を達成いたしました。

御指摘のように、たしか昭和四十二年だったと思いますが、石油審議会で、自主開発原油の目標を三〇%ぐらいに置くべきではないかという提言をいただいたので、私もそれを目標としてやりました、そういう面があります。この三〇%には届きませんでした。さまざまな理由があると思ひます。ナショナルプロジェクトとして期待をかけたものについて成功しなかったということもありまして、やはり産油国との関係に距離があつた、あるいは後発だった、さまざまな理由があると思ひます。しかし、これを倍増させたことについては一定の成果だというふうに思っております。

それからまた、今後のことについて、改革とちよつと離れて恐縮でありますけれども、これまでロシアと長い間、旧ソ連の時代からやってきた案件、幸いにして、昨年、商業化宣言ができた、こういった経緯もあります。

また、先ほど来お話が出ております、この石油公団の支援を念頭に置いて、イランとの交渉で非常に大きな規模の油田開発について日本に優先交渉権を与えるといったような展開も出ていますのでございます。

これは、石油公団の支援というものが具体的に実を結んでいるかあるいは結びつつあるものだというふうに私は考えております。

○松原委員 僕は、成果はゼロだったとは言わないです、こういうのは。ゼロか一〇〇かという議論じゃない。しかしながら、総括は総括でしなければいけないということを言っているわけですよ。

石油公団が成功しているのであれば、廃止という議論は起こつてこなかったかもしれない。非常に効率よく、もうむだもない、どんどんうまくいっていますよ、目標の三〇%達成しました、大変貢献しています、廃止という議論にならないですよ、それだったら。ここで、例えば堀内さん

の発言があったりしてこうなってきた経緯を考えると、やはり総括してみると、残念ながら、努力したけれども現実には成功とは言えなかったのであって、その部分の総括をするべきだと私は思うんです。

例えば、アザダガン油田というんですか、今度のそのイランのかいものは。本当であれば、そういうものにはたくさんある、もう一兆円からの金をつぎ込もうというんだったら、本来、石油公団は今なくすべき時期じゃないということになりますよ、機能しているんだしたら。それでもそういうふうな議論が上ってきたというその反省がまずなければ話は進まない。反省があつて、ではなぜ失敗したのか、天下りが多過ぎて失敗したのか、技術がなくて失敗したのか、そういうものの検証から行かなかつたら話は先に進まないと思はるうんです。答弁してください。

○河野政府参考人 石油公団の財務あるいは事業運営について反省をしている点は多々あります。

これは、石油公団の再建検討委員会あるいは開発事業委員会の指摘を受けたことを繰り返すことにもなりますけれども、プロジェクトの採択の審査について甘さがあったのではないかとということで、メジャーでも採用している手法であります定量的評価を導入いたしました。

それから、損益見通しの明確化について、企業会計原則に準じた会計処理ということで、引当金の計上基準を見直して引き当てをいたしました。

そして、この時点ですけれども、出融資会社についても整理すべしという意見がありまして、これは、やはり整理すべき会社を長く持っているとか管理費もかさむし、あるいは見かけ上のといひますか、金利がさらに増大して不良債権化していくというところで、見切りをつけて整理をし、これについても実行してきております。今後さらに実行すべき分もござります。

そして、情報公開については、先ほども申しましたけれども、公認会計士による任意監査の導入等々の措置を講じてきております。

また、今回、公団改革に当たって、成功払い融資を、減免つき融資ということになります、これを廃止する、そして出資の上限を五割で運用していくということにいたしました。これも、国の資金が七割、民間の自己負担が三割という探鉱段階の資金のやりくりではやはり民間としてリスクテークの判断が甘くなるのではないかと反省に立つたものでござります。こうした反省を踏まえながら進めていくという考え方でおります。

○松原委員 やはり国民は見ているわけですよ。国民は何を見ているか。それは、例えば中小企業がありますね。中小企業の人は、おれのところと同じことをやったらどうなるだろうかと。常に、国は、これをやったらどう報道されますよ。そうすると、僕の会社でこれをやったらどうなっちゃうんだらう、これを国民が考えたときに、しかし違うな、全然何もないじゃないかと。

反省ということは今おっしゃった。僕は、はっきり言って、反省をするということは、失敗という言葉を少し認めなきゃいけない。それは全部がだめだとは言いませんよ。それは努力の成果もあるだろうし、そういう評価があるけれども、しかし、目標とするべき三〇パーに対してあれだけたし、今このイランのアザダガン油田が出てきて、それでも廃止せざるを得ないという状況は、やはりそういうことなんです。

そのときに、反省とおっしゃった。僕は、反省をし、やはりその総括をしなければ、終わつたこととはもういいよ、未来があるよということでは、全く別の新規事業をやるなら別ですよ、そうじゃない、やはり延長線があるわけだから、そこはやはり、反省の中には総括があり、責任問題、けじめの問題というのが出てくると思うわけですね。そういう部分で、今回の、今までの長い間の石油公団のこの経緯の中で、責任問題、これはどういうふうな考えているのか。

例えば、三百の小さな、それなりの会社がやって、当たったところあれば当たらないところもある。二百は、もうこれはやめました。残りのう

ちの例えば六十は検討中で、四十は一応石油をとつていますよと。そうすると、この二百に關しては失敗ですよ。それは千三つの世界だとか百三つの世界だとか、言うのはいいですよ。しかし、そこに対して公的な資金も入っているわけですよ。民間がやるんだしたら民間がやって失敗するんだしたら、それはそれでいいですよ。おれは、リスクは自分の資金でリスクテークするんだ、おれがすってんでんになるんだと。

七割ですよ、三割、四割で七割。それを考えたときに、二百の会社に出た民間部分の三割の金というの、当然民間に戻らないでしよう、会社には。それで、そのこと自体が責任をとっているわけですよ。民間は責任をとっているわけですよ、それは。株主に最終的に損が行くのかどうかは別に、民間は責任をとっている。

しかし、七割の金は、基本的には税金をベースにしてできている。この七割の金について、では、これは国民が責任をとりましよう、国民が政府を信託しているんだからそうだという議論があるかもしれないけれども、それはそれは簡単にはいかない。やはりそこでだれがそのときに腹を切るのかというか、そういう意味での責任というのが、二百の会社が撤退したときにあつてしかるべきなんです。

それは、どういうふうな具体的な責任をとってきたのか。退職金は要りませんと言つたのか、過去にさかのぼって給料を返したのか、何かその辺、どういふのかわからぬけれども、そういうのも含めて、責任という問題についての所在は明らかになっているのかどうか、ちょっともう一回伺ひします。

○河野政府参考人 石油公団の改革、今回のみではありません。改革委員会それから事業委員会の検討を経て、先ほど申し上げたような改革の指摘があり、これを実行してまいりました。そういう意味で、情報公開でござりますとか審査基準の厳格化あるいは定量化、そして組織の改編等々を行うことによつて責任を果たさせていただけてきた

ものと思つております。今後につきましても、今回、公団は廃止ということになるわけでございますけれども、この廃止を伴う大きな事業改革、これを着実に進めるといふ形で責任を果たさせていただきたいと思つております。

○松原委員 いや、未来は未来でそれはそうですね。しかし、民間であればそれは責任をとるんですよ。今、中小企業なんか特に、この委員会の中山さんとかみんながやっているんだけれども、例えば、自分の判を押してやるから、保証人で個人保証をするから、はつきり言って、失敗すればもう自殺している人だつてたくさんいるわけですよ、簡単に言えば。民間はそういうふうにして、しかも税金を出しているわけですよ、これは。国の方は、失敗しました、大変な額ですけれども、済みません、責任は税金の方で補てんししよう。それはやはり通らない議論だと私は思うんです。

だから、その部分の責任に關しては、いや、なかつたらなかつたと言へばいいんです、責任を問うことは一切なかつた。そういう答弁だつたらそういう答弁で結構ですよ。おっしゃつてくだ

○河野政府参考人 先般、石油公団の改革委員会の提言を受け、また事業委員会の提言を受けて、先ほど来申し上げたような幾つかの改革を実行してまいりました。その実行を、行うことを通じて責任をとらせていただきたいというふうに考えてきましたし、今回の事業改革に当たつてもそういう考えでござります。

ただ、当時の小松総裁は、そういった事業改革を行つていくに当たつて、新しい体制で臨むべきであるというところで身を引かれたという経緯はござります。

○松原委員 だから、人の部分でのそういった責任問題というのはなかつたということですよ。それをもう一回。

○河野政府参考人 当時の経緯を申し上げれば、

さまざま御指摘にたえて改革を提言し、実行する形をとり、そして、新しい体制で臨むべしということである。当時の小松総裁は身を引かれたということをおし上げました。

○松原委員 これは総裁一人の問題じゃないと思うのです。やはり民間であればなかなか、二百の会社が、やめた、投下した金を放棄した、そういったことを考えたなら、これは私は、この部分が一番根本本だと思うんですよ。先ほど反省をとおっしゃった。これは、何で緊張感がなくて、真剣勝負でできなかったのか。

僕は、人間というのは隠された能力があると思ってるんですよ。隠された能力というのは、例えば火事場のばか力とかもあれば、ある種の直観的な能力。ぬるま湯だとこれもだめなんです。やはり、本当に危機的な状況になれば人間というのはそういう能力は出てくるんですよ。ぬるま湯でやっていては出てこないんですよ。

責任をとるという、そのことにおいて初めて命がけに、松下幸之助さんという経営者が言っています。経営は真剣勝負だ。チャリンとやっていけばぶつかったときに、一瞬油断すれば首が飛ぶ、それですべて終わるんだ、真剣勝負だ。命がけで真剣であるところ、そういうものが出てくる。責任が問われない体質というのは、まさに真剣さがなくなってしまう。そうだと思うんですよ。この部分、僕は責任をとっている人間が、総裁が一人、そういうことをおっしゃったけれども、しかし、そのときにどれぐらい退職金が出ているかどうかは知らぬけれども、きつともらっていないんでしょう。それ、もらっているんですか。

○河野政府参考人 当時の総裁は、たしか退職金の四分の一を自主返納されたこと記憶しております。

○松原委員 四分の一じゃないと思うんですよ。それは、形としてはエクスキューズで扱われるけれども、そうじゃないだろう、やはり責任の

重みというのはわかっていないんじゃないかと思うんです。

私は、そういう意味で責任をとらせる体制でなかった、反省の最大の、責任をとらせる体制でなかったということだ。率直に今、僕は、そこに平沼大臣もいらつしやるけれども、エネ庁長官、長いこと、二十年、三十年の歴史の中での話だし、ちよつとやはり、長官がそれについては責任をとらせなかったことは非常に遺憾であつたと言つて下さい。

○河野政府参考人 確かに長い歴史の積み重ねの中で事業をやつてまいりました。そして、それを改革検討委員会として開発事業委員会の指摘を受けて、その反省に立つてそういう体制を築く、そういう努力をしてきたわけでありまして。そういう意味で反省もしておりますし、また新しい仕事のやり方を築いていくということでの責任をのせていただいているというふうに思つております。また、先ほどちよつとつけ加えさせていただきますましたけれども、当時の総裁もそういう反省に立つて、新しい体制で石油公団の事業に取り組みべしということ身を引かれたという経緯があるということを繰り返して申し上げました。

○松原委員 民間であればそういうレベルでの責任のとり方では通らない。民間だったら通ると思いますが、ちよつと答えてください。

○河野政府参考人 ちよつと民間との比較は、難しい御質問でございますので、うまくお答えができません。

○松原委員 そういうことを言っているからなかなか政治が信頼されないということになると思うのであります。

石油公団及び石油公団が出資している会社への天下り、他省庁を含め、例えば役員数や年収、退職金はどうなっているのか、エネ庁長官お答えください。

○河野政府参考人 石油公団あるいは公団の投融資先会社の一部に公務員出身者が就職しているのはそのとおりであります。これは、それぞれの個

人の見識とか経験、国際感覚、人脈等を評価したということで行われております。行政の中立性を損なうことのないように、国家公務員法上厳格な定めのもとに行われているということをおし上げさせていただきます。

○松原委員 結果が上がるかどうかというのは、結果責任というのは政治の部分はあるので、例えば、さっき言った三〇%に行くとか、もう大変に目が覚めるような成果が上がつっているかどうかという、実際は上がついていない。それは、エクス

人的な見識とか経験、国際感覚、人脈等を評価したということで行われております。行政の中立性を損なうことのないように、国家公務員法上厳格な定めのもとに行われているということをおし上げさせていただきます。

具体的なお尋ねでございますので、石油公団の役員の年間報酬額は、経済産業大臣の承認を受けた給与規程に基づいて行われておりますが、総裁が約二千四百万円、副総裁が約二千二百万円、理事が約一千八百万円、監事が約一千六百万円でございます。

石油公団役員に支払われる退職金額でございますが、これは在職期間により一概には申し上げられません。一定の比率を掛けるという仕組みになっております。

それから、石油公団が出資しております民間企業の役員の給与、退職金等の待遇でございますが、これは、直接的にはまず、石油公団が株主でございますので、ここで把握しているということだと思います。また、必要があれば石油公団を通じて適切に対応するというのが私どもの考え方でございます。

○松原委員 成果が上がるかどうかというのは、結果責任というのは政治の部分はあるので、例えば、さっき言った三〇%に行くとか、もう大変に目が覚めるような成果が上がつっているかどうかという、実際は上がついていない。それは、エクス

キューズ的にはいろいろと言いますよ。現実にはやはり上がついていないから廃止になった。上がついていない。反省をしないとつしやつた。例えば、公団の幹部の皆さんはどういう活動をしていたんですか。いいですよ、金はどうだとかこうだとかという質問も当然あるけれども、具体的に彼らはどういう成果を上げたんですか。彼らがいることによって具体的にどういう成果が上がつったか、それはなかなか言えないかもしれぬけれども。

では、具体的に例えばイランに行つてこういう交渉をしてこういう成果が上がつったとか、それをちよつとおつしやつてもらえますか。

○河野政府参考人 イランのアザダガン開発について申し上げますと、日本が優先交渉権を受けましたので、石油公団の傘下の企業でコンソーシアムを組んで対応してきています。石油公団は株主でございますから、このコンソーシアムの組成に尽力をしております。

また、アザダガン開発に当たつて、昨年平沼経済産業大臣がおいでになったときに、ザンガネ石油大臣との間で三次元地震探査ということについて合意いたしました。これは石油公団が実施するものでございます。これを実施するに当たりまして、石油公団総裁自身がイランに参りまして、その実施を働きかけ合意に達したということもござります。

また、残念ながらこの三次元地震探査につきましては、イラン側の幾つかの事情で実施がうまくいかなかったという経緯がありますけれども、このプロセスにおきましても、石油公団総裁がイランに足を運んでその早期実施について話し合いを持ってきた、そういう経緯もござります。

今思いつくままに思い出して申し上げます。

○松原委員 アザダガン油田は、これは我が国にとつても非常に重要な一つのプロジェクトですよ。従来の中でどこまでやってきたのか。僕は、石油公団総裁とか理事は、例えば十二人

いたら十人はアラブのどこかの国に常駐、日本にいない、東京にいない、それぐらいのやはり目に見える、まさに燃えるような熱意を示さなくては、こっぴで踏ん返り返ってはいけません。やはり陣頭指揮ですよ。例えば、エネ庁長官の顔色を見ているとか、昔だったら通産大臣の顔色を見ている、そんなことじゃなくて、やはり、やるんだったらそれは陣頭指揮でやるんですよ。成果が上がつていないんだたら陣頭指揮でやるんですよ。思ったように上がつていなかったら、一部上がつていても。

そういう陣頭指揮でやるという決意をした人がその中にいたのかどうか。エネ庁長官、おれはずうっと、イランの方へ行つてやるぞと、そういう熱意とかはあったのかどうか。全くなかったんじゃないかと実はみんな思っているわけです。あるのかと。それができるのかどうかですよ。兼職していたらできないでしょう。やはりそれは本気でやらなかったら、敵だつて本気で見ていますよ。

そういう意味で、どれぐらいの時間、どれぐらい行つて、どう交渉したのか、随分始めよ。今わからなかったら、後でまた教えてください。ちょっと御答弁を。

○河野政府参考人 今この場でというお話でございましたから、ごく最近の事例でイランのことを御紹介申し上げました。ほかにもいろいろあると思いますので、後ほど御紹介をさせていただきますけれども、公団の幹部が、そういった自主開発案件の成就に向かって、あるいは海外のメジャーとの連携を図る、あるいはメキシコのペメックスのような石油公社、メキシコは鉱区を開放しておりますけれども、そういった先のことをにらんで、こういったところと情報交換を密にする、そういった努力を積極的に展開しているのは事実でございます。

○松原委員 すぐれてこの問題は、例えばアラブの人間というのは対面でやりますからね。人間対人間だとさつきどなたかが御答弁していた。だから、

ら、そういった意味では、どれぐらいそういった現地に行つて日本のトップは頑張つていたのか。その姿を見て下も燃える。どういう活動でそういった中近東の国々に行つていたのか。そういうのを、恐らく記録が残つていっていると思いますから、一応、恐縮ですが、理事、理事長その他幹部職員、それを資料請求させていただきます。

○谷畑委員長 はい。また、理事会で諮らせていただきます。

○松原委員 理事会で今の件はお取り計らいをいただきますかと思ひます。

○谷畑委員長 はい。

○松原委員 そういう中で、私は、さつき山田議員も言つていたけれども、日本という国は石油に對する依存度が非常に高いわけですよ。しかし逆に言えば、日本における石油の産出量は少ない。産出量が少ないというか、ほとんどない。三〇パーと言つたけれども、そこまではないかな。

一定のところで別に見切るわけじゃないけれども、今、新エネルギーというのが随分言われているけれども、新エネルギーに對してもつと金を使つてもつと行動しようというのを、エネルギー政策としては、ヨーロッパの国や世界のほかの国が環境問題で新エネルギーを言う前に、我々は、エネルギー安全保障の観点から新エネルギー問題に踏み込むべきだと思ふんですが、そういう議論は、この二十年の間になかなか思つたようにいかないという反省の中で、あつたのなかったのか。

○河野政府参考人 この国会でも御審議をいただきましたように、新エネの電気事業者による導入法を通していただきました。これも、新エネルギー導入に弾みをつける政策でございます。しかしこれは、新エネルギーに私どもが取り組みましたものとしては最近のものでございます。これに先立ちまして、新エネの導入促進法を既に制定させていたいただいておりまして、さまざまな支援措置を講じてきたところであります。

さらに深くさかのばれば、オイルショック後、

例えば新エネルギーということで太陽光発電のよいな技術に取り組んでまいりました。いわゆるサンシャインプロジェクトでございます。こういったものが今になって一定の成果を上げて、日本は太陽光発電では世界一の発電規模になっているというふうにも思つております。

そういう意味で、環境問題に着目して、最近さらに新エネの導入に力を入れておりますけれども、いわゆるエネルギー安定供給の一つの方策という観点からも、新エネルギーには一生懸命取り組んできたつもりでございます。

○松原委員 太陽光の取り組みで今世界一になっている。結構だと思ひます。どれぐらいの予算を使ったのですか。

○河野政府参考人 ちょっと過去にさかのぼつたすべての金額、今手元にございませんが、例えば平成十四年度でございますと、特に、今これは主として御家庭などで実用化、導入段階にありますので、この普及のために三百億円前後の予算を投じて補助をさせていただいているという状況でございます。

○松原委員 私は、すべてのスケールを金でかるといふのが適切かどうかというのは非常に疑問だけれども、やはりもつと規模を大きく、途中で方向転換ではないけれども、やはり複眼的な、戦略といふのはそういうことで、それをやるべきだつたとは思つてゐる。僕は、日本のエネルギー政策を見ると、戦略なきエネルギー政策ではないかという気がしてゐるんですよ。本當の戦略はそこにあるんだ。

では、今度この法案ができてきて、特殊会社か何かつくりますよ。これはどういふふうな内容になるかといふのは、まだこれから議論しましょうということになる。そのイメージというのはまだ明らかになつていないと思ふんですよ。どうですか、それは。

○河野政府参考人 これは、先ほども大臣が答弁させていただきましたけれども、この特殊法人の合理化計画の中で、石油公団の開発関連資産につ

いては適正な処分をして、その後、特殊会社を設立するということでございまして、今回御提案させていただいております廃止法の附則でその設置を規定しているわけでございます。

したがしまして、そのための新たな立法作業が今後さらに必要になるわけでございますので、そのプロセスの中で、具体的なイメージ、あり方というものをさらに具体化させていただきたいというふうにも思つております。

○松原委員 ただ、具体化するにも、例えば石油公団の廃止に当たつて、保有の関連資産、厳正な評価、処分をする。売却するものとしなものかを区分する。売却するものは入札するものか、どれぐらいの規模になるのか、こういうものも、日本のエネルギー戦略としてどうするのか、自主開発をこれからさらに拡大するのかどうか、そういうふうな戦略がなければこういった問題も明らかにならないと思ふんですが、そういう部分で、僕は、どうも戦略的なものがまだまだ不十分じゃないかというふうにも思ふんですが、大臣、いかがでしょうか。

○平沼国務大臣 石油公団の廃止に当たつて、保有の開発関連資産の厳正な評価、処分について具体的にどうするのか、それから、どのぐらいの規模、そういったお尋ねだと思います。

石油公団の開発関連資産の整理部分につきましては、経済産業大臣は、その事業計画を認可するに当たつて、総合資源エネルギー調査会の意見を聞くとともに、内閣総理大臣に協議することにいたしております。関係者のコンセンサスを得つつ、公明正大に行われるよう努めてまいらなければならぬと思つております。資産処分の規模については、かかる整理処分の遂行の過程において明らかになってまいりたいと思つております。

それから、特殊会社によつての資産を承継させるかについては、石油公団資産の整理処分につき、今申し上げましたとおり公明正大な検討を行ひまして、最終的には、別に法的措置をとるとされた特殊会社法の議論の中で具体的な形をあらわ

していききたい、こういうふうに思っております。

私どもとしては、さつきちよつとお触れになりましたけれども、やはりこれを議論していく過程の中で、日本のエネルギー安全保障上、和製メジャーのような最終形態になるのが望ましい。ですから、今回の改革を議論する過程で、私自身は、政府は与党関係者と累次意見交換をいたしました。多くの方々がこういった方向への期待を強く持っておりまして、私自身も、今回の改革がそのような方向の実現に資する、そういうことを期待してこれから努力をしていききたい、こういうふう

に思っています。

○松原委員 今、大臣が和製メジャーということをおっしゃったわけでありまして。優良会社、特に剰余金を出しているところが十三社あるということですが、ここを統合して和製メジャーをつくらうというふうなお考え、また将来的に、石油公団を廃止させて新設する特殊会社の社長に、純粋民間人を起用する方針を大臣は明らかになさったわけでありまして、将来的には民営化して日本初の中堅石油メジャーを目指す、こういうふうなお考えがあるというふう聞いております。

その辺の具体的なイメージというのは、もうちよつと、大臣、やはりイメージというのは大事なんです。イメージがなければ行動というのはなかなか強烈にアクセントがつかないわけでありまして、この和製メジャー、中堅石油メジャーというもののイメージ、どんなイメージで、今言ったような道程の中でそれが出てくるというふうな認識であります、大臣の御所見をお伺いいたします。

○平沼国務大臣 さきの答弁でもちよつと触れさせていただきました。日本は、やはり天然資源エネルギーというものはありません。そういう中で、オイルショック以降大変な努力をして、そして今、日本の原油輸入量の自主開発の部分が三〇％という形で来まして、実際の目標は三〇％という形で来ましたが、しかし、いろいろなことの中で努力をしてここまで来たこと

であります。

そしてまた、全体のエネルギーに占める石油の依存度というのは五二％、こういうことでありまして、そういう中で、今後とも、石油というものは、日本の経済大国を支えていく意味で重要な地位を占めていく。

そういう中で、私どもは、やはり自主開発という部分を、これからさらに安定的な形で自主開発ができるような、そういう方向性を模索しております。今中堅メジャーとおっしゃいましたけれども、これは比較の問題でございまして、やはり世界のメジャーと言われるのは非常に大きな規模を持つています。しかし、ヨーロッパの国等を見ますと、いわゆる中ぐらゐの規模の中でもその機能を果たしている、そういうメジャーが存在していることは事実であります。

そういう中で、今、実は石油業界の統合も進んでいます。やはりそういったところと整合性を保ちながら、タイアップしながら、私どもは、やはり最終的に、和製メジャーとして、安定的なエネルギー、石油供給、また、天然ガスを含めてそういったものをつくっていくかなければいけない、今の段階では、そういったイメージで私どもはこれから努力をしていかなければならない、こんなふうな思っているところであります。

○松原委員 この和製メジャーのイメージ、特殊会社から転換していくのかどうか、こういう流れの中で、そこがはっきりしておらなければ、例えばこの資産処分についても、何を処分して何を残すのかというのは、極端に言えば、処分して、後では必要だったとなる可能性がある。そういった意味で、私は、このイメージづくりが先にきちつとなければいけないと思うわけであります。

先ほどの話で、アザデガン油田という議論もありました。私は、産油国が今一部において鉱区開放の動きを示しているというふう聞いておりま

す。御案内のとおり、技術力が高いか低いかによつて、石油の埋蔵量の中の二五％しか使えないケースもある、三〇％の場合もある、四〇％の場合もある、これは御案内のとおりであります。そういう意味では、我々がそういった高度な技術を持つていけば、四〇％いきますよ、百のうちの四十は日本が行けばやれますよということであれば、それは鉱区開放するだろうというふうに思うんです。

そういうふうな鉱区開放の動きに対して、石油公団廃止後、とりあえずどうやって取り組んでいくつもりか、今タイミングが来ているという議論であります。タイミングとしては、人に言わせれば、一番冬の時代をやつてこれから春になったときやめるみたいな議論もあるけれども、それは、それだけずさんなことを、さつきエネ庁長官が言つたように、反省していると言つたんだから反省してもらわなきゃいけないけれども、それはやつてきたからしやうがないんだけれども。

しかし、この鉱区開放の動きに対してどういうふうな考えがあるのか、和製メジャーをつくらうというんだつたら、それはちよつと、今の石油公団廃止の問題と平仄がとれるのかどうかというのが僕は非常に疑問なんです。このチャンスを利用して、また産油国が鉱区開放の動きを閉めちやつたら、これはまた困るわけですよ。その辺、大臣、どういふふうな御見解か、お伺いします。

○河野政府参考人 まず、鉱区開放の動きについてちよつと触れさせていただきます。

確かに、イランのように国内で開発資本の不足しているところについては、ハタミ大統領の訪日の際に日本側と優先交渉権の合意がありましたように、パイバック方式という変わった形態ではありますけれども、鉱区開放の動きがあります。

それから、中央アジアの国々においても、やはり自国資本が十分でないということで、海外の資本を活用して資源開発を図つていくということ、鉱区開放の動きがございまして。

それから、南米の国においてもやはり同様の国がありますので、このところ、やはり国際的に一つの鉱区開放の動きが表面化しているというふう

に認識しております。

石油公団もこれについて取り組んできたわけですが、この改革後は、独立行政法人がプロジェクトを厳選しながら重要案件について引き続きリスクマネーの供給などを行うということでこの鉱区開放の流れに対応していくという考えでございます。

○松原委員 今、エネ庁長官が答えたけれども、これは大変な国家戦略上の問題ですから、大臣に答えていただきたいんですよ。

○平沼国務大臣 御指摘のように、鉱区開放というのは、今、ある意味ではそういう流れがあることは事実です。

今、エネ庁長官から、中央アジア、それからさらに中近東、そういったお話がありましたけれども、実はプロボーザルとしては、例えばアフリカのアンゴラ、そういったところからも、実は鉱区開放をして日本とやりたい、こういったところもあります。ですから、そういうものに関して、やはり日本は自主的に開発して安定的なエネルギー供給を確保する、こういうことはこういう観点から非常に大切なことでございます。

そういう中で、今石油公団を廃止するということは、相手国にとつて非常に不安を呼ぶことですね。というのは、今までは、どつちかというところ、石油公団即日の丸、こういう感じで、それだつたら日本とやろう、こういうことであります。

しかし、私どもが心配したのは、今そういう状況の中で、今ちよつとこういう表現を使わました、閉めてしまふ、こういう懸念があるんじゃないか、こういうことでしたけれども、そこで、独立行政法人に移管して、リスクマネーも含めて、そういう自主的な開発の部分については、やはり我々国がある意味ではちゃんと責任を持つてやらせていただく、こういう姿を見せて継続性を持たせた、こういうことで私どもは担保していく。

そして、いわゆるそういう新しい鉱区に關しても、もちろんしっかりとした精査はしなければいけません、そしてその可能性もやはりしっかりと検索をしなければいけませんけれども、そういう中で、私もやはり今までやってきた石油公団の仕事の継続性、これを担保していかなければならない。そういう意味で、この法案にもそのことは盛り込ませていただいた、こういうことである。

○松原委員 今の御答弁で、継続する、自主開発も継続するという御意思があると。和製メジャーということでもそういうことかもしれないが、大事なことは、国が担保すると言う。しかし、さっき言った責任の問題が極めて重要でありまして、国が担保するのであれば、国がこれからの日の丸を担保するということであれば、従来の石油公団の経緯、エネ庁長官は反省すると言った。反省するといふのをお題目のように言うのではなくて、具体的にやるならば、どういふふうな責任を、さかのぼってとらせることができるのかどうかわからぬけれども、とらせるのか。もし責任をとらせていないとしたら、それは陳謝をする、そういうけじめがあつてその次の議論になると私は思うんですよ。

当然、今後の特殊会社にしても独立行政法人にしても、けじめを、中小企業だったら、いや、中小企業じゃなくてもどこでもそうなんです。責任をとる。個人が、やはり責任とその関係の所在が明らかになつていないので、責任をとるということをしちつと、失敗したときは大変な責任を連帯してとるような、そういう、国民が納得するような、そういうなければ、やはり真剣な鉱区開発なんか私はできないと思うんですよ。ですから私は、そういう意味で、けじめをつけるという議論は、これからまだ十分審議があるでしょうからきちつとやっていきたいけれども、さらにやっていかなきゃいかぬ。同時に、このけじめ論を今後本当にどういうふうに、例えば民間の会社だったら個人保証してい

るわけですよ。どういうふうにするんだということもやはり明らかにしていかなければいけないと思いますし、それは大臣の強烈なリーダーシップをもつてやっていただかなければできないことだろうと思つております。

それと、もう一つ、やはりリスクヘッジというのが必要なのであります、一つは石油という中におけるリスクヘッジ、一つはエネルギー全体のリスクヘッジ。私は、石油に關して、もう一兆四千億という話もあるし、計算のしようによつては一兆四千億とか八千何億とかいろいろと議論がある。それだけの金をかけてきたんだから、エネ庁長官、それはほかのものに關してもやはりやんなきゃだめですよ。さっきの山田議員の、メジャーはほかをやっていますよという話もあるけれども、それをやらなきゃだめです。本當のリスクヘッジはそれですよ。

しかし、一方において、このリスクヘッジ、石油に關していうならば、僕はこの間議論で聞いたんだけれども、軍隊がある国、ない国では向こうの対応が違いますよ。軍隊がある国に対しては、やはりバイの契約でも、あなたはいいですよと指定してくる。日本に対しては脅威もなければ応援もないということですよ、向こうにしてみれば。そういう部分では、これは単にひとり経済産業省だけの議論ではなく、まさに国家全体の、極端に言えば防衛庁まで巻き込むような、そういう議論としてあるのか。

そうじゃないならば、我々は顧客としてたくさん石油を買っていますよ、もう中近東における最大の石油輸出国は日本ですから、そういう買手であるという強みを売り手に対してどう生かしていくのか、そういう戦略、軍隊のかわりにそういうものを持つという戦略をやるのか。それはいろいろなやり方があるだろう。

そういう、日本対産油国だけの関係ではない、第三国までも巻き込む関係も含め大所高所からやつていかないと、私は、これはバイだつて、いところ、本當に当たりのいいところ、魚でい

ば大トロですよ、大トロ。掘れば当たるところ、僕は赤身の方が好きだという人もいるけれども、掘つても当たらないところをもらつてもしょうがないので、掘れば当たるところをもらった方がいいに決まっていますよ。大トロのところをもらうためには、それはやはり、そういう他の部分の要素がたさんあるんですよ。そういう戦略的なあすを持つていただかなければいけない。この辺についての決意を。

今いろいろと言つたけれども、他の産業、エネルギーの問題、それから産油国との関係で、それは、さっき言つたように、公団の理事長はさうつと、もう一年二年、現地でひげもそらずに頑張らなきゃだめなんですよ、こんなのは。そういうのをやらないで退職金をもらつていから話がおかしくなるんですよ。そういうことも含め、けじめの問題、今言つた問題、ちよつと時間があれてしまいましたが、きちつと答えてください。大臣、お願いいたします。

○平沼国務大臣 責任の問題、これは結果責任でございまして、大変厳しい結果が出ましたから、ここは厳しく受けとめていかなければいかぬと思ひます。

しかし、七三年のオイルショックの後、やはり国民の中からほうはいとして、とにかくエネルギーの確保をしなければいけない、また、財界の方々も、そういう中で資源小国の日本としてはぎりぎりの努力をし、それに携わつた人々も、その時点では本當に一生懸命努力をしたと思ひます。

先ほど中山先生も言われましたけれども、ある意味では千三つの世界ということも事実です。ですから、不本意な結果に終わったことが多々あつた、これももちろん反省しなければいけません。それから、赤字が累積したということも、振り返つてみますと、御承知のように、原油安になり、そして円高が進む、そういう中で想像もしなかつた差損が出る、こういう中で国際的な経済条理に非常に大きく揺れ動かされた、こういう背

景があります。

しかし、そういう事由を幾ら挙げても、やはり現実厳しいところは本當に御指摘のとおりで、エネルギー庁長官も反省をしなければいけないと言つたのは、まさにそういうことだと思ひます。そういう意味で、こういう経験も踏まえて、こういうことが起こらないように安全を担保する、そして利益が上がるようにしっかりとやっていく、そういう体制をその反省の上に構築していくということも、私は大きな責任のとり方だと思ひていま

それから、御指摘のように、やはり産油国と密接な連携を持つて、そして日本は、やはり平和の国でありまして、武力を誇示する国じゃありません、そういう中で、例えばイランに対しても、サウジアラビアに対しても、あるいはアブダビに対しても、今までもできる限りのいろいろな、中小企業の支援ですとか人材派遣ですとか、あるいは海水の淡水化ですとか、そういうことも協力をして、それなりに評価をされているところもあります。ですから、日本は日本の持ち味を生かしながらそういった産油国との関係を強化する、このことは御指摘のように大変大切なことですから、私も陣頭指揮でこれからは頑張らせていただきますと思ひます。

また、御指摘のエネルギーというものも、石油は例えば中東に八八%も依存している、これも是正していくためにこれから大きな戦略をつくつていかなければいかぬと思ひますし、また、新しいエネルギーへの置換ということも、これは非常に大切なこととて思ひます。

そういう意味で、私もとしては、この問題についても大きな問題意識を持つて今鋭意取り組んでいるところとて思ひます、この新しい法案を通じて、そういった戦略も皆様方の御意見を聞きながら打ち立てて、より万全を期してまいりたい、こう思つておりますので、今後ともよろしく御指導、御叱正、そしていろいろな御協力をお願いしたい、このように思つております。

○松原委員 今の答弁にあつたように、中小企業感覚の厳しい責任をきつと総括する、そして、産油国に対しての戦略、これをきつと確立するということをお願い申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○谷畑委員長 山村健君。

○山村委員 大臣、朝から、我が党の先輩諸兄、同僚議員、いろいろと質問させていただいたわけですが、昨日、私も省庁の担当者、質問ということでも、朝からの議論を聞いておまして、若干変更をさせていただきたいと思ひます。

といひますのは、田中筆頭、今はちよつと席を外してありますが、私、この一月からの通常国会で、平沼大臣のもとでこの経産委員会について、議論させていただいて、率直に申し上げて、最近、本場にポスト小泉というそのうわさにたがわぬ大臣だというふうに評価させていただいていたんです。でも、きょうの大臣の答弁を聞いていますと、非常に、何といひますか、今まで光を感じていたものを、影しか感じないんです。何でだろうと考へたんです。そうしましたら、今回の法案、公団廃止関連法案の目的、本法

案の提案は、昨年十二月十九日に閣議決定された特殊法人等整理合理化計画においてということがまず第一義にあるわけですよ。それで、非常に矛盾を感じた点というのが、昨年の通常国会です。アザデガン油田開発等々話されたときの石油公団の立場、そして、きょうの答弁を聞いたときに非常に矛盾するようなことを感じるといひのは、これは大臣の意思で、公団の廃止に関するこの法律案というのをこの国会中に何とか決めたきやいけないうという強い思いがやはり感じられないんです。

その辺の、本音の部分というのはいかがですか、難しいとは思ひますが。

○平沼國務大臣 けさ一番の答弁のときにも申し上げましたけれども、特殊法人の整理合理化計画、これは御承知のように小泉内閣の命題であり

ます。そして、昨年の通常国会の御答弁でも、私は、やはり自主開発の部分が大事だから、その自主開発の部分はひとつぜひやりやすい体制をつくる、こういつたことで御協力をいただきました。しかし、そのときの答弁の中でも、やはり一年以内にそういった形で再点検をする、そういう事態は今の趨勢からいって必ず来る、こういう形で御答弁もさせていただきました。

そういう中で、国民の皆様方の大変大きな批判というものが今の特殊法人のあり方といったものに集中してきて、それに対して、やはり政治としてはしっかりとメッセージを出さなければいけない。そういう中で、私は、今までの特殊法人としての石油公団のあり方を改めよう、そして国民の皆様方の御要望におこたえをしなければならぬ、こういう立場に立たせていただきました。

しかし、昨年の通常国会で御議論をいただいた中で、エネルギーの資源小国であります日本は、やはり安定的に自主開発をしながらエネルギーを確保しなければいけない、石油、天然ガス等を確保しなければならぬ、こういう中で、石油公団の廃止は、国民の皆様方の御要望にこたえてこれは喫緊にやらなければいかぬけれども、しかし、その中に集約すると三つの大切な機能があるんじゃないか、自主開発、安定供給のために、ある意味ではこれはどうしても国がかかわらなければならぬ問題だ、こういうことで、党とも、それから、非常に問題意識を持っておられる今自由民主党の堀内総務会長とも議論をさせていただいた。

その中で、三つとは、自主開発部分のリスクマネーを含めたその機能はやはり国で担保をさせていただく、そのためには独立行政法人の中にその機能を持たせよう、こういう形で、たくさん議論の結果、合意をさせていただきました。

それから、オイルショックのときに大変な事態になって、やはり石油の備蓄というものも、これは国が関与しなければならぬ非常に大きな問題だ。そういう中で、備蓄基地のいわゆるデリー

のマネジメントとかは、これはもうアウトソーシングで民間に任せる。だから、今ある石油の備蓄基地というものの日常運営というものは民間に任せてもいいけれども、しかし、肝心なめるときに、どういつた形でその備蓄というものを有効に国民の経済生活に活用するかというところは、やはり国がかかわることが必要である、こういう形で、これも実はいろいろな議論の中で担保をさせていただきました。

三つ目は、やはり今まで培った研究開発の蓄積された技術があります。

ちよつと長くなりますけれども、私は、びつくりしましたのは、石油というのは、井戸水と同じようにすぐとれやすいように層になっていると思ひましたら、実は日本人の技術陣が悪戦苦闘したアッパザクム油田なんというのは、東京二十三区と同じような岩盤がありまして、その岩の中にしみています。だから、とりにくいところだからというところで、もうメジャーはいいところを全部つけて、メジャーはそこには全然つばをつけなかった、こんなのは採算に合わない。

それで最後、では、日本がどうしてもやりたいのだったら、ここをやってみたらどうだと言つて、そのアッパザクム油田というのは、海の真つた中にある、東京二十三区くらいの海底の大きな岩山です。そこから、一生懸命技術を開発して、そしてさらに技術を高めて、実はあと百年採掘ができる、そこまで技術を高めました。そうしたら、それを見ていたメジャーがこれを買ひに入ってくる、そういう事態。

ですけれども、私も日本人といひのは、やはり石油の発掘技術に関しても、そういった国が持っている優秀な技術がある。こういう技術開発のノウハウというものも、やはり自主開発をするときに非常に大きな役に立つ。だから、このこともやはり国が担保をしなければいけないということ、これもいわゆる独立法人の中に入れる。そういう形で、私どもは昨年の通常国会で大変御協力をいただき、私も自主開発の必要性を訴えまし

た。

しかし、私どもとしては、国民の皆様方のそういう御要請の中でこういう一つの御提案をさせていただき、そして日本の自主開発、安定供給に今後とも希望が持てる、そういうシステムをつくらう、こういうことでやらせていただいたことを御理解いただければと、こういうふうに思つております。

○山村委員 まさに、朝からの議論におきましても、我が党の立場といたしましても、キーワードというのは、石油公団に対するいわゆる負の部分、マイナス部分に対しての責任、その総括をというふうな論旨だったと思ひます。

私のきのう出させていただいた質問の要旨につきましても、そういう観点からきょう質問に立たせてもらつたわけなんです。大臣ですら、石油開発技術であるとか、そういう貢献を、貢献といひますか、プラスの部分で日本はあつたんだという認識を今語られたわけなんです。多くの国民といひのはそれを知らないのですよ。

それで、昨年の十二月十九日の特殊法人整理合理化計画ですか、これに関して、あえて私、もう一度大臣に頑張つていただきたいと思ひます。これは、今、他の省庁ではありますけれども、小泉さんという、八〇%、九〇%というような支持率を得て、国民受けするような形で総理・総裁になられたわけですから、郵政の民営化問題ばかり、道路の問題にしてもそんなですけれども、国民受けはすれども、実体政治としてそれをやつてしまつていいのかという問題が多々あると思ひます。

私は民主党という政党で、自由民主党の議員ではないわけなんですけれども、その必要性があつて公団というものができて、それなりことはやつてきた。でも、表にあらわれてくるのは、その公団を利用した外郭団体の不正というのが表にどんどん出てくるから、これはだめだ、これは何とかしなければいけないという議論になつてし

まっていると思うわけなんです。

先ほど松原議員の方からも言いましたとおり、国家のエネルギーに対しての戦略というものがあつて、このように日本は進むのだから、それこそ防衛庁も外務省も巻き込んだ形で、石油に関しては中東地域で八七％ですか、輸入を占めている。中東の平和があつてこそ日本の経済の発展というものがついているんだというようなことを正々堂々と述べられるべきだと思います。

特に、昨年のいわゆる研究開発というような形で、ある意味、日本の大きな国家プロジェクトという形で臨むイランの油田開発という問題があつたわけなんですけれども。

話はちよつと余談になるかも知れませんが、ロヤ・ジルガ、アフガニスタンはまだまだどうなるかわからないという状況にあるのですけれども、アフガニスタンという国、いわゆるカスピ海油田という二十一世紀に残された大きな油田を、相変わらず旧ソ連、今のロシア、そしてアメリカという超大国が、はつきり言いましたら、パイプラインも含めて、パワーゲームでアフガニスタンという国をどうしていくかという、そういう戦略のもとに動いているというのが見え見えなわけですよ。アフガニスタンの国民のためにというやり方じゃなくて、自国の利益のためにアフガニスタンという国をどのようにコントロールしていくかというような国際政治だと思うのですけれども。

私、昨年の十二月にアフガンにもお邪魔させていただきましたが、日本人に対しての受けが非常にいい。なぜなのかといえば、それは、アフガン、イスラムの国に対して日本がそれなりの援助をやってきたから。日本は、援助をすれども自分のところに対する利権というのを欲しがらない、そういうことを言っているわけですよ。でも、日本が一番必要なのは、そのカスピ海油田であり、中東諸国からの石油という資源が一番必要なわけですよ。だから、単にオイルマネーとしてペイしている分、返してもらっている以上のことを向こう

の国にしているわけなんですよね。

ということとは、それが、いわゆる旧通産省としてそれをやる場合というのは、日本の政治のシステムで、いわゆる外務省の管轄であつたり他省庁をまたいでしまうから難しい。でも、石油公団という形でいくのなら、省庁のそれぞれの受け皿、それこそマトリクス的にプロジェクトチームを組んでどうやって中東諸国へ出ていくんだというようなことを、さまざまな階層が重なり合つてやってきたと思うのですよ。

今、政治がこれだけ閉塞感を持つてしまつていくというのは、あるときはその縦割りの逃げ道、あるときはその辺で制度疲労といいますが、矛盾が起つてきていることが整合化されていらないから、もうそれぞれの立場立場で、本来このように変えていかなくちゃいけない、いわゆる改革していかなくちゃいけないということに対して、失礼な言い方ですけども、勇気を持つて挑戦する大臣もいなければ官僚もいない、特殊法人の総裁もいないというような状態で、みんな、特に外郭団体の人ですと、いわゆる天下りの問題といいますが、二年三年の任期中に、仕事をやらなくて平々凡々と過ごしていれば、前任者の言うとおりのことを踏襲していけば、それなりの退職金、それなりの退職金でもとんでもない金額なんです、もらえるから、仕事をしないことが自分たちの保身ににつながる。

その積み重ねが、特殊法人に対しての改革といいますが、批判であつて、大臣というか総理といいますが、国のリーダーがこのようにいくんだという旗を振り上げて、政策として正々堂々と出して、そのためのフォーメーションとしては、いわゆる経済産業省からこういう人材が必要で、外務省からこういう人材が必要で、セキユリティーのために元自衛官と言われる人たちがこれだけ必要ですというように、いわゆる国家戦略として、特に中東諸国というのは難しい国なんですけれども、石油という問題、原油の問題というのを含めましたら、もつとも日本が積

極的に出ていかなければならないと思うのです。

その辺のいわゆる省庁の縦割りということも含めて、特殊法人という存在も含めて、大臣、今の制度のもとでどういふふうにしていくのが、国際的な日本の立場も含め一番有利に働いていくのか。大臣の本当に私案で結構でございます、これは通告してない質問です。

○平沼国務大臣 確かに、御指摘のように、戦略を持つてこの国の非常に重要な課題でありますエネルギー政策をやつていかなければなりません。そのために、日本というのは、先ほどの御答弁の中でも触れさせていただきました、やはり日本の持てる力というものを有機的、効果的に發揮していかなくちゃいかぬと思います。

そういう中で、私も一昨年度通産大臣に就任させていただいて、資源エネルギー外交というのをやらせていただきました。その中では、やはり相手国との、産油国との関係を強化して、お互いに信頼関係を築くということが私は一番大切なことだと思つています。

そういう一つの中から、実はアザデガン油田の優先権も得られることが出てきました。しかし、そこに行く過程においては、やはり日本がODA等を通じて示した戦略、それが相手に信用を与え、評価をされた、これにつながっていると思ひます。

さらには、例えば、長い産油国との歴史の中で、日本が、あちらはほとんど雨が降らない国です、海水を淡水化して飲料水等を賄つていて、それに関しては日本も大変積極的に協力をして、そういうことも評価されています。

例えば、イランという国を一つ例にとりますと、イランという国は今中小企業が育つていない。その反面、非常に若年の労働者の失業者が多い。そういう中で、日本にぜひ協力をしてくれという形で、経済産業省が主体となりまして、例えば自動車の修理、そういうものの拠点、学校も日本が積極的につくらせていただく、そのことがイラン人にとっては非常に大きな日本の貢献、こう

映っています。

ですから、御指摘のように、いろいろな形で協力関係を築いていくということは大切なことでありまして、私も、この二年、まだちよつと、もうすぐ二年になるんですけれども、二年間そういったところに心を砕いてまいりました。

ただ、経済産業省だけではそのことは成就できません。したがって、外務省の協力も必要です。そしてまた、防衛庁とおっしゃいましたけれども、例えばあの湾岸戦争のときに、やはり日本の自衛隊がアラビア海等のいわゆる機雷の除去で非常に大変な貢献をした、そういうこともやはり総合的には日本の評価につながっています。それから、日本は、長い産油国との関係の中で、例えば受け入れ量とか貿易取引で相手側を一回も裏切つたことはない、そういう信用も非常に大きな評価として日本に対してはあるわけですね。

ですから、私どもとしては、そういう日本の技術力でございましてとか、あるいは、例えばODAを通じての協力ですとか、あるいは、中小企業が日本の経済を支えているノウハウがありますから、そういう中小企業の育成ですとか、ただ単にいわゆる油だけの関係じゃなくて総合的な関係を築いていく、このことがやはり基本戦略になければいけませんし、私ども経済産業省は、そういうことも戦略の基礎に置いてこれまでやらせていただきました。

そういう中で、いわゆる行政改革そして特殊法人の整理合理化計画の中で、国民の皆様方の要望が非常に高いものがございました。繰り返すようになりますけれども、やはり国が行うべき三つのファクターについては、私どもはしっかりと担保をさせていたですし、そして、今るる申し上げたような戦略をますます高めながら、日本のエネルギーの安定供給の中で我々は努力をしていかなければいけない。これからそういう関係を強化していくことは、その必要度は、私はますます高まってくる、そういう認識で私どもは努力をしていきたいと思つております。

○山村委員　きのう、きょうの話といいますが、けさからの話で、私が、本当に大臣の答弁、力強い答弁じゃないかというふうなところからスタートして、今までの質問といえますか、その辺の矛盾があるんじゃないかというふうに思っただけですけれども。

決まったことは仕方ないので、廃止した後、いわゆる独立行政法人ですか、そういう形で新たな組織立てをしていただけていたか、そういう方向にしないかと思っただけです。

副大臣にちょっと伺いたいんですが、それでも、新たな独立行政法人としてやはり一番問題になってくるのが、今までの、朝からの議論の中にあります責任という、これは大臣に対しての質問のつもりだったんですが、一兆三千億の不良債権ですか、その問題であつたり、日本の原油が三〇%の目標をどのように達成するのか、それもできなかった。明らかに石油公団というのは失敗であつたんじゃないかというふうな表面的な意識しかなくて私は質問書をつけたわけなんですけれども、反省があつてこそ発展があるといいますが、新たな独立行政法人のスタートが切れると思ふんですけれども、その辺、今度ちょっと副大臣にお伺いしたいんですが、いかがですか。

○古屋副大臣　今般のこの石油公団の廃止法案につきましては、やはり長年にわたって石油公団が行ってきたことに対するいわば反省と総括、そしてもう一つ、未来志向、そういう要素があると思つております。

やはり自主開発をしていく、三〇%という大きな目標を掲げました。残念ながら、三〇%までは行きませんでしたけれども、当初の二十七万バレル・パー・デーから比べると、六十万バレル近くまで確保することができた。これは一定の成果があつたと思ひます。ただ、反省すべき点は、もう今何度も答弁されておりますけれども、やはり量的確保にバイアスがかかったんですね。だから、資金の運用とか効率的な運営という方には余りバランスが行かなかつた、これは大きな反省点の一つであります。

それから、国民に余り知られていないというところでございましたので、この点はやはり情報開示というものが不十分だった。これだけ国策として重要な自主開発というものをしているにもかかわらず、石油公団の実態が余り国民に知られていなかった。これは、私どもとしても反省する一つの大きな要素ではないかと思つております。

一つであります。

したがって、そういった反省点も踏まえて、石油公団の改革委員会等で既に実施した改革案もございませうけれども、今般は、大臣からも答弁をさせていただいておられますが、国として絶対に残していかなくては行けない機能、それはまず、リスクマネーの供給、それから技術開発、そして国家備蓄の計画、この三つについてはやはり日本が引き続きしっかり国として関与していかなければ、対外的な信用性等々でも極めてふぐあいが生じるだろう、その辺で整理をした。

一方では、プロジェクトというものをしっかりと厳選して、今までのいろいろな批判が二度と起こらないようにしていく、こういうことでありまして、現在の日本が脱石油を目指していくという長期的な計画がある中で、現実問題としてまだまだこの石油に依存せざるを得ないという実態を見たときには、この改革というものは、これによつて二歩も三歩も前進していくのではないかと、いうふうには私は思つておるわけでございませう。

○山村委員　まさに石油公団だけでなく、いわゆる特殊法人の改革といひますか、いろいろな批判が出ておるということは、ベールに包まれて情報開示をしてこなかったということが一番大きな原因だと私は思ふんです。いい部分も悪い部分も含めて、これからはやはり、情報公開法という法律もできていることもありまして、情報開示ということをやまず第一義にやっていたいただきたいのです。今からでもできることで、一つだけ私さう気がついたのでありますが、石油公団財務諸表等閲覧室というのがあるんですよ。これは、インターネットで調べただけなんです。実際はどうなっているのか

わからないんですけれども。この時代に、わざわざ公団へ行つて閲覧室で見なければならぬ、なぜインターネットでこれが公開できないのか。いかがなんですか、これは。どうですか、資源エネルギー庁長官。

○河野政府参考人　これは、公団の改革検討委員会あるいは事業委員会の結論の一つとして、情報公開の徹底ということにいたしました。これは、公団のみならず、企業並みの会計、そして連結とすること、公団の出資会社すべての連結までやつております。そういう意味では非常に膨大な資料でございまして、閲覧制度ということで今やらせていただいております。

○山村委員　インターネット上の公開ということとはやらないわけですか。

○河野政府参考人　公団の基本的な諸情報、こういったものについてはインターネット上でも公開をいたしております。

○山村委員　それはわかるんですけども、財務諸表についてはなんですか。

○河野政府参考人　検討委員会などで御提言をいただいておりますのは、石油公団単体のみならず、関係会社についても同様の情報公開、そして連結ということでございますので、そういう意味で今膨大な資料になっておると思ひます。その資料的な量の制約がなければインターネットで可能だと思ひますけれども、現在はそういうことで閲覧制度にさせていただいておるわけであります。

○山村委員　ですから、企業会計を導入してこれからどうしようしていくのであれば、企業の場合でも決算書というのは堂々とインターネット上で公開しているわけですよ。本来、企業の模範にならなさいいけない政府が関与する公団ですから、どんなにそれは、要するにそれこそ法律にのっとつて前へ前へやるべきじゃないかと思うのですけれども。

○平沼国務大臣　今、資源エネルギー庁長官から、連結決算等のそういう事務上の問題がありま

したけれども、これは本来やらなければいけないことですから、私は、そのようにするように指示をしたいと思ひます。

○山村委員　やはり大臣の答弁は、そのような形で出てきてもらうと非常にさわやかなイメージを受けるのです。

それで、時間がちよつと過ぎてしまつたのであれですが、今回の法案の中で石油石油ということがエネルギーの中心に相変わらず置かれておるのですが、つい先日、この委員会でも通りました、これはいわゆる議員立法であつたわけなんですけれども、エネルギー政策の基本法というのがございまして、それと石油に関する整合性といひますか、それはどうなつていくのかという心配があるのですけれども、いかがですか。

○古屋副大臣　先般、議員立法で提案させていただいておりましたエネルギー政策基本法との関連はどうなのかといった御趣旨の御質問だと思ひますけれども、まず、エネルギー政策基本法の第二条で、我が国にとつて重要なエネルギー資源の開発、そしてエネルギーの備蓄等を推進するということ規定が実はなされておまして、また第四条では、エネルギーの安定供給の確保に十分配慮しつつ、事業者の自主性及び創造性が十分発揮される旨、こういった規定がなされておまして、そういう意味では今回の法案との整合性はとれておるというふうに考えております。

また、今般の特殊法人改革におきましても、国としての関与のあり方についての抜本的な議論を行つておまして、その中で、いわゆるエネルギー安定供給を確保する上で重要な機能が三つございまして、これは何れも今まで答弁をしておる通り、リスクマネーの供給機能、研究開発機能、国家備蓄統合管理機能、この三つでございまして、けれども、今後も独立行政法人に担わせるということになつておまして、石油開発における民間主導、備蓄基地操業における民間ノウハウの活用と相まって効果的に運営をしていくことができるという観点からも、エネルギー基本法、そして今

般お願いしている法案との整合性はとれているというふうに考えております。

○山村委員 確かにエネルギー基本法の条文にはそのように書いてあるわけなんですけれども、お伺いしたい点というのは、過去の流れから、経緯からしたらこれは仕方ないのかもわかりませんけれども、柱がやはり石油なんですよ。でも、基本法というのは新エネルギーという方面へのシフトをしていると私は思っていたのですけれども、その辺との整合性ということで、どうなんですか、比率として。

○平沼国務大臣 今の日本のエネルギー事情、それから将来の世界のエネルギー、こういったことを総合的に見てみますと、これはもう委員もよく御承知のとおり、日本のエネルギーで石油の占める比率というのは五二％であります。しかし、これはいろいろ努力しまして、かつてはエネルギーに占める石油の比率が七七％ありましたものを、いろいろ、やはりエネルギー安全保障、こういう観点から比率を弱めてまいりました。それが、今五二にきております。

それからまた、分散ということ、これは安全性を担保しなければなりませんけれども、やはり原子力発電、これも非常に、二酸化炭素を発電過程では発生しないし、安定的に、また科学的にも電力を供給できるというシステムでありますから、これももう御承知のように、今電力の三割を超える量を賄っている状況です。

そういう、ひとつエネルギー政策というのを考えたときに、やはりその比率はだんだん低まってくると思えますけれども、石油も依然として、我が国にとっても、世界のエネルギーの事情にとっても、主要なエネルギー源であり続けることは事実です。

しかし、今の地球の温暖化等を考えますと、やはり新しいエネルギーというものを積極的に導入しなければならぬ、これが基本法の精神にも盛り込まれてあのような条文になっておりますし、また私どもが出させていた新エネルギーの

促進に関しまして、そういう意思が込められております。

しかし、現実の問題として、これから大きく開花していくと思えますけれども、これも御承知のように、風力発電をとっても、太陽光発電をとっても、あるいはバイオマスをとっても、さらにはこれから開発される燃料電池、こういうのをとつても、今現実には一％、そういう状況であります。ですから、これが飛躍的に数十％になるということは現時点では、努力はしていかなければいけませんけれども、ある意味では一朝一夕にはそういう状況にはならない。

そういう中で、これからは主にそういう努力というものを新エネルギーに向けて、そして、二十一世紀の人類の最大の課題はいかに環境を保持するかということですから、そこにかく、新エネルギーに対しては大いにプライオリティーを与えてやっていく、それが私は基本法の精神だと思っておりますし、私どもとしても、それを十分に踏まえながら、しかし、現実にはつと、石油ですとか天然ガス、そういうものの比率もやはり否定できない。

ですから、そういう中で、当面これからの半世紀のことを考えれば、石油に対しても、自主開発をし安定的な供給を確保しておくことが、総合的に日本のエネルギー政策にとつては私は大切なことだ、そういうことで、基本的には、おっしゃる新エネルギーの比率を高める、このことは絶対に進めていかなければならない、このような認識であるということは御理解いただきたいと思います。

○山村委員 まさに私の認識もそのとおりなんです。ただ、これから新たに独立行政法人という形でできるわけなんです。いかにも公団廃止までのプロセス、これからの計画といいますと、今まであった金属鉱業事業団そして石油公団というのを、とりあえず数を減らせばいいからというふうな発想しか見えてこないわけですよ。だから、エネルギー政策、戦略があつて、それ

をやるために、既存の、今の資源、石油だ、昔の、昔といったらしましけれども、石炭も含めて化石燃料、そして今言われた太陽光、風力、これからの新エネルギーというもののあわせの上で、独立行政法人といいますが、新たな枠組みでこれからスタートしていくのであれば、それから、今までのいろいろある、原子力もすべて含めた中で、独立行政法人、その中で日本のエネルギーを、安定供給であつたり、開発であつたり、備蓄ということも含めて、三本の柱をなしていく独立行政法人というものを設立すべきじゃないかと思うのですけれども、その辺いかがですか。

○平沼国務大臣 特殊法人整理合理化計画、そして国民の皆様方の強い御要望の中で、今回、金属鉱業事業団というものを独立行政法人化をしてまゐるといふことにいたしました。この中には、やはり新しいエネルギーの一つ、これから開発をしていかなければいけないといういわゆる石油天然ガス、そういったものも含まれているわけであります。

おっしゃるように、そこに新しいエネルギーもすべて包含すべきではないか、こういうことでございましてけれども、それは一つのお考えではあると思ひますけれども、今回は、母体が石油公団、そしてその石油公団に石油天然ガス、そういうものも含まれましたから、その中で、まずそこに一つ重要な機能を担保しながら、そしてエネルギーの安定供給、こういう考え方でやらせていただいたところでございます。

○山村委員 大臣、その部分でお願いしたいのが、先ほど言いましたこの表にしましても、非常に優秀な官僚の皆さんを前に失礼なんですけれども、官僚的な発想なんです。今あるものからどのように変えていくのか。

我々は、政治家というプライドを持ってやっているのであれば、先ほど松原議員も言いましたけれども、エネルギー政策といいますが、戦略的なイメージを描いた上で、国家のスタイルを描いた上で、それに合うものに組織を合わせていくとい

うふうにしなければならぬと思うんですよ。その中で、使命を終えた公団は、それなりにしっかりとした総括をした上で進化させていくという形にならなきゃいけないと思うんですよ。特にエネルギーの問題というのは、外交も含めて、ましてや産業を引っ張っていく、それと環境との共生ということも踏まえた上で、一番これは重要なポジションになると思うんですよ。

私、なぜあえて今言わなきゃいけないのかという、自分でも葛藤があるんですけれども、ある意味、自由民主党の大臣に対しての大きなプレッシャーになるかと思うんですけれども、特殊法人改革を進めるのであれば、そういう切り口で、新たな独立行政法人として、今までのものを本当に総括した上で新しいものをつくっていただきたい、そういうふうな政策にしたいんだというのが、約一名の総理大臣がばんばんばん走るだけじゃなく、実のある改革につながっていくと思うんですよ。

最後、時間がないので、いつもこれは最後にちよつとだけ触れられないんですが、メタンハイドレート、日本の大陸棚にあれば豊富な資源が埋まっているわけですよ。その開発ということも、新しい時代の新しいエネルギーといひますか、これは化石燃料には違ひないんですけれども、その辺の研究というのは今現状どうなっているのか、それもあわせて御答弁いただきたいんですが。

○平沼国務大臣 新しい切り口で戦略的にエネルギー全般を見る、そういう独立行政法人、これは一つのお考えだと思ひます。

しかし、私どもとしては、ここにも長官がおりますけれども、資源エネルギー庁というのがございまして、これが全般的に、新エネルギーも含め、エネルギーに対して大変大きな責任を持っています。そういう一つの石油部門、こういう形で、私どもとしてはこれからも、新しいエネルギーに対しても、総合的なエネルギー政策にそごがないように一体化してやっていかなければならない、このことは申し上げておきたいと思ひま

す。

メタンハイドレートというのは、今おっしゃる通りに、日本近海に相当量の賦存が期待されております。その利用が可能となれば、我が国のエネルギー安定供給に与える効果は非常に大きいものだと思っております。二十一世紀における新たな国産エネルギー資源としては非常に期待できるものだと思います。

しかし、メタンハイドレートというのは、我が国近海のいわゆる賦存量を評価するためにさらなる調査が必要であるとともに、通常の天然ガスとは異なりまして、よく御承知のように、地中に固体で存在しているため、井戸を掘っても自噴をしない、こういったことから、新たな採取技術の開発等中長期的な視点での取り組みが必要だと思っております。このため、昨年の七月に、メタンハイドレートの開発検討委員会によりまして、我が国におけるメタンハイドレート開発計画が取りまとめられました。

今後、まず一番目は、メタンハイドレート賦存海域の探査及び資源量評価手法の確立をしよう、二番目は、メタンガス生産手法の確立及び現場産出試験の実施をいたしていこう、三つ目は、開発に伴う環境影響評価及び経済性評価手法の確立等を図ろう、こういうことが示されております。

しかし、一つの朗報としては、これももう御承知だと思えますけれども、日本も共同して、カナダでこのことを実験しました。そうしたら、固体であるものをその場所からいわゆる気体状で取り出す、そういった技術開発に成功しましたので、これは一つ大きく道が開けたことだと思っております。これから研究開発に拍車がつき、そして埋蔵量としては非常に大きなものがございます。今これは調査をして、相当量あるということだけしか申し上げられませんが、そういう形で技術的にも一つ弾みがついた、こういう段階であるということをお知らせしたいと思います。

○山村委員 時間が参りましたので、簡単に締め

くくりとして、大臣は、未来志向で語られるときは元氣あるんですね。

ただ、未来への、石油からメタンハイドレートに移るにしましても、今までの過去の清算ということはこれはしつかりやってもならないと前には進めないと思うんです。やはり、情報開示ということを含めて、石油公団の廃止に関しては、あるものないもの、ないものを出せというわけにはいきませんけれども、あつたことをこれは客観的に全部洗いざらい出していただきたい、そのようにお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

午後零時七分休憩

午後一時二分開議

○谷畑委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。達増拓也君。

○達増委員 いわゆる石油公団廃止法でありますけれども、この法律は、世間的にはいわゆる小泉改革の目玉の一つ、特殊法人改革の先行改革法人の、その中でもトップを切つて法律でその改革を進めるということが出てきた法律ということになつていふと思えますけれども、およそ改革の法律というのは、光り輝くといひますか、やつた、これで世の中が変わるといふ、わくわくするようなものでなければならぬと思ふんです。

それで、この法案なんですけれども、例えば目的という条項があつて、そこで、これから石油にかかわるあるいはエネルギーにかかわる政策はこういうふうにしていくし、それにあわせて機構もこのように変えて、これから改革を進めて、経済、産業も発展していくとか、何かそういう希望に満ちた目的が法案に掲げられているのかと思つて見ますと、目的条項といふのはないんですね。

そこでお聞きするんですけれども、この石油公団及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律案の目的は一体何なんですか。

○河野政府参考人 確かにこの提案の法律には目的の条項はございませんで、廃止に関する規定が組み込まれているわけでございます。

今般のこの特殊法人等改革におきましては、すべての特殊法人等につきまして、その事業、組織形態の抜本的な見直しを行うことが求められました。昨年末に閣議決定されました特殊法人等整理合理化計画におきまして、石油公団については廃止をする、金属鉱業事業団は、一部事業を廃止した上で石油公団と統合して独立行政法人とするというその内容が定められていましてございます。

一方、この閣議決定におきましては、石油公団は廃止いたしますが、エネルギー政策上、国の責任において果たすべき役割は引き続き全うするというところで、現在の石油公団の有するリスクマネーの供給機能あるいは技術蓄積の機能、さらには国家備蓄の統合管理等の機能などにつきまして、金属鉱業事業団に統合の上、独立行政法人化することになっております。

また、石油公団の保有いたします開発関連資産につきましては、厳正に資産評価を行ひまして、整理すべきものは整理し、売却すべきものは売却するなどの処理を行った上で、これを承継する特殊会社を設立してこれを速やかに民営化するという方針を述べております。

現在御審議いただいておりますこの石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律案につきましては、この閣議決定を確実に実施に移すために、石油公団、金属鉱業事業団の解散、あるいは国として果たすべき機能の独立行政法人への承継、こういった所要の措置を定めていましてございいます。

○達増委員 今の答弁を聞いていて思うのは、大きく三つの柱があるのか。今回のこの法案の目的としては、まず、今答弁にもあつたように、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合

理化計画が石油公団廃止と決めたので、だからこの法律をつくるという、身もふたもないといひますか、内閣でそう決まっちゃつたから法律をつくるということがまず一つ。

あと、これは昨日大臣が説明された法案の提案理由の中にも書いてありますけれども、石油公団が今まで実施してきたこれまでの手法において、効率的な事業運営への要請に対する対応に迅速さ、的確さが欠けていた面があることは否定できないということ、そのため、今般の特殊法人等改革において、事業及び組織形態について抜本的な見直しを行うことが求められてきたところであります。

そこで、そういう提案理由からすれば、事業の抜本的な見直しと組織形態の抜本的な見直し、内閣で決めたからやるんだというのが形式的な理由だとすれば、その中身について、事業の抜本的な見直しをやるということと組織形態の抜本的な見直しをやるということが中身の理由なのかと思ふわけであります。

しかしながら、今回の法案によるいわゆる改革でありますけれども、事業については、石油公団のほとんどの事業は残るわけであります。なくなるのは融資業務、石油公団のいわゆる不良債権がほとんどたまっていくのに大きく貢献したと言われている融資業務について廃止はするわけでありますけれども、出資業務は残るわけでありますし、そういう事業は残るわけでありますし、石油公団の主な事業は結局残存するのではないかと思ふわけであります。

また、組織形態について抜本的な見直しということですが、確かに、姿形や名前が大きく変わるように見えるんですけれども、結局、金属鉱業事業団と統合されて独立行政法人になる、二つの特殊法人がくつついて、それが独立行政法人になるということでありまして、実は抜本的な見直しというくらい組織形態の変化ではなく、むしろ看板のかけかえにすぎないのではないかと思ふわけであります。

もしこの中身の点が全然かたっていないということであれば、単に形式的に、内閣が決めたから仕方がない、法律でやっちゃおうというだけの法案なのかなと思うんですけど、この点いかがでしょうか。

○河野政府参考人 先ほどもちょっと述べさせていただきましたが、今回のこの特殊法人等改革においては、まず、それぞれの法人の事業を徹底的に見直す、その結果を踏まえまして、その事業見直し後の事業実施主体にふさわしい組織形態を決定するという方針で全体として臨まれております。その内容が先ほど御紹介いたしました整理合理化計画でございます。

これを踏まえまして、石油公団については、先生も今御指摘になりましたけれども、減免つきを含む石油等の開発に係る融資は即座に廃止をいたします。また、これに類似する探鉱用機械の貸し付けなどの業務、これらも廃止をいたします。

また、金属鉱業事業団の方につきましても、こういった事業の見直しを行いまして、例えば、国内の地質構造の広域にわたる調査は、平成十五年度限りで、いわゆる広域地質構造調査でございますけれども、終了する。さらに、広域地質構造調査の結果に基づいて調査地域をさらに絞って行う精密地質構造調査、これは平成十八年度を限りとして終了する。また、銅などのいわゆるベースメタルの備蓄資金を民間企業に融資をいたしてまいりました金属鉱産物備蓄資金融資、さらには、経営が悪化した国内鉱山に緊急融資を行う金属鉱業経営安定化融資、また、海外の探鉱資金を民間企業に融資し探鉱の成功時のみ返済を求める、石油公団みいたな仕組みでございますが、減免つき融資、この五つの業務を廃止するというところで体制のスリム化を図ることとしております。

組織形態としては独立行政法人化ということでございますけれども、この独立行政法人化によりまして、事業遂行におきます法人の自主裁量性が高まるということになる一方で、中期目標を指示し、計画を法人がつくるということになります。

で、その達成度につきまして、評価委員会による厳しい業績評価が課されるということでございます。業績いかんでは経営陣等に対しましても給与等のペナルティーが及ぶこともあり得るというのが通則法によります組織形態でございます。

資源エネルギー政策の主たる担い手であります石油公団と金属鉱業事業団がこのように独立行政法人化することによって、より効率的な情報収集ですとか、柔軟かつ機動的なプロジェクトの支援、さらには経営者意識の向上を背景とした厳正なプロジェクトの選別、管理、こういったことを期待したいと思っております。

したがって、今回の統合、独立行政法人化は、いわば単なる特殊法人の統合ということではありませんが、真に必要な業務に限定した上で独立行政法人制度の評価システムなどを活用して、効率的かつ効果的な業務運営を可能にする、そういう趣旨でございます。

○達増委員 今回の法案提出に至る経緯を振り返りますと、去年六月に制定された特殊法人等改革基本法、それに基づく特殊法人等整理合理化計画の中で、石油公団については、「石油公団は廃止する。」と冒頭はつきり書かれた、そこがまずターニングポイント、転換点になっているわけがあります。

それ以前も石油公団をめぐる議論というのはありまして、特に平成九年から平成十年にかけて、堀内当時通産大臣が石油公団問題を問題提起し、かなり官民で議論が行われたわけでありまして。通産省、経済産業省の方でも、石油審議会でありまして、さまざまなかたで議論を重ねてきたわけでありまして、ただ、その中で石油公団廃止という結論は出てなかったわけですね。

だから、きょう午前中の審議の中でも同僚委員から指摘があったように、去年も、石油公団をいけば一部強化するような法律改正を私たちは決定したわけでありまして。それが突然、石油公団は廃止するというふうに特殊法人等整理合理化計画で決まったわけでありまして、ここは、内閣

府の特殊法人等改革推進本部で、内閣で決めたわけでありまして、それも、この石油公団は廃止するとした理由を内閣に伺いたいと思っております。

○西村政府参考人 お答えいたします。

特殊法人の整理合理化計画、昨年十二月に決定いたしました。この計画をつくるに当たりましては、特殊法人、民間法人等すべてにつきまして、事務事業の徹底的な見直しを行ってまいりました。その結果、その後、事業についてはどういう主体で実施するのがふさわしいかという検討も行いまして、十二月の計画でそれぞれの法人形態について決めたところでございます。

石油公団につきましては、事業見直しを行いまして、石油開発のリスクマネー供給機能とか研究開発機能、また国家備蓄統合管理等の機能については、これを金属鉱業事業団に統合する。それから、国家備蓄は国の直轄事業として行う。それから、現在石油公団が保有しております開発関連資産については、厳正な資産評価を行って、整理すべきものは整理する、売却すべきものは売却するという適正な整理を行う。そして、資産処分等清算のための組織を期限つき、三年程度で設置して処理を行い、その終結を待って特殊会社を設立し、民営化を行う、ということを決めたわけでございます。

整理合理化計画の考え方は、事業を見直しまして、その事業が廃止される、あるいは民間その他の運営主体に移管されるような法人については、これを原則廃止という形で整理をしております。石油公団についても以上のような点から廃止としたわけでございます。

○達増委員 一つ、言葉の使い方の問題を内閣に伺いたいんですけども、石油公団は廃止するということになっているんですけど、実態としては、金属鉱業事業団と一緒に独立行政法人になるわけであって、この世の中から消えてなくなるわけではないんですね。まさに、事業の見直しと

いうことのその事業はかなりの部分存続するわけでありまして。

そこで質問なんですけれども、言葉の使い方の問題として、そういう場合でも、特殊法人等改革推進本部としては、廃止という言葉を使わずに、特殊法人は廃止されたんですという言い方をするんでしょうか。

○西村政府参考人 お答えします。

言葉の整理の問題でございますけれども、整理合理化計画では、事業は徹底的に見直しをしていただきまして、その結果、主たる事業が廃止されるか、他の運営主体に移管されたものについては廃止という整理をして、ほかの法人でも同様なものもございます。

○達増委員 今回のケースですと、もし石油公団は廃止ということであれば、金属鉱業事業団もまた廃止というふうに言っているんだと思っておりますけれども、特殊法人等整理合理化計画の中で使われている言葉は、金属鉱業事業団については、「石油公団と統合し、独立行政法人を設置する。」という言い方をしている、金属鉱業事業団は廃止するとは言っていないんですね。

だから、実は石油公団の方も金属鉱業事業団と同じでありまして、石油公団の方には、金属鉱業事業団と統合し、独立行政法人を設置すると書くのが素直なやり方だと思っておりますけれども、そこを、「石油公団は廃止する。」という言葉を使っている。これは一種のパフォーマンスにすぎないんじゃないかと思うわけでありまして。何か物すごい改革をやっているんだと、国民を欺くと言いたい言葉になるかもしれないけれども、実態としては、他の特殊法人と統合して独立行政法人を設置するという実態なのに、石油公団は廃止すると言いつついるのは非常に不思議な感じがします。誤解を招くようなやり方だと思っております。それに関連して質問しますけれども、この石油公団というのは、いわゆる先行七法人という、特殊法人等改革推進本部の第四回会合で選ばれた七つの特殊法人のうちの一つです。七つというの

は、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、そして都市基盤整備公団と住宅金融公庫、そして石油公団の七法人。最初の四つは高速道路関係で、その次に都市基盤整備公団と住宅金融公庫、プラス石油公団といふことで、大体三つのうちの二つと言つてもいい。たくさんある特殊法人の中の本当に代表選手として選ばれた、決勝トーナメントに上がつてきたといふことだと思ひます。

予選リーグを勝ち抜くための条件として、特殊法人等改革推進本部で言つてゐるのは、「改革全体を牽引する観点から、国からの財政支出が大きい、国民の関心も高い」七法人を他の法人に先駆けて改革の方向性を示すといふ言ひ方をしているんですね。

財政支出が大きいというのは、これは数字を見ればわかることですが、もう一つの、国民の関心も高いという基準が気になるわけでありまふ。この石油公団については、どのように国民の関心が高いと判断して先行法人に選んだのでしょうか。

○西村政府参考人 石油公団につきましては、その開発について多額の欠損を出してつて、経営に問題があるのではないかと、プロジェクトの審査体制に問題があるのではないかとつていろいろな指摘が各方面から行われてきたわけでごまいます。

そういうような面では、国民の関心が高いもの一つといふことで先行七法人とされたといふぐあいに理解しております。

○達増委員 国からの財政支出が大きい、国民の関心も高いからといふと、本当に、目立つものからやる、国民に対して、見てすぐわかるものからやるという非常にパフォーマンス的なものを感じるわけでありまふ。

行政の観点から、国等のかじ取りの観点から考えまふと、特殊法人改革の優先度は、むだの大きさとつて優先順位を決めていくべきだと思ひうんですね。そういうむだの深刻さといふか、改革に急を要する度合いといふことで決める

べきで、単に規模が大きいとか、単に国民の関心が高いとかいふことで選ぶのはおかしいと思ひうんですね。

今の答弁の中でも、なぜ国民の関心が高いかといふと、多額の欠損が生じていて、そこに大きなむだがあるのではないかと、したがつて、そういうことがあるから選んだといふならわかるのでありますけれども、この点いかがでしょうか。

○西村政府参考人 お答えいたします。特殊法人の改革は、これまで何度もやつてきたわけでごまいます、非常に困難な課題なわけでごまいます。

今回の特殊法人改革は、昨年の一月から各法人の業務等についてのヒアリング等を行つながら検討を進めてきたわけでごまいます。一部の法人だけではなくてすべての法人につきまして、法人あるいは各省からヒアリング等を行つて検討したわけでごまいます、先ほど申しましたようになかなか難しいテーマでございまして、先行七法人といふことで、他の法人に先駆けて改革の方向性を示させていたわけでごまいます、これだけといふことではなくて、すべてについて同じように厳しく見直しをしていただき、計画を策定したといふことでごまいます。

○達増委員 その割には、ほかの特殊法人の改革の具体策がなかなか出てこないのでありますけれども。

石油公団については、平成九年、平成十年あたりからかなり質の高い議論が官民を超えて行われてきたわけでありまして、そうした議論を踏まえてかなり改革の方向性といふものが煮詰まつてきたところだと思ひうのですけれども、そこにいきなり、パフォーマンス的な、何か目立つ特殊法人改革をしなさいといふ要請で、とにかく廃止廃止、形だけでも廃止、見かけだけでも廃止といふことで、今までの議論の積み重ねがねじ曲げられた、いわゆる改革の名に値しない改革といふ格好で法律の制定といふことになる、それは非常によくはないと思ひうわけでありまふ。

そこで、今、国民の関心が高いといふ基準の問題点を指摘しましたけれども、もう一つ、国からの財政支出が大きいといふことがその先行七法人が選ばれた理由のもう一つでありましたけれども、財政支出の大きさ、つまりお金がこれだけかかつていふところに着目して先行法人を選んだのであれば、その改革の結果、国の財政支出はこれだけ変わるんだといふことを示さないと改革したことになると思ひうんですね。

これは、今度の法律が成立したらどうなるのかといふことで、経済産業省の方に聞く質問でありますけれども、この法案による改革で、石油公団に対する国からの財政支出といふものはどのような変わるんでしようか。

○河野政府参考人 今回の改革におきましては、先ほど御紹介しました閣議決定に従ひまして、石油公団と金属鉱業事業団を廃止いたしました、それだけの機能のうち必要なものを独立行政法人に承継するといふことでごまいます。

この新たに設立されます独立行政法人の仕事でございまして、石油開発につきましては、出資あるいは債務保証、あるいは技術開発、そういうことをやらせていただくわけですが、それらの事業の効率性を高めるために、対象案件を厳選する、また支援比率を出資について五割以下とするなど、事業運営の効率性の確保に努めるといふ考え方でございまして。

また、備蓄体制の改革でございまして、これは、国家備蓄の原油とその他の施設、タンクを国の直轄化をいたしまして、それらに係る資金調達を国の信用において行つといふことで、まずコスト低減を図るといふことを考えております。

さらに、独立行政法人に各地にあります国家備蓄基地などの統合管理機能を担わせるわけでごまいますけれども、基地操業に係ります具体的な業務、これは国家石油備蓄会社八社を廃止いたしました、完全な民間資本によりまふ操業サービス会社に委託をするといふ考え方でございまして。これを通じて、より効率的な実施体制を構築したいといふふうに考えております。

それでは、今後、この石油公団に対します予算がどのようになるかといふことでごまいます、まず十五年度について、備蓄あるいは開発予算については、この行政改革の趣旨を踏まえまして、事業の見直し、重点化を通じて効率化を図つた結果を反映してまいりたいといふふうに思つております。

○達増委員 石油公団には、石油特会といふ毎年毎年数千億円規模のそういう巨大な予算の中からお金が流れているわけでありまして、それがどうなるのか。

特殊法人改革は行政改革の一環ですが、行政改革は、行政改革と呼ばれることもあるように、結局はお金がむだに使われないといふことがポイントのはずでありまして、そういう、具体的にどれだけのむだがなくなるかといふことがきちんと示されないと特殊法人改革にはならないんじゃないかと思ひうわけでありまふ。

さて、もう一つ内閣の方に質問したいと思ひいますけれども、石油公団は廃止するといふつ、実態としては事業のほとんどが残されるように決まつたわけでありまふ。そして、その中で、石油開発のためのリスクマネー供給機能、これについて、結局そういう機能は金属鉱業事業団に統合するといふことで残されてしまいました。石油公団は廃止するといふのであれば、その中核的機能のリスクマネー供給機能の部分を廃止するのであれば、廃止といふ言葉に値する抜本的な見直しだと思ひうのですけれども、この点を完全に民間に任せない、石油開発、日の丸油田、そういう開採については、力のある日本企業が自力で資金を調達して開発すればよいといふ方向にはせずに、国の、特殊法人から独立行政法人に変わるわけでありまふ、そういう公的な団体がリスクマネー供給をやるというふうにした理由はなぜなんでしょう。

○西村政府参考人 先ほど申しましたように、石油公団の事業すべてについていろいろ見直しを

行ったわけでございます。石油開発について、エネルギー安定供給確保の上で非常に重要な機能であるリスクマネー供給については、やはり国の支援を全くなくすということは困難である。しかし、徹底的な見直しを行って、リスクマネー供給機能についても出資を限定する、そして出資割合を五割以下にするという厳しい見直しをしたものと考えております。

○達増委員 次は経済産業省の方に聞きますけれども、平成十二年の八月に行われた石油審議会開発部会基本政策小委員会の中核的企業グループの育成云々というのを決めた由であります。そういう中核的企業グループ、和製メジャーとも呼ばれると思いますけれども、こうした企業に石油開発を任せっていく。資金調達も含めて、そういう民間主導でやった方がうまくいく。実際、世界のメジャーというのは民間企業としてやってうまくいっているわけでありますから、日本をベースにしたそういう企業をつくっていくという趣旨だったのではないのでしょうか。

○河野政府参考人 確かに、平成十二年八月に、御指摘のような石油審議会基本政策小委員会の中間報告を受けました。

これには、自律的に石油開発事業の維持拡大を行うことのできる中核的企業グループの形成は必要であるという認識が示されております。そういう意味で、エネルギーの安定供給確保の観点から、中核的な企業グループが形成されるということとは、引き続き重要な政策課題だということに考えております。

ただ、これは一朝にして成るものではないと思いますし、また、その間政府として支援することなしに達成可能であるというふうにもこの報告書は述べていないのでございます。我が国開発企業は、資金調達力、技術力などの点で欧米のメジャーと比べて大きな格差があるのは事実でございます。

こうした状況をかんがみますと、国の支援割合を上限五割とし、またプロジェクトを厳選する、

そういうことをしつつも、引き続き政府としてリスクマネー供給等を実施していくことが必要だというふうに考えておられまして、この考え方自身は、平成十二年八月の中間報告の考え方にも沿っているというふうに考えております。

今般の改革でございますが、石油公団は廃止をいたしますが、先ほど来申し上げておりますように、エネルギーの安定供給を確保する上で国としての重要な機能でございます石油開発のためのリスクマネーの供給機能あるいは研究開発機能など、これらは引き続き、やはり国の責任において果たすべきという考え方の整理をございまして、具体的には独立行政法人が担うというふうに考えているところでございます。

他方、石油公団の資産の整理売却プロセスを経た上で設立されることを予定しております。この附則に規定されております特殊会社でございますが、これについても、できるだけ早く民営化することによって、いわば民間資本の論理のもとで経営されていくことを想定しております。

○達増委員 今回の法案が単なるパフォーマンスにすぎないんじゃないかという疑いを持たざるを得ない理由として、今回の法案で石油公団改革、我が国としてのガス田や油田の開発のあり方の改革ということになるんじゃないか、改革の方向性として、和製メジャーの育成のような、民間の活力によって自主開発、日の丸油田あるいはガス田ということを進めていくのか、それとも、やはり国が強いリーダーシップと責任を持って、国の責任でそういう自主開発、日の丸油田・ガス田の開発を進めていくのか、その百八十度違う方向のどちらに行くのかがよくわからないわけでありまして、

先ほどは和製メジャー育成、中核的企業グループ育成のことを取り上げましたけれども、論者によつては、そういうのはもう無理なんだ、日本の業界の環境やあるいは安全保障上の日本の置かれた位置などから考えて、これはやはり国が引き受けてやっていくしかないという意見もあるんです。

ね。そういう中で、一体どっちの戦略を国としてとろうとしているのかわからないんですけれども、この点いかがでしょうか。

○古屋副大臣 お答えをさせていただきます。今度の公団廃止後の体制で、自主開発は民間主導を基本とするのか、あるいは国主導なのか、こういう御趣旨の質問だと思っております。

結論から申し上げますと、民間の責任を明確にしつつ、やはり国が関与すべきところはしっかりと関与していく、こういう形だと思っております。

具体的に申し上げますと、まず、どうしても日本のいわゆる石油関係企業は経営基盤が脆弱でございます。諸外国メジャーと比べると、そういう意味では、厳しい国際ビジネスの荒波にもまれるわけでございますから、あるいは産油国との信頼とか信用という観点からも、国の責任において関係企業の開発努力を支援していくという必要があると思っております。

そういった意味から、今回は、いわば国が関与すべきところはある程度限定をした、それは、リスクマネーの供給機能と技術開発ということである。特に、例えば、今までの七〇％支援するとか、あるいは減免つきというものがあつて、ややもすると民間の責任というものが明確でなかったというところがございます。したがって、支援を五割以下にするとか、減免つき融資というもの廃止するということ。

それからもう一つは、今後、具体的なプロジェクトにつきましても、あらゆる角度から厳選をしていくということによって対応していく。これによつて、民間の責任をしっかりと明確化した上で、やはり国として関与していくべきところはしっかりと関与していく。このバランスをとっていくということだと思っております。

○達増委員 多分、今までの石油公団のやり方でも、一応責任は民間にあるんだ、民間が自己責任でやるんだという建前を持ちつつ、国もしっかり関与するという、つまり、民の責任を明確にして国も

しっかり関与するというのは、今までの石油公団もそういう基本方針だったと思うんですね。

ただ、答弁にあつたように、減免つきの融資でありますとか、そういう制度、仕組みの幾つかにそういった方向性に反するような悪いところがあつて、そこは直していかなければならないというのはそのとおりだと思ふのですけれども、実は、石油公団はうまくいかなかったと私は思っているんですけれども、その根本的な理由は、そういう民の責任を明確にしつつ国もしっかり関与という、いわば足して二で割るような中途半端なあり方が、戦略の問題として、石油公団の事業を中途半端な、かなりの資本を投下した割には成果が得られないという格好になったんじゃないかと思うんですね。

例えば、民の責任を明確にしてといいつつ、開発会社の社長、役員には、多く天下りの元官僚が入って、午前中の議論にもあられなかったけれども、外国のメジャーは、本当に飢えただけのもののような、これはいい意味で言っているんですけれども、絶対これはもううけてやるぞという、民間ならではのそういうすさまじいエネルギーと意欲を持って、ウの目タカ目の目で世界のエネルギー戦略を描いていく。それに比べると、やっぱり、天下りで開発会社の社長さんや役員になった人たちというのは、結局そうじゃなかったということだと思ふんですね。

そういったことは、今回の法律では全然変わらなないんじゃないかと思うんですね。したがって、そういう民間主導か国主導がよくわからない中途半端な、今までの同じ体制では全然変わらないんじゃないかと思うのですが、この点いかがでしょうか。

○平沼国務大臣 ある意味では重要な御指摘とは思いますが、自主開発政策の実施に当たりましては、すべてを国あるいは民間のどちらかが実施していくという二者択一でとらえるべき問題ではないと私は思っています。

今回の改革といえますのは、我が国の置かれた

供給構造の脆弱性でございまして、民間企業力量、そういった問題もございまして、そういったことを勘案しながら、行革の精神を徹底しつつ安定供給に努めよう、そういう考え方のもとで、ある意味では官民のベストミックスといえますが、そういったところを追求したところでございまして。

中途半端、こういう御指摘でございすけれども、私どもは、限られたそういう条件の中で最大の効果を発揮しなければならぬ、こういう考え方でやる、こういうことでございす。

○達増委員 油田やガス田の開発というのは、いわゆる千三つ、なかなか当たらないことが多い、当たったときのほうが当たらない損失を埋めるようなやり方をしないといけない、そういうリスクを補つていかないと成り立たないビジネスだと言われているわけでありすけれども、諸外国のメジャーなどは、まさにそういう成功と失敗を合わせた結果もうかっているわけでありまして、我が国の石油公団の事業、成功もあつたが失敗もあつた、一兆円に達する損失は出たけれども、それなりに自主開発油田、幾つかは成功しているというだけでは、決して成功したとは言えないと思ふですね。やはり、かえって利益が上がるくらいを目指していくべきだし、ビジネスの世界では、まさに民間主導でやつてもうかっているわけでありすから、そのくらいの成果を上げる厳しさというものを改革の目的として掲げていかなければならぬと思ふんです。

そういう意味で、今回の法律は、とにかく、小泉総理が石油公団廃止と決めちゃつたので、一日も早くそれをやつたというアライバづくりのような法律を上げなきゃならないということで、かなりそういう改革の本質からいくと食い足りない内容だなと思ふのでありすけれども、最後に政府の考えを伺いたいと思ひます。

○平沼国務大臣 確かに、自主開発をする、その場合には利益が出る、そして安定供給も図れる、こういう体制がとられることは、それはベストだ

と思ひています。

しかし、我が国がたどつてきた軌跡を振り返つてみますと、一生懸命努力をいたしましたけれども、例えば中国の油田開発、あるいはインドネシアとの開発、こういった中で努力をしたけれども、千三つとおつしやいましたけれども、そういう厳しい条件があり、その結果が報われなかつた。そしてまた、例えば、膨大な赤字が出ていたという御指摘もあるんですけれども、これも、原油が一方的に安くなり、円高が進むというようなことで非常に大きな差損が出た、こういったことはいろいろあつたと思ひます。

メジャーはそういう中でしたたかにやっているじゃないか、こういうことで、それは、いろいろ与えられた条件の違い等があると思ひますけれども、私どもとしては、今回こういう新たな体制をつくらせていただきました。そして、その先には、やはり私どもとしては、和製メジャー的なそういうものも育成をしていきたい。その中で、今までのいろいろな経験も踏まえて、そしてその過ちを繰り返さないような、そういったしつかりとした方針のもとに、私どもは、これからの日本の安定供給、自主開発を進めていかなければならない、こういうふうな担当大臣として思ひていところでございす。

○達増委員 では、時間ですので、終わります。

○谷畑委員長 大森猛君。

○大森委員 日本共産党の大森猛でございす。

端的にお伺いをしますと、端的にお答えをいただきたいと思ふんですが、まず最初に、今回、石油公団を廃止、こう打ち出されたわけでありすけれども、なぜ今廃止をしなければならぬのか、この点からお聞かせいただきたいと思ひます。

○平沼国務大臣 これは午前中の質疑の中の答弁でも申し上げさせていただきました。これは、昨年末に閣議決定された特殊法人等整理合理化計画の中で具体的な方針が示されました。石油公団については廃止すること、こういうことでございす。

すので、私どもとしても、やはり国が担保すべき必要な機能は残しながら、国民の御要請におこたえをして廃止をする、こういうことにさせていただきます。

○大森委員 結局、内的な要因としてはないけれども、特殊法人等整理合理化計画、これで廃止が盛り込まれた、これが唯一の理由だということですか。

○平沼国務大臣 やはり、国民の皆様方が特殊法人のあり方について大変大きな問題意識を持っておられます。私どもとしては、それにこたえて、政府といたしまして、まず整理合理化計画で国民の皆様方のそういった御要望におこたえをしなければならぬ。そして、つけ加えていただきたら、石油公団の今までのあり方、随分御指摘があり、いろいろ体制を整備してきたところ、私どもとしては、合理化を効率化を図る、こういったことも一つの目的として含まれているわけでありす。

○大森委員 どのような国民的な批判があつたかはまた後ほど伺ひますが、そうしますと、政府としては、これまで石油公団を通じて、石油開発はリスクな仕事だから国が積極的に関与しなくてはならないとしたわけでありすけれども、今回は、石油公団を廃止するということは、堀内元通産大臣などは、もう石油開発は民間に任せるといふことを提起されていたわけでありすけれども、そういう、民間企業のリスクで石油開発を進めるといふぐあいに方針の転換を意味することでしょうか。

○古屋副大臣 お答えをさせていただきます。

メジャー等と比べて、今、日本の石油関連企業は、その経営基盤は脆弱であるということは否定できません。一方、自主開発というものは、今までにも何度も答弁させていただいていふように、エネルギー政策あるいは石油政策の中で極めて重要な柱でございすので、引き続き国が責任を持つて自主開発の努力を支援していくという必要があ

ろうかと思ひております。

そして、今までの石油公団のいろいろな御批判の上に立つて、今までは、量的な支援、量的なところにウェイトを置く余り、例えば運営の効率性であるとかそういったものについては、ややもすると余り重要視されていなかったという批判がございました。あるいは、情報公開等々も十分なされていなかった。こういう批判の上に立ちまして、今度は、独立行政法人というところに移管をして、国として一体何を支援していくのかということをしつかり定めさせていただきます。それが三点ございす。

それは、もう幾度か答弁させていただいておりますけれども、リスクマネーでございす。それから研究開発機能、それから備蓄の管理、この三点でございまして、これは引き続き、我が国として、やはり国が積極的に関与していくべき課題だというふうな考えております。

○大森委員 そうしますと、国の責任、国の関与、これは引き続き継続する、それは独立行政法人で引き継いでいくということでありす、では、独立行政法人に引き継がないのは何でしょうか。

○河野政府参考人 石油の開発関係で申しますと、従来、減免つき融資という融資を採掘段階について実施してまいりました。民間が三割出資をいたしますと、公団が三割見合いで出資をいたしまして、残る四割については減免つき融資という形でリスクマネー供給をやつてきたわけでありす。こうなりますと、公的資金の割合が七割に及ぶということもありまして、やはり民間企業としてリスク管理に甘さが出るのではないかと、見方もございまして、今回は、この減免つき融資、あるいはそれに類するような事業はこの法律の施行と同時に廃止することにさせていただきます。そして、国の支援としては、出資を中心、これは五割を上限として行うということにございす。

○大森委員 減免つき融資を廃止するということが

ですね。そうすると、一般の融資はもう廃止をするということですか。

○河野政府参考人 石油の探鉱開発関係につきましては、石油公団は今後、あるいはそれを引き継ぎます独立行政法人も、融資機能は持たないということでございます。

○大森委員 そうすると、今後、海外で石油探鉱をする企業に対しては融資は一切行わないということになるのでしょうか。

○河野政府参考人 我が国の石油の探鉱開発関係企業の資金調達方式でございますが、今申し上げましたのは、石油なり天然ガスがあるということが十分確認されるような段階のいわゆる探鉱事業でございますまして、これにつきましては、出資とか減免つき融資という、いわば非常にリスクテークをするような資金供給方式をとってやっております。ある時点からは、石油の埋蔵量も確認され、昨年の十一月の例で申しますと、サハリンについては商業化宣言ということで、生産段階に移行するという段階がございます。この後以降の資金調達につきましては、それぞれの石油開発企業が、政策金融機関の支援も受けまして、民間金融機関からの融資も受けるというようなことで資金調達をいたします。

今回、独立行政法人は、この段階につきまして債務保証という機能を有するというものをこの法律案では規定をいたしております。これも五割を上限として保証するという方針で臨むわけでございますが、これはいわば、こういった民間の石油探鉱開発企業がよいよ開発段階に入ったというときに、民間とか政策金融機関などから資金調達する、その信用補完を行うという格好での支援をするにはあり得るわけでございます。

○大森委員 そうしますと、石油公団からのあるいは独立行政法人からの減免融資はないけれども、政策投資銀行やあるいは民間の銀行からは融資が行われる、しかも独立行政法人から債務保証は受けられるということになると、では従来と何が変わるんだらうかという強い疑問が出るわけ

です。これまでの基本的な制度というのが基本的にそのまま維持をされるということになるわけですね。先ほど同僚議員も指摘をいたしましたけれども、石油公団という看板を独立行政法人の看板につけかえるだけじゃないか、実質的内容は変わらないんじゃないかということになると思いますが、それはいかがですか。

○河野政府参考人 先ほど政策投資銀行と申し上げたことと、国際協力銀行に訂正をさせていただきます。失礼しました。

特に探鉱段階につきましては減免つき融資を廃止するということとは、非常に大きな意思決定だということふうに思っております。また、それとあわせて、国の支援割合を上限を五割として運用していくということも、民間にとつてリスク管理への認識をさらに深めることになると思われ、また財政的な負担という意味でも限度が生ずるわけでございますから、そういう意味で、大きな意味のある決定だったというふうに思っております。

○大森委員 若干の時期の違いとかその他はありますけれども、しかし、大きな枠組みとして、石油探鉱に当たって独立行政法人が債務保証した融資が行われるという点では、実質的にその内容は変わらないんじゃないかということが、そこで私は明らかだと思っております。

そこで、先ほど債務保証の点で、国際協力銀行と。政策投資銀行は、融資は行わないんですか。

○河野政府参考人 政策投資銀行は、恐らく国内の開発案件については融資機能があるように思いますけれども、今、私も、実際問題として、大幅に支援をいたしております国際的なプロジェクトにつきましては、国際協力銀行が政策金融機関としては融資を行っていたという機関でございます。

○大森委員 先ほど来議論もありましたけれども、一九九七年の十二月に決算委員会集中審議が行われた。以来、当時は現職の通産大臣も含めて、大臣のおっしゃったような国民的な批判がこの公団に対してあったわけですが、特にそれは、

膨大な不良債権、一兆円をはるかに超えるという不良債権やら経営体質、こういうものへの批判だったと思うんですけれども、一兆三千億とかそういう不良債権の額まで言われている、このことに対して経済産業省としては、それは不良債権などではないというぐあいにお考えになるのか、この点いかがでしょうか。

○平沼国務大臣 御指摘のとおり、石油公団の財務、事業運営については、九七年の衆議院の集中審議を初め各方面から問題提起がなされました。集中審議では、今おっしゃったように、多額の損失を出して経営に問題があるんじゃないか、それから、公団におけるプロジェクト審査に問題があるのではないかと、あるいは出融資先会社の事業、財務内容についての情報公開が不十分でありますとか、いろいろな面で御指摘をいただいたところであります。

これを受けまして、石油公団再建検討委員会及び石油公団開発事業委員会において、石油公団の業務運営について徹底的な見直しを行いまして、そこで指摘された事項のほとんどすべてについて着実に改革を進めているところでございます。

具体的には、一つは、プロジェクトの採択の審査について、メジャーが採用している手法である定量的評価を導入させていただきました。二つ目は、石油公団の損益見通しの明確化につきましては、企業会計原則に準じた会計処理を導入しまして損失引当金の計上基準を見直しました。三つ目は、出融資先会社の整理について、整理方針が示された会社、これは十三社でございましたけれども、事業を終結したところであります。四つ目は、情報公開の徹底につきまして、石油公団決算に対する公認会計士による任意監査を導入いたしました。石油公団及び出融資先会社における上場企業並みの情報開示及び連結決算を実施する、こういうことをやらせていただいたところであります。

そこで、こういう多額のいわゆる損失が出た、そこは、御指摘の点、そのとおりのところはあったと思いが、しかし、石油探査、石油開発というのは非常にリスクが伴うわけでありまして、再三申し上げておりますように、例えば原油の価格あるいは為替の変動、そういったところでも予測し得ないような事態がある、そういったことも加味して、私どもは、膨大な損失が出た、このことは大変遺憾なことだと思っております。

そういう中で、やはり関係者はその時点その時点で私は全力でやってきたことは事実だと思っております。しかし、結果としてそういう御指摘の点があったことは事実でございますので、今申し上げたような改善を施させていただきましたところでございます。

○大森委員 私も再建検討委員会あるいは開発事業委員会の報告も読ませていただきましたけれども、今大臣の御答弁にあったようなことだけでなく、第一、一兆円を超えるようなそういう不良債権、そういうものに対して、大臣も結局、あれこれのことを言われる中で、原油価格あるいは円高、そういう外的な要因だけしか言われない。

こうした膨大な国民の税金を投入したという事業を、不良債権が一兆円を超える形でなぜ残しているんだらうかという辺を徹底的に究明し、それに基づいて抜本的な改善策を提起しないと、同じ過ちはこれは必ず繰り返されることになると思っておりますが、重ねてその点お聞きをしたいと思っております。

○平沼国務大臣 これまでの石油公団の運営や財務運営については、今申し上げましたように、石油危機などを背景に、自主開発原油の量的確保に重点を置き、資金の効率的運用に関し十分でない面があった、このことは私も認識しております。

また、石油公団による探鉱投資融資制度は巨額の財政資金をリスクマネーとして供給する制度であるにもかかわらず、その事業運営について国民に対する情報の公開が必ずしも十分でなかった面、

さらに、出資及び減免つき融資を合計して七〇%まで財政資金による支援が可能であったことから、主体であるべき民間事業者の経営責任の所在があいまいとなる、こういう点もあつたと思っております。

○大森委員　今御答弁にありました減免つき融資、一言で言えば、探鉱が失敗した、出油があつても商業生産量に満たない、つまり、失敗したらもう返さなくていいと。本当にこれは安易な資金提供であると思うんですね。これが経営陣の本当に驚くべきモラルハザードを起こしたと思うんです。

についても五割までに限定するなど、そういった措置を講じております。

○大森委員 先ほど来御答弁にありますが、この独立行政法人の機構の方の法案第十一条で、機構の業務の範囲として融資業務は外してあります。しかし、その同じ第十一条第一項第三号で、債務保証ができると。しかも、第四項では、「債務の保証は、当該保証に係る債務の履行が確実にあると認められる場合に限り、行うよう努めるものとする。」こういう条項が設けられている。

○平沼國務大臣　前の答弁でも申し上げさせていただきました。やはり、これまでのそういういわゆる苦い経験、そして大変な赤字をこさえた、そういう本当に忌まわしき実績、これを私どもはしっかりと受けとめまして、そして、単にその条項は、条項だけじゃなくて、本当にあらゆる角度から検討して、そして、いわゆるその実現性が、非常に高いものに限って私どもは債務保証する、こういう形で、今までの経験を踏まえてしっかりとやっていかなければならない、こういうふうに思っています。

りますけれども、基本的には、やはりそういう支援の枠組みは変わらないということだと思ふんですね。

これは、堀内元通産大臣も、この制度は随所に悪弊があつて、無責任ななれ合いをつくつてゐる、税金で私企業を援助するものだというところで、痛烈に批判をされておりましたけれども、出資企業が、プロジェクトが失敗したときの影響を限定するために別会社にしておく、火の粉がかからないようにするということで、これまた無責任な経営ということ、大きな要因の一つになっていると思うんです。出資も多くの企業に呼びかけてリスクの分散も図る、結果として、本当になれ合いの無責任体制、こういうものがつくられたと思います。

○河野政府参考人　今御指摘のありました、いわゆるワンプロジェクト・ワンカンパニー方式でございます。これは、プロジェクトごとに、あるいはその事業が実施される国ごとに事業会社を立ち上げるといふやり方でございます。もちろん、御指摘のように、資金調達に当たりまして、やはり探鉱段階は特にリスクが高いものですから、そこにリスクマネーを集中するに当たって親会社と信用関係を遮断するという意味はもちろんございました。

ロジエクトカンパニー方式というのを採用しております。

今回の改革との関係でございますけれども、先ほど来申し上げましたように、経営責任の明確化といった趣旨からもその減免つき融資を廃止いたなしますし、また、支援比率の上限を五割にするということになりますので、中小規模の石油開発企業業が乱立をするということについては、事業会社の方でも見直しがなされていく契機になるというふうに考えております。

○大森委員　中核企業の問題については、今後私どももまた改めて取り上げたいと思うんですが、そうすると、このワンプロジェクト・ワンカンパニー方式は、従来のは改めるということですか。

○河野政府参考人　今申し上げましたように、今回の改革に伴いまして、減免つき融資制度を廃止する、あるいは国としての支援比率について五割という上限で運用していくことになるわけでございますので、こういった制度改革を経まして、いわゆるワンプロジェクト・ワンカンパニー

方式で中小規模のものが乱立していくというところが見直されていくという環境がつかれるのではないかと考えたわけでございます。

○大森委員 親会社がほとんど子会社をつくって、もうかつたら親会社に利益が行って、失敗したら全部子会社に責任を押しつける、こういうやり方が本場に無秩序にどんどんやられたことは、七〇年代、八〇年代、九〇年代、例えば解散した会社の数でいったら、七〇年代全体を通じて十社もなかったのが、九〇年代はもうそれが一年で十社ぐらいになってしまふというようなところにもあらわれていると思います。こういうのが本場に無責任ななれ合いをつくり出した最大の要因だということ、この点は厳しく対処していただきたいと思っています。

石油公団のこういう一兆円を超える不良債権発生のもう一つの大きな要因であり、同時に批判の対象だったのが、通産省などの高級官僚の天下り問題、これはもう既に午前中にも何度か、何人か質問をされましたけれども、石油公団、石油開発会社、さらには国家備蓄会社、これらに対しておびたしい数の通産省あるいはその他の省庁の国家公務員が天下りをしております。

先ほど、現時点での数字についてお話がありました。改めて、石油公団それから開発会社、さらに備蓄部門、これらで、通産省と、あるいは経済産業省と他の省庁の天下りの実態をどのように把握されているか、お聞きしたいと思っております。

○大島副大臣 大森先生にお答えを申し上げます。一部の当省出身者がそういったところへいわゆる就職をしているということは、先生が御指摘のとおり事実でございますけれども、これは、個人としての見識あるいは経験、国際感覚、人脈等を評価したことによるものでございまして、国家公務員法上の厳正な定めのもとに行われている、こういうふうな御理解をいただきたいと思っております。(発言する者あり) はい。今からお答えいたします。

そして、平成十四年五月の時点でお答えいたしますけれども、石油公団の役員のうち当省出身者は三名、そして石油公団の出資先石油開発会社には九名でございます。備蓄会社には十八名が在籍をいたしております。

そして、平成十年の時点におきましては、石油公団の役員のうち当省出身者は三名、そして石油開発会社には二十名、備蓄会社には二十二名が在籍をいたしております。

いわゆる天下りの問題として国民の強い批判があったことを真摯に受けとめさせていただきまして、特殊法人等の公的部門を再就職の安易な受け皿とすることのないよう、国民の信頼を確保し得るルールを確立するとともに、当省をいたしましても、そのルールの確立に協力をし、確立されたルールを遵守する立場をとらせていただきたいと存じております。

○大森委員 午前中の資源エネルギー庁長官の御答弁にも、そして今の御答弁にも、私は、国民の感覚、先ほど不規則発言もありましたけれども、天下りに対する批判というのはどれだけ痛烈か、にもかかわらず、見識とか能力とかでこれは構わないんだというのがまず第一に出てくるということに、私は、国民の皆さんの意識と皆さんの感覚とがもう大きく乖離しているということに改めて感ずるものであります。

どういう見識か、どういう能力か、とにかく、支援する方と支援される側が、かつて同じ職場で働いていた人たちがやっていると、そこにいろいろな問題が出てくることは、当然これは予測されることだと思ふんですね。こういうのが、これはいんだ、その能力が生かされるから大いにいいんじゃないかということ、開き直っておつたら、私は、こんな石油公団の法案をつくったって、今回こういう法案を提出しても、もう何ら中身は変わらないというところにやはりなと思ふんですね。

そういう点から、機構やあるいは国の支援を受ける開発企業、備蓄企業に対しては、天下りは厳しく規制すべきだと思いますが、大臣、いかがで

しょうか。

○平沼副大臣 国民の御批判があるということも事実でございますし、また今委員が御指摘の問題点があることも事実だと思っております。その中で、この天下りというものも厳正にチェックをしてやるような体制ができております。さらにそれを強化して私どもはやっているかなければならないと思っております。

しかし、やはり長年培った人脈ですとか、産油国を相手にする場合に、経験と知識、あるいはそういう交流関係、そういった得がたい人材もいることは事実ですけれども、ゆめそういったことが疑われないような形でしっかりと体制で厳しくやっていく、このことが必要だと思っております。

○大森委員 前回、九七年の国民的な批判の中で、は次々と子会社を十もつぶして至っているというようなこと、そういうことも引用されておりましたけれども、いろいろ調査をされている中で、今数字の御答弁もありましたけれども、とにかく複数の会社の社長をやったり、それから退官後いろいろ関係企業を渡り歩く、そういうところを渡り歩いて現在の役職につくというような方も少なくないわけですね。

そこで、先ほど数字もお答えいただきましたけれども、ここで委員長に、この天下り問題は、私はこの問題は大変重要な問題であると考えますので、先ほど御答弁のあった役員について、名称と最終官職、それから退官後の主な天下り先、それを資料としてぜひ提出していただきたいということとを要求したいと思います。

○谷畑委員長 理事会で取り計らってまいりたいと思ひます。

○大森委員 わかりました。給与総額、給与についてもあわせてお願いできますか。

○谷畑委員長 はい、わかりました。

けれども、実は、一九六七年ですが、石油公団発足当初から、直後からもうあったということなんです。これは先ほど午前中、会計検査院の方の答弁もありました。

会計検査院は何もしていないんじゃないかという追及もあったわけですが、一九七六年、昭和五十一年の会計検査、ここで石油公団について厳しい指摘をしているんですね。

例えばコンビニ石油株式会社は十社について、二百五十一億円の出資を受けながら探鉱開発に失敗し、一九七一年十月から七七年六月までに探鉱利権を放棄したり、長期間探鉱事業を実施していなかった、休眠状態のまま存続している、そういうところに二百五十一億円の出資をしているとか幾つかの事例を指摘しているわけなんです。が、こういう幾つかの事例を指摘して、検査院の報告は、「石油探鉱開発事業に対する公団の投融資事業は今後も引き続き行われるものであり、探鉱事業が不成功に終わる事業を取りやめる事態となる会社も更に発生すると考えられるので、このまま推移すると公団が保有する不良資産は累積する」ということを、これは昭和五十一年、一九七六年ですから今から二十六年前、約三十年近く前にこういう指摘をしている。

このときに、真っ正面から公団が受け、改善していただければ、私は、国民の税金を一兆円以上投入して、不良債権が一兆円以上というような今日の事態はつくられなかったと思うんですね。

そこで、この一九七六年の会計検査院の指摘に対して、石油公団、経済産業省はどういう対応をしたのか、これをお聞きしておきたいと思ひます。

○河野政府参考人 御指摘のように、昭和五十一年の会計検査の報告で、ワンプロジェクト・ワンカンパニー方式で多くの会社が設立された、そのうちの十一社が、御指摘にありました会社も含めて、探鉱事業が失敗に終わったにもかかわらず長期休眠状態に陥っている、これを放置しておくことは石油公団の不良資産の累積を招くことになる

という指摘がなされました。その後、これらの十一社につきましては、昭和五十二年から平成三年までの間に全社解散をしたということで対応したわけでございます。

しかし、この時期以降、またオイルショック以降の石油の量的確保の必要性、そういったことで多くの投資案件が出てまいりまして、これに石油公団が支援をしてまいったことも事実でございます。

また、オイルショック後、かなり高値の石油市場の予測がある一方で、現実には石油価格が下落をする。そして、当時予測をできませんでした円高が進行するというようなことで、欠損状態に陥る会社も多くなりました。もちろんそれ以外の、開発に失敗した案件もあることは先ほど申し述べたとおりでございますが、そういった会社について、石油の再上昇があればより回収可能金額も増大するのではないかとというような希望もあったことも事実でございます。

この五十一年の反省を十分に生かし切れずに欠損金の出た状態の会社を長く置いた、そういったことは反省しなければならぬというふうに考え、現在対応しているところでございます。

○大森委員 石油開発のあり方については、私も、パソコンで検索しまして大体五十七回、八〇年代以降五十七回取り上げて、その中で、今回、もう廃止すると。実態的には、中身は私は変わらぬと思いますが、そういう減免つき融資など、あるいはワンカンバー・ワンプロジェクト、この問題も本当に繰り返し私も指摘をしてきたわけですが、多少でもそれを謙虚に聞く姿勢は全くなかったと言つてもいいと思ふのです。こういう会計検査院の言うことをきちんと受けてやつておれば今日のような事態はなかったと思ふのです。

結局、経済産業省、そして石油公団がやってきたことは、石油の開発、備蓄に関連する大企業に対しては支援措置をどんどんとっていく、一方で、こういうエネルギー、石油の問題で国民生活

を本当に充実をさせる、そういう方向での対策は置き去りにされてきたんじゃないかと思ふ。

冒頭私の質問の中でも、結局この公団を廃止するのは、そういうことが決められたからだということにすぎない。石油公団の不良債権批判、これをともかく今かわすことが必要だということ、小泉内閣の構造改革、特殊法人整理縮小、改革、そういう方針を実行する、そういうふりをする、もう実態は実のところというものが本当に明らかになっていると思ふのです。

その他さまざまな問題があり、この問題での質疑は数日にわたりますけれども、その都度私も取り上げてまいりたいと思ふすけれども、改めて私は、そういう観点から平沼経済産業大臣の見解を伺つて、質問を終わりたいと思ふ。

○平沼国務大臣 確かに、会計検査院の昭和五十一年の御指摘、そういうものが出ていた、それに対して、今資源エネルギー庁長官から答弁がありましたが、いろいろな理由がございまして、それが後手後に相なつた。そういう形で、結果的には今大きな累積の赤字が出ていて、このことは本当に反省をしなければならぬと思つておりまして、こういうことがないように、私も、この法律改正をいわゆる出発点として、しっかりとした体制を築いていかなければならない、このように思つております。

○大森委員 終わります。

○谷畑委員長 大島令子さん。

○大島(令)委員 社会民主党・市民連合の大島令子でございます。

まず、大臣、質問に先立ちまして、昨日の夕方に行われました事態特、有事法制特別委員会でございますけれども、そこに、防衛庁のリストを公開すると言ひながら、実は概要版が調査報告であるということを出されました。理事会の皆さんが、明らかにこれは、文言を読みますと、これだけが調査報告書ではないという疑問を多くの理事の皆さんが持ちまして、夜行われました記者会見の席上で、調査報告書が立派に四十ページにわた

りあった、これを中谷防衛庁長官は夜の九時から記者会見の中で認めたわけなんです。

法案審議に当たりまして、やはり政府・与党が国会に対してこのようなふうなことをつた。今非常に意味で、今度の法案も、昨年、私も四月に法案を審議したときには、石油公団は廃止しようということを言ひまして、そのときには全然違つたことで、今回は廃止しようという法案が出てきた。

そういう意味で、私は大臣に、今の内閣を構成している国務大臣として、このことに関してどのような御意見をお持ちか、まず冒頭にお伺ひしたいと思ふ。

○平沼国務大臣 まず、昨年の通常国会の中で、石油公団に関する法律、大変更をいたしたわけでありまして、私が今石油公団廃止をしていて、それと、今御指摘の防衛庁のことと関連づけてお話ししなければならぬけれども、これは基本的に私は関係ないことだと思つております。

ただ、その防衛庁の、いわゆる、ある意味では意図的な報告書、それを非常に短く改ざんをしていくというところは、私は非常に遺憾なことだと思つておりまして、今、情報公開、そういう中で、国民の皆様方が注視をされている中で、そういうことは二度とあつてはならないことである、やはりそこはしっかりと反省をしなければならぬ、このように思つております。

○大島(令)委員 わかりました。

では、この大きな法案でございますけれども、今大臣が述べられたようなそういう真摯な姿勢で、お互いにこれから民主的な議論に入らせていただきたいと思います。

私たち社民党は、一貫して石油公団の廃止を提案してきまして。しかし政府は、そのときには必要性を非常に主張されましたね、去年の四月のちようど通常国会でございます。

その政府が、一転して今回石油公団の廃止に踏み切つた最大の理由、今まで、午前中から午後

かけて、特殊法人整理合理化計画ですとかいろいろな理由が述べられましたけれども、それ以外の本当のねらいは何なのか、見解を伺わさせていただきます。

○平沼国務大臣 昨年の通常国会で公団法の改正を御審議いただきました。

私はそのときにも、実は、一昨年の十二月の行革大綱に基づいて、すべての特殊法人について一年以内に見直しの結論を出す、こういう一つの結論がございましたので、そのことも頭に入れまして、昨年四月の公団法改正のときもそのような趣旨で御答弁をさせていただいております。

しかし、これは午前中來の答弁の中でもお答えさせていただいておりますけれども、特殊法人等改革におきましては、すべての特殊法人等について事業、組織形態の抜本的な見直しを行うことが求められて、昨年末に閣議決定された、今御指摘の特殊法人等整理合理化計画の中で具体的な方針が示されました。

ですから、昨年の通常国会の中で、私もそのことは、ある程度そういう状況になるということとは予測をしておりました、そういう答弁をさせていただいたわけでございますけれども、やはり、国民の皆様方が今特殊法人のあり方について大変大きな問題意識を持つておられ、またその改革を強く望まれている、こういう背景の中で、小泉内閣も、この整理合理化計画を一日も早く実施しなければいけない。そのために、私も切つて廃止をさせていただいて、しかし、国が担保すべき重要な、安定的なエネルギー供給、自主開発の部分、このことは確保しなければならぬという形で三つの大切な機能は残さなければならぬ、こういう決定をさせていただいて今回法案でお願いをしているところでございます。

○大島(令)委員 小泉内閣発足後の昨年の七月の新聞があるわけなんですけれども、まず、石油公団が、先ほど来言われております一兆円を超える不良債権を抱えている。それは一番決定的な理由

であるとは思いますが、小泉内閣発足当初、やはり不良債権処理、公的部門の改革を優先する方針を総理が表明しました。その後、景気の後退がはつきりしてきたため、小泉改革の中心を特殊法人改革にシフトし世論の支持をつなぎとめる、こういうふうな報道されております。

いろいろな理由でこういうものは出てくると思うのですが、私は、やはり政府・与党のある意味では政治的な思惑もあったのではというふうな推測しておりますが、大臣は、この件に関して、どのような御見解をお持ちでしょうか。

○平沼国務大臣 報道はいろいろな角度で物を見ます。ですから私は、小泉内閣は、報道が言っておりますように、やはりそういうことにおもねってそれを目玉にするために特殊法人の廃止というものを言ったとは思っておりません。

小泉首相は、その就任時から改革を断行する、改革なくして景気回復なし、そして改革断行の内閣である、こういう形でもそもスタートをされています。ですから、そういう中で、やはり特殊法人改革というのも改革の大きな柱の一つだ、こういう形で、最初からの信念に基づいて改革断行内閣としてこれを取り上げる。報道が言っているように、世論におもねる、迎合する、そしてそれを目玉にして人気回復を図る、決してそういうことではない、私はこのように思っております。

○大島(令)委員 では、独立行政法人について質問をいたします。

廃止するという意見は一応一致はしているわけですが、問題点は、廃止後のことであると思います。石油公団は、業務の一部は金属鉱業事業団に継承されまして、後を独立行政法人で引き継がれることになっております。現在、石油公団は、特殊法人の中でも予算規模はトップクラス、二〇〇一年度で国からの出資金、補助金は総額が三千六百二十七億円でございます。

そこで、具体的に伺いますけれども、独立行政法人となると、国から交付される運営費交付金

が、用途を特定しない渡し切り交付金として使用できるようにするわけです。この渡し切り交付金は、平成十六年三月、具体的に発足する時点はどのくらいの規模になるのかお伺いしたいと思っております。

○河野政府参考人 現在の石油公団そして金属鉱業事業団に対します国からの予算措置でございますが、今、十三年度の数字について御紹介ございましたが、平成十四年度の予算額も申し上げさせていただきますと、石油公団について千九百五十一億円、金属鉱業事業団について六十三億円という数字でございます。

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構につきましても、特殊法人等整理合理化計画に沿いまして、事業を本当に必要な事業に限定をする、そして、これを効率的に実施していきたいというふうな考えでございます。

具体的には、石油公団と金属鉱業事業団との統合、独立行政法人化に際しましては、先ほど来申し述べておりますけれども、減免つき融資の業務を廃止するというようなこと、また、金属鉱業事業団においても業務の整理を行う、そしてまた、統合の効果を上げていきたいというふうに考えております。

そこで、この独立行政法人について、例えば、平成十五年度においてどのような交付金の額になるかということでございますが、これは今後の予算作業において検討させていただきたいというふうに考えております。……(大島(令)委員「委員長、質問と答弁が違いますので、もう一度質問させていただきます」と呼ぶ)

○谷畑委員長 わかりました。大島令子さん。

○大島(令)委員 私は、石油公団廃止までのプロセスということで、平成十六年三月を目途に独立行政法人がスタートする、そのときの交付金の金額を幾らと想定してありますかと質問しましたので、平成十六年三月のスタートの時点の金額を教えてください。

○谷畑委員長 河野長官、ひとつ簡潔にお願いし

ます。

○河野政府参考人 平成十六年三月以降ということになりますと、今申し上げました平成十五年度の予算よりもまださらに先ということでございますので、今後合理化努力をし、さらに予算を経て具体的な交付金額を検討させていただきたいと思っております。

○大島(令)委員 そういう答弁ですと、何かもう、こういう法案が具体的に出てきまして、こういうプロセスまで出てきて、何も先が見えないというところでございまして、私たちは一体どういう責任を持ってこの委員会が国民に対して審議に臨んでいくのか少しわからないですね。

運営費交付金は用途を特定しないわけですから、言ってみれば何にでも使えるわけで、その透明性と妥当性はどのように図れるのか、お伺いします。

○河野政府参考人 独立行政法人は、その業務の執行につきましても、部内におきましても評価委員会を組織して評価をいたしていくことになりまして、また、経済産業省におきましても中期的な方針を指示する、そしてこれに基づく計画を提出してもらい、この出された計画に基づきまして評価委員会において業績評価を行っていくというメカニズムが働くことになっております。

○大島(令)委員 それでは、独立行政法人は、特殊法人通則第六十条で、その常勤職員数を主務大臣に報告し、主務大臣は国会に対してそれを報告しなければならないこととなっております。

国会への報告が職員数だけで十分だとお考えでしょうか。

○河野政府参考人 今先生が御紹介になりましたのは独立行政法人通則法の規定でございますので、国会でお決めいただいたルールでございます。これに沿って報告するのが政府の役目でございます。

○大島(令)委員 いや、法律によってやるのは政府で当たり前ですよ。どこの自治体だって条例や

法律にのっとってやるのが当たり前ですが、それを一歩踏み込んでどうするのか。

では、政治家である大臣か副大臣にお伺いします。今の質問です。——いや、委員長、ですから、行政マンは法律にのっとって仕事をしないといけないから、この通則法に従ってしか答えられない。であるならば、政治家である大臣か副大臣に同じ質問をしたいということでございます。

○谷畑委員長 どなたか手を挙げてください。(大島(令)委員「もう一度読みましょうか」と呼ぶ)

では、もう一度お願いします。大島令子さん。

○大島(令)委員 では、この分の時間、二分延ばしてもらってよろしいですか。

まず、独立行政法人は、特殊法人通則第六十条で、その常勤職員数を主務大臣に報告し、主務大臣は国会に対してそれを報告しなければならいとなつていますが、国会への報告が職員数だけで十分だとお考えですかという質問でございます。

○平沼国務大臣 これは、今資源エネルギー庁長官からも答弁がありましたけれども、いわゆるこの独立行政法人の業務運営、その規定の中、通則法の中でそのことが規定されております。

その他のことに関しては、私どもとしては、今のこの通則法上ではそれは読み取ることはできません。ですから、そういうことはこれから検討をして、どういうふうにするか、そういうことを決めていくべきことだと思っております。

○大島(令)委員 こういう質問をさせていただきましたのは、一兆円の赤字になるまでほうっておかれた、そして国民からいろいろな意味での批判が強い特殊法人が、これから何年後に独立行政法人になる、そして組織の二百人の人たちはそのまま行くわけですから、もっと緻密な対応が国会として必要ではないかということで、この通則法どおりでは問題ではないか。これは現在使われている通則法なんです。ですから、新たに、心を改めて、こういう形で、改革というならばこういう

ところにも改革の姿勢を見せるべきではないかという趣旨の質問でございます。

もう一度御答弁をお願いいたします。

○平沼国務大臣 その通則というのは、過去の国会の議論を経てそういう形で規定をされていまして、したがって、そういうことを盛り込むということは今後の課題でございます。御指摘のそういったことを盛り込むことについては、今申し上げたように、私どもはこれから検討をする事項だ、このように思っています。

○大島(令)委員 では大臣、しっかりと検討をお願いいたします。

少しわからないことがありますので、独立行政法人になった後に、その職員についてお尋ねします。

ここで採用される職員はみなし公務員ということになるようにございますけれども、平成十六年三月以降設立されますこの職員が、具体的にどういうことをしたときに罰則が科せられるのか、少し質問をさせていただきます。これは長官の方がよろしいですか。

まず、職員がいわゆる口ききをした場合、どのような罰則が科せられるのでしょうか。国家公務員と同じでしょうか。

○河野政府参考人 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構につきましては、法律の第十条で、「機構の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす」ということになっております。

○大島(令)委員 では、次は、わいろを受け取った場合と横領を行った場合はどのようなのでしょうか。

○河野政府参考人 お答えいたします。

この規定によりまして、この独立行政法人の職員などは、通常の公務員と同様、収賄罪あるいは業務上横領罪等の適用対象となるというふうに思っております。

○大島(令)委員 では、あと三つ。選挙活動を行った場合、あと、兼職はどうなんでしょうか。

あと、守秘義務は課せられるのか。以上です。

○河野政府参考人 守秘義務は課せられると考えます。それから兼職は、これは非公務員型だと思いますので、可能ではないかと考えます。それから、選挙活動については特段の定めがないというふうに理解しております。

○大島(令)委員 ということは、兼職はできる、選挙活動はいい。ということは、今七点質問をさせていただきましたが、口ききと収賄と横領と守秘義務は公務員と同じということでしょうか。

○河野政府参考人 おっしゃった口ききというのは、ちよつと概念としてはどうということなのかいま一つ判然といたしません。横領ですとか収賄、これらは、先ほど申し上げたように、刑法の適用対象でございます。

○大島(令)委員 では、次の質問に移ります。大臣に伺います。天下りについてでございます。

特殊会社は、今度は特殊会社のことでございますけれども、肥大化すれば再び官僚の天下り先となりかねない心配をしております。政府は、官僚の天下りは公務員制度全体の問題で早急な改善は難しいという趣旨の見解のようでございますけれども、官僚の天下りをなくすることがそんなに難しいことなのか。大臣、いかがでしょうか。

○平沼国務大臣 特殊会社というのは、委員も御承知のとおり、最終的にはいわゆる純民間会社、株式会社にする、こういう前提でございます。したがって、その特殊会社には私どもは天下りというものは想定しておりません。

○谷畑委員長 大臣は、党首討論がありますので十分前には退場しますので、質問があれば集中してお願いたします。

○大島(令)委員 天下らないという御答弁でございました。昨年、二〇〇一年の四月十一日に、私もこの委員会で質問をしました。その折、大臣は天下りについて、「世間一般で天下りの批判というの是非常に大きいわけでございますから、私どももいたしましては、そういう天下りというもの

は、やはり世間の批判を浴びないような体制に持っていかなければならないと思っています。」と述べられ、加えて、「すべてが癒着構造で、そしてそこが非常に危険だ」というような認識を払拭するために、我々としては一連の改革を行い、堀内元通産大臣の御指摘もございましたけれども、そういった改革を通じて、皆さん方にしっかりと信頼していただける体制を構築する」ことが大切だと思っていると答弁されております。

そこで、平成十三年、二〇〇一年四月、それと平成十四年、二〇〇二年四月、天下りの人数は減ったかふえたか同じかだけお答えください。

○河野政府参考人 恐縮ですが、現在手元にある数字をまず御紹介させていただきます。平成十四年の四月一日現在の数字でございます。

石油公団について、経済産業省から三名、そして石油開発関係で九名、そして備蓄関係で二十二名でございます。

他の時点の数字については、もう一度御説明させていただきます。

○大島(令)委員 もう少し、質問をして一年たっているわけですから、大臣はそれに対して、癒着構造はいけない、信頼していただける体制を構築すると言われたんですから、それから一年たつたので、天下りの人の人数が減っているかふえているかそのままなのか、この大臣の答弁を受けてどのように改革されたのか、その結論だけシンプルに答えていただきたいんです。

○平沼国務大臣 正確な数は後で御報告できると思いますけれども、しかし、一定の任期がありまして、そういう理事にしても総裁にしても、だから任期の途中で、よっぽどのことがない限り、それを誠意するということはできません。ですから、私は、ふえたという報告は一切受けておりませんから、恐らく、後で正確なことを申し上げますけれども、現状だと思っております。

○大島(令)委員 以前平沼大臣に御質問させていただきまして、課長さん以上の方が経済産業省を去るときに、大臣が判を押して、君、どこに行くんだねというふうに関われるということをおっしゃっていました。ですから、大臣の感覚として、何人ぐらゐの人に判を押したのかとか、そういう御記憶があると思うので、

でも、やはりそうであるならば、この去年の四月十一日の質問に対する答弁の重さというのは非常に、この大臣の発言いかんによって重たいか軽いかなんです。だから私は、この国会での質問の一年後の結果というのがよければ、私が昨年した質問の意味は重かった、そういうふうに関係したいわけなんです。

そういうことで、もう一度、申しわけないんですがお願いいたします。

○平沼国務大臣 私は、課長の人事というのは大臣は判を押さない、そういう建前であります。それは私は、課長から全部見ているということ、どの場合でも申し上げたことではないと思っております。ですから、それは議事録を調べていただきたいと思います。

それから、私がそういう答弁をしておりますから、もしそういう公団等の、あるいは特殊会社、そういったものの理事、役員数がふえているということであれば、そこは私の決裁ですから、私が、ふやしますという報告を受けたこともございません。したがって、これは正確にお答えをしますけれども、現状の維持ではないかな、こういうふうに関係しております。そういう問題意識は役所の中、徹底していますから、私に隠れてふやすようなことは、私はないと思っております。

それからまた、国会監視ということでは決してない、こういうふうに関係しております。

○大島(令)委員 そういう大臣の誠実な、前向きな御答弁でしたら、ここで提案でございますけれども、やはり官僚の天下りに対する明確な禁止規定ですとか、そういうものを法案なりいろいろな形で盛り込むとか、古屋副大臣、そういうことは考えていただけないでしょうか。

○古屋副大臣 やはり実態というのは大切なんですね。世間から、天下りがたくさん来ている、こういう批判を受けているわけですよ、この石油公団に限らずすべて特殊法人に対して。私は、すべて天下りが悪いとは思いませんけれども、公平に見て、十分にこの人なら余人をもつてかえがたい方だという方が行くことは問題はないと思います。が、何となく既得権のような形で天下りをしていくということは好ましくない状況だと思っていますので、そういうことはしっかりと正をしていく必要があると思っております。また、そういう視点に立って私どもも運営をさせていただいております。

○大島(令)委員 そういうことであれば、古屋副大臣だって、政治家ですからいつほかの省の大臣になるかわかりませんので、そういうお考えをこの経済産業省に残しておくには、やはり明文化したもので、そういうルールをきちつとしない、せつかくのこの生きたい回答も引き継がれないわけなんです。ですから、今の回答をきちつとこの石油公団の天下りの問題に関しては残していくという方法を、具体的にどのようにしたらいいの、ちよつと考えを聞かせてください。

○古屋副大臣 私どもが、副大臣でもあるいは大臣でも、回答をさせていただいたことはすべて議事録に残してあるんですね。この議事録に基づいて、いろいろな役所として運営をしているときに、これが前提になって対応されているわけですね。仮にこの答弁と相矛盾するようなことが行われるということ自体が問題になるわけでありまして、その辺は、私どもはしっかりと断然なくチェックをしていく必要があると思っております。また、事務方もそういう趣旨をしつかり徹底して取り組んでいただいているというふうに思っております。

○大島(令)委員 随分事務方を信頼された御答弁でございまして、それはそれで個人のお考えです。私はいいと思いますけれども、私は、同じく昨年の四月の経済産業委員会では、

石油公団の現状について、堀内元通産大臣の発言を引用しながら平沼大臣のお考えを聞きまして、そのとき、石油公団の使っている金は全部税金である、これは堀内元通産大臣のお言葉です。公団は自由に使えると思つて、国民の税金で国策に沿つて成果を上げなければいけないという感覚を持っていない、また、石油公団はもう要らない、自主開発油田が歴史的使命を終えた今、彼らの存在は日本のためにならないと断言しておられます。私が平沼大臣に感想を求めたところ、大臣は、「堀内元大臣の御指摘というのは、ある意味では非常に的確な御指摘もあつたと思つておりまして、引き続き石油公団の業務改善に努めていかなければならぬ、このように思つております。」と答弁されております。

石油公団はもう要らないというのは、一つには、公団としての使命を終えたということで、少々の改革ではもうその体質は改善されないというところであると思つた。それなのに、今回の手続にいままだ使命が残されているかのような含みを感じるのは何が問題なのか、副大臣、お願いいたします。

○古屋副大臣 堀内現自由民主党総務会長でございますけれども、からの提案を受けまして、私どもも与党として、あるいは平沼経済産業大臣として、詳細なすり合わせもさせていただきまして、その結果として今回のこの法案を提案させていただいた次第でございまして、今御指摘のありました堀内先生にも、今度のこの改革については十分に賛同をいただいた上で実は提案をさせていただいているということとひとつ御理解いただきたいと思います。

すなわち、石油公団の持つている役割のうち、これからは国がやはり関与していかざるを得ない分野、それは、先ほど来答弁をさせていただいておりますように、三つの分野でございまして、これについては、独立行政法人化をして引き続きその業務をしていくことでございまして、今までのように、その業務遂行に当たっては、今までのよ

うな、いろいろなふぐあいが生じた、そういった反省の上に立って、例えば減免つきの融資を禁止するとか、あるいは実際に具体的なプロジェクトを選択するときに、幅広い見地から厳密に選んでプロジェクトを選択していく等々、十分にその堀内先生の意向あるいは全体の行革の流れというものも踏まえた上で実は提案をさせていただいていて、ということとをぜひ委員も御理解いただきたいと思います。

○大島(令)委員 では、この際伺つておきますけれども、石油公団の保有する資産の整理基準を明確にして、特殊会社に関する法律をきちんと出す、このことが今回できなかつたわけですね。

私たちも事前に政府から説明を聞きましてけれども、特殊会社の設立というところが点線の枠で囲んであるんです。これが小泉さんの言う行革、そして特殊法人改革の大きな目玉であるとするならば、平成十六年三月までは線なんですね、その後、独立行政法人のところは実線、石油公団廃止は平成十七年三月めどと書いてあります。

やはり疑問に思ふのは、そういうプロセスがあるならば、なぜこの段階で特殊会社の設立の法律を今回出せなかつたのか、理由を聞かせてください。

○河野政府参考人 今回のこの石油公団等の廃止法の附則第三条におきましては、「政府は、特殊法人等改革基本法に基づき、」云々でございまして、中略いたしますが、「別に法律で定めるところにより前条第一項の規定により公団からその権利及び義務を承継する株式会社として政府がその資本の全額を出資するものを設立し、並びに当該株式会社をできるだけ早期に民営化するために必要な措置を講ずるものとする。」という規定を置かせていただいております。

これを御審議いただきましてお通ししたくというところが、将来に特殊会社を設立する法案を別途、法律的措置が必要でございましてけれども、そのプロセスを定めることになるというふうに考えております。

ちなみに、今回、特殊会社法そのものを提出しております理由につきましては、三年かけて石油公団の資産の整理等を行う業務を移管していくというプロセスを踏むこととしておりますので、その状況を見ながら新しい法律を用意するという手順を踏むというふうに考えたものでございまして。

○大島(令)委員 今の長官の答弁は、次の私の質問をそつくりお話しされてしまいましたので、ちよつと言い方を考えておりますけれども、三年程度で資産処分等清算のための組織を期限つきで設置するというところで、しかし、資産処分に関する明確な基準がつかれない中で、特殊会社の設立というその全体像がわからない中で、私たちというのは語弊があります、どうして社会民主党としてはこの審議ができるのかという非常に大きな疑問を感じております。

では、具体的にお伺いしますが、この資産処分に関する明確な基準、それは経済産業省が主導するの、石油公団が主導で行うのか、どちらなんでしょうか。

○古屋副大臣 まず、石油公団が保有する関連資産の処分の取り扱いについての一つのメルクマールという判断基準はあるのかどうかということでございますけれども、これについては、整理売却をするものあるいは特殊会社に継続されるものについては、検討委員会が議論をしてそこで決められるということになります。

それで、実は、その検討委員会での判断基準の中で留意すべき点というのは幾つかあるかと思ひまして、例えば事業内容の悪いものというのがあります。これは、原則早急に整理売却するということが適当ではないのかな。あるいは、事業内容が悪くないものであつても、将来民営化したり、あるいは国際的な石油天然ガスビジネスを自律的に展開することを予定する特殊会社にとりましては意味で中核的な仕事にならないというようなものは売却する方向で検討することが適当ではないかと、あるいは、三つ目としては、探

鉱中、開発中の案件につきましては、それが将来性があつて、産油国との間でも国の関与というものを引き続き示す必要のあるものは特殊会社に継承することが望ましいのではないのか。あるいは、現在事業内容が決してよくないというものであつても、ほかのプロジェクトの連携とか他の事業と連携することによって将来十分物になるということが見込まれるのは、特殊会社に移行した方がいいんじゃないかと、大きく分けるとこんなような基本的な考え方があるかと思ひます。

いづれにしても、そういったものは詳細に検討委員会でも検討されるべきものというふうに認識をいたしております。

○大島(令)委員 検討委員会でも検討するということでございますが、その検討委員会は経済産業省の中に設置されるのか、それとも石油公団の中に設置されるのか。

ある雑誌には、今国会に三本目の法案として公団の資産整理機構設立法案、これは仮称ですが、これが出されるはずだったのがなくなつてしまつたということでありまして、そういう検討というものには、法律をつくつて検討しないという方針は、どういう理由でそういうふうになつたのか。私は、やはり法案のような形で出された方が国民の理解を得られると思ひます。

というのは、石油公団は本当に一兆円も赤字を抱えているわけですよ。すごい金額なんです。それをやはり何年間かけて独立行政法人に持つていくわけですから、そういう意味で、内部での検討といひましたら、公正さとか透明性というのがやはり欠けていると思ひます。

○河野政府参考人 御審議いたしておりますこの石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律におきましては、資産処分業務に関しまして、総合資源エネルギー調査会への意見聴取の義務、ここに検討委員会が設けられることになつておりますが、さらに内閣総理大臣への協議の規定が設けられております。こういったプロセスを通じて、公明正大に対応策を検討していくという

考え方でございます。

○谷畑委員長 質問時間を二分追加しております。プラスしております。

○大島(令)委員 どうもありがとうございます。

私は、政府全額出資の特殊会社に最終的に優良会社を一たん移管していくという道筋でございますので、国民にわかりやすい姿を見せるべきだと。今までこれだけ批判されてきたわけですから、内部で検討ということではなく、やはり法案によつてきちつと出すべきではないか、そういう趣旨で私はお尋ねしているわけです。

副大臣、最後にお願ひいたします。

○古屋副大臣 石油公団がこの事業をどういった形で継承していくか、その基本計画を出してきまつた場合には、最終的には、今河野長官から答弁がありましたように、内閣総理大臣に協議をするということになっております。

いづれにいたしましても、そのプロセスがはっきり公明正大に行われること、そしてそれがしっかり情報開示をされること、私はこれが極めて大切だと思つておりますので、そういった視点にのっとりながら私どもは対応していきたいと思つております。

○大島(令)委員 では、古屋副大臣の答弁を期待して、ひとまずきょうの質問はこれで終わらせていただきます。

○谷畑委員長 次回は、来る十四日金曜日午前九時二十分理事会、午前九時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時五分散会

第一類第九号

經濟産業委員会議録第二十二号 平成十四年六月十二日

平成十四年七月一日印刷

平成十四年七月二日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

0